

会 議 録

会議の名称		第 6 回行政経営懇談会		
開催日時		平成 30 年 1 月 16 日 開会 14 : 00 閉会 16 : 30		
開催場所		東京ガス株式会社つくば支社 大会議室		
事務局（担当課）		企画経営課		
出席者	委員	石塚 敏之，上田 孝典，江藤 睦，小玉 喜三郎，中村紀一，根本 一城，古久保 みどり，堀 賢介，柳瀬 敬		
	その他			
	事務局	神部政策イノベーション部長，飯村政策イノベーション部次長，片野企画経営課長，大越企画経営課長補佐，吉岡企画経営課長補佐，会田係長，内田主任，大友主任，栗島主事，和田主事		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	5 人
非公開の場合はその理由				
議題		(1) (仮称) 市民参加推進に関する指針について (2) (仮称) 大規模事業の実施に関する方針について		
会議録署名人			確定年月日	平成 年 月 日
会 議 次 第	1 開会 2 議事 3 その他 4 閉会			

○事務局 それでは平成29年度第6回行政経営懇談会を開会いたします。

それでは議事のほうに早速入りたいと思いますが、進行のほうは中村座長のほうでお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○座長 それでは、第6回のつくば市行政経営懇談会を始めたいと思います。

まず、本日の予定を申し上げたいと思います。議事日程にもありますように、1、市民参加推進に関する指針について 2、大規模事業の進め方に関する基本方針について、この2つについて、今日は議論することになります。本日の会議ですけれども、午後4時半を予定しておりますけれども、できるだけ能率的に終われば、というふうに考えております。

まず会議の公開、非公開についてですけれども、原則公開しておりますので、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○座長 次に、本日の配付資料の確認をいたしたいと思いますけれども、事務局のほうからお願いいたします。

○事務局 それでは、配付資料の説明をさせていただきます。

【資料確認】

○座長 皆さん、資料はございますでしょうか。

それから本日欠席の委員が修正案というのをこちらに提出されているのですけれども、皆さん、お持ちですよ。それから、つくば市の状況というこの資料、これもありますか、皆さん。

それでは、議事に入ります。

まず第1番目に、市民参加の推進に関する指針について、です。

それでは、事務局のほうから、説明をお願いいたします。

○事務局 （資料1、2に基づき説明）

○座長 どうもありがとうございました。事務局の方から指針とそれから要綱について説明をいただいたのですけれども、最初に、市民参加推進に関する指

針のほうから始めたいと思います。今回は、一応ここでまとめて、2月2日から3月5日のパブリックコメントに出せるような形でまとめたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「はじめに」のところから少しやっていきましょ。資料1の「はじめに」というところですけども、「はじめに」のところについて、何かご意見のある方はいらっしゃいますか。

どうぞ。

○委員 市民中心のというふうに直されたのですけれども、私たちは中心に据えられるようなものなのかなと。市民が主体で、市政というのは動いていくのではないのかなというふうに思っ、ちょっとこの言葉が嫌だなと。うまく表現できないのですけれども、嫌だなと思ったのです。市民に寄り添う市政って、一見ちょっと優しい言葉のようですが、市政というのは、市民がいるからこそ、市民のためにあるものであって、わざわざ寄り添うと断らなければいけないほど、今市民と市政って乖離しているのでしょうかと。何か、やってやっているんだぞみたいな感じがして、私はこの表現、実は余り好きではないのです。これ、市長の立場で言うのだったら、それはそれでいいのかなと思うのですけれども、行政がこれを言っはいけないでしょうみたいな感じが私はしたので、ちょっとこの言葉が嫌です。すみません、うまい表現が思いつかないので、こんな言葉で申しわけないのですけれども。ちょっと嫌な言葉だったと思います。

○座長 どうぞ。

○委員 市政運営の主体は行政だということは大前提として異論はないと思うのです。

○座長 市政運営の主体が行政。

○委員 実際に運営をするのは行政だという、ただ、その何をする、その中身のことを考えるのと、その実際に運営していく主体が行政だということは、分けて考えるべきものではないかと思っ、これを変更した理由を書いてくださ

っているのですが、そこにちょっと混乱があるような気がして、別に行政が主体ですという、その運営機関としての行政を否定するつもりは誰も今のところ少なくともないわけで、遠い将来、市民が運営していくようなことがあるのかもしれないけれども、現時点では、そういうことまでは考えていないわけですから、行政が運営をしていくのですが、その運営の中身について、市民主体で考えてほしいということを繰り返し言ってきたのだと思うのです。私も中心ではなくて、やっぱり主体、主権者は市民ということだと思うので、それも別に否定なさる方はいらっしゃらないのではないかと思いますのですが、そこがちょっと混乱していて、言葉だけを変えてしまったような感じがして、どこにも対立はないのに、どうしてかなと。あるいはもし、私が思い及ばないところでどうしても、例えば、庁内にそういうことはないと思いますけれども、主権者が市民だなんてとんでもないという強い声があるとか、そういう特殊な事情があるならわかりませんが、主権者は市民ですねということは、「はい」だろうし、運営主体は行政ですよ、行政が運営していくのですよねというところも、はい、お願いしますということにはなるのだと思うので、そこを分けた形で、でもやっぱりその行政の中身、市政の中身を主権者が主体的に決めるものですよねというところを、何とか文字として表現して「はじめに」に入れていきたいという強い思いで今日は来ました。

○座長 この箇所以外にありますか。ちょっと私が気がついた点を言いますと、近年から始まりますけれども、近年のその後、つくば市ではとか、本市では、をつけたほうが良いというのがまず一つ、僕の考え方。そのほうが、しつこくなるのだけれども、最初ですから、つくば市をつけたほうが良いというのが一つ。

それからあと、これらは山積する課題のほんの一部に過ぎませんというのは、これは改行をしないで、それを前のところにくっつけて、市政30周年を迎えから改行するほうが、形としてはいいということ。気がついたことです。

それからあと、やっぱりこの2人の方から出た寄り添う市政と市民を中心というのは、ちょっと私もこだわりがあって、寄り添うは残してもいいけれども、市政は市民を中心としたというところを、市民自治を基調とした市政運営とか、住民自治でもいいかな、それにしたほうが、市民中心よりいいのではないかと思います。そうすると、住民自治基本条例で住民自治を入れたいと言っていた人の意見も一番最初に出てくるので、市民に寄り添う市政を実現し、市民自治を基調とした市政運営を行うということが必要ですと。何か違和感ありますか、それでも寄り添うは要らないですか。

どうぞ。

○委員 私もそのところが非常に重要で、また逆にそこに触れていただいたというのは、すごくプラスになるのではないかなと思うのです。これは、行政が主体を持っていなかったら、これだめですよ。行政は主体的に行政をされるわけで、市民もそれぞれが主体なわけです。そこで、お互いに関係性が生まれてくるわけだから、両者の主体をもう否定するなんていうことはあり得ないこと。だけれども、ここで市民主体と言ってしまうと、その誤解が生まれるというので、恐らく慎重な言い回しになったのではないかと。中心にというのが、言葉が適切かどうかといったら、座長が言われたように、自治という考え方のほうが、すごくいいなと思います。

後で、また自主性と主体性のところは出てくるので、そこでまたもう1回意見を言いたいと思いますが。

○座長 そのほかにありますか。私が気がついた点はそこで、一致している点はそのやっぱり市民を中心のところは少し直したほうがいいのではないかとというのが考え方としてありますけれども。そのほかのところはございますか、何か気がついたところ。

どうぞ。

○委員 私が出した意見に基づいて、いろいろと修正いただいてありがとうございます。

ざいます。別のところなのですけれども、一方で、周辺部においては云々かんぬん、というところの文章ですが、周辺部と来て、また中心部になってくるので、少し文章としておかしいかなと思ひまして。例えば、直すとすれば、一方で、中心部においては公務員宿舎やUR都市機構所有地の売却、大型商業施設跡地の利活用が問題となっており、また、周辺部においては、云々かんぬん、ということで、中心部を先に持ってきたほうが、TX沿線の開発につながって、文章としてはわかりやすくなるかなというふうに思ひました。

○座長 どうぞ。

○委員 語句で恐縮ですが、2行目の地域コミュニティーが次々と誕生していますと、私の体感として、TX沿線を含んだ都市開発では確かに住居はできているのだけれども、地域コミュニティーと云々いいのかなどうか、私の感覚は町並みがというレベルかなという認識です。そしてその町並みの先に地域コミュニティーはやがてできてるだろうし、既にこの周辺でできている三つぐらいのグループがあることも承知していますが、そこがちょっと違和感がありました。

それから、4行目、大型商業施設跡地などの問題もあり、次に課題と言いかえていて、この問題と課題をどうしたらいいのかなという。個別の事象を問題として、それらを含めて課題と読むのかなかもちょっと少し疑問を感じました。

あともう一つ、やっぱり先ほどから話題になっています市民に寄り添う市政は、少し私の中でも違和感を感じたところです。

○座長 そのほかにございますか。いいですか。

どうぞ。

○委員 4段落目の最後の追加のところですか。市民と対話する機会を常に設けておくこと、そして何よりというところも、ちょっと市民と対話する機会というところは、なかなか今の文脈から行くと、やはりちょっと行政と市民という

形でかなり対立関係に見えてしまうので、市民が関与する機会とか、もうちょっとやわらかい言葉のほうが誤解を招かないかなと思います。

○座長 対話するを関与すると。

○委員 例えばですが。

○座長 例えばですね。

○委員 ここは、対話というのは、案外重要な言葉ではないかなと思って、むしろ私は対話は残しておいたほうがいいと思いますけれども。というのは、その上に、意見を集め、合意形成を図りながらという言葉、これも非常に重要だと思います。合意形成をしていくためには、もちろん対話が必要で、双方向であるというところが大事ななんてちょっとと思いますけれども。

○座長 それでは、大体そのぐらいで「はじめに」のところはよろしいですね。大体課題として出てきたので。

そうすると、最初のところでは、委員が出されたものですから、委員が直されたので、私もいいと思うのですけれども。一つ、委員が出された新たな地域コミュニティがといった場合に、コミュニティはできていないではないかと。

○委員 そこまでストレートには言っていません。感覚的にまだ。

○座長 まだその形成過程にあるということですね。

○委員 はい、ありがとうございます。そのとおりです。

○座長 だから、新しいまちというけれども、まちというとやっぱり人間が生きていくような感じになってしまうし、ちょっとそれはやめておきます。今、取り上げないことにして。この周辺部の前に、中心部を持ってくると。それで、その後で周辺部においては、にしていくという、この入れかえについては、よろしいですか。

○委員 そこですみません。中心部と周辺部という概念は誤解ないでしょうか。今、中心部というのがつくば駅周辺だと皆さん思われるのならいいのですが、

私はTX沿線が中心部になりつつあるのかなという意識が最近ちょっと出てきたものですから、確認だけお願いします。

○座長 それは、今までの認識では、やっぱりセンターを中心としたというのが中心ということで理解していいのではないかと思うのですけれども。

○委員 すみません、議会報告会で、中心部ってどこのことですかと質問したのです。議員の中にも、いろいろな意見があって、基本的には、つくば駅周辺と研究学園エリアの2カ所だと。中心が2カ所あるんです。何か、その市全体の印象として、その中心部というものが漠然としていて、どこかにはっきり決まっていないうのだなという印象を私は得たのです。申しわけないのですが、ちょっとこの表現、難しいぞという。

○座長 でも、大体都市化されている区域というのは、連担しているかどうかわからないけれども、つながっているかどうか。やっぱり1駅、こっち側にセンターがあり、こっち側に研究学園があると、この辺のところは一応中心と捉えていいのではないかと思うのです。中心という言葉であらわす。余り、中心部はどこだと、周辺部はどこだとやっていってしまうと、それこそ大変なので、僕はこれ中心部を先に出して、周辺部にというので、これで大体いいのではないかなと思うのですけれども。

○委員 中心市街地という概念とまた違うのでしょうか、中心部と。

○座長 ちょっと違うと思います。違えないとちょっと難しいだろうと。委員にお聞きするのが良いのかな。

○委員 いやいや、中心部もそうなのですから、僕はやっぱり周辺部というのは、最初周辺というふうにしたのですけれども、やっぱりちょっと個人的には違和感がありながら使っている部分があって、やっぱり中心と周辺というような形で、市の中を分断するような捉え方というのは、個人的には。ただちょっとそれにふさわしい別の言葉が思いつかないというのもあるのですけれども、どういうふうに形容すればいいのかというのは。だから、あえて中心部と

いうのをやめて、つくば駅周辺というふうにして、周辺部というのは、例えば、何と表現すればいいですかね。

○委員 何となくぼやっとしてしまうのですよね。

○座長 でも、ここの具体的な課題がどういうのがあるというのが出てくると、中心部においては公務員宿舎、UR都市機構所有地の売却とか、大型商業施設跡地利用だとか、大体それで中心部というのはイメージされるし、それから具体的にその人口減少と高齢化というのは、少なくともこっちの中心部、いわゆる中心部ではないというので、僕はこのぐらいの表現でも構わないと思うのですけれども。

○委員 ここであえて定義する必要はないのかなと。

○座長 と思います。

○委員 ぼやっとさせておいて。

○委員 ここの全体の趣旨からしたら、いろいろな問題があって、それぞれに地域の問題があるということがわかればいいので。余りこだわらないほうがいいかなと思うのです。

○座長 と思いますけれども。

○委員 余り決まっていなみたいなので。

○委員 順番からいうと、一方で周辺部となると、それこそ周辺部って何って最初から疑問になるけれども、中心部というか、センター地区とかいうのがあると、それは公務員宿舎とか、あの辺のことを言っているのだなというのがわかって、それに対する周辺部と、先ほどのように入れかえたほうが、わかりやすくはなりますよね。これは、ほかのいろいろな審議会の中でも、センター地区とかいろいろなことを言っていて、何かわかったようなわからないような話でしたけれども、入れかえればある程度。

○座長 そうですね。いいと思うし、それからここをつまずいてしまうと、やっぱり市民参加の話ではなくて、中心部はどこだ、周辺部はどこになってしまう

うので。

○委員 私の個人的な見解だけ話させてください。公務員宿舎は松代も並木もあります。それからUR都市機構の持っている土地はTX沿線の開発エリアも含めてあります。ということは、感覚的に理解していますから、それまでです。

○座長 大体そうなのだと思うのです。都市化の進んでいるところと農村社会が残っているところぐらいの中心部と周辺部だと思うのですけれども。

それから、ちょっと私が言った、これら山積する課題という問題もまたあるけれども、それはそのままに一応しておくとして、これはここまではつなげたほうがいいと思うのですけれども、どうですか。一部に過ぎませんで切れて、それから市制30周年を迎え、のほうが私はいいいと思いますので、それはそういうふうにしたいと思います。思いますというか、そういうふうに提言したいと思います。

それからあとは「寄り添う」です。寄り添うを外すかという問題ですけれども、市民に寄り添う市政を実現し、市民を中心とした、のところを、市民に寄り添う市政を実現し、市民自治を基調とした市政運営を行うというふうにする場合に、その市民に寄り添うは要らないと。

○委員 それこそこの下線のところはなくでもいいのではないかと。いっそなくとも。

○座長 どうですか。それについては、寄り添うというところは。

○委員 市民自治のという形でその後受けてくれるのであれば、この二重下線のところは逆になくでもいいかなと思います。

○委員 一層市民の声に耳を傾け、市民自治を基調とした市政運営を行っていくことが必要ですと。では、一応意見としては、こちら側の意見としましては、そうしましょうか。では、その市民に寄り添うは切る。寄り添う市政を実現し、を外して、耳を傾け、市民自治を基調とした市政運営を行うと。

それから、その後に出た市民と対話する機会を常にという、これ、僕、対話

はそんなに対立的ではないという捉え方はしているのですけれども。その辺は。

○委員 感覚なので、皆さんのご意見も聞いてみたいと思うのですが。

○座長 皆さんはどうですか、この対話するという。例えば、市民が関与するというのも、一つの今意見で出されたことで、関与するのほうが、対話するよりは大きい段階だと思うのです。

○委員 双方向のコミュニケーションを持てるチャンネルを常に設けておく。常にあけておくんだよという意味であれば、これはいい表現だと思うのです。

○座長 では、対話するでそのまま生かしておいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○座長 そうすると、そのほかにございますか。これ、委員のほうから出てきた課題と問題というのがありますけれども、この辺はどうですか。

○委員 意図的に使われているのであればそれでいいですし、もしその辺の意図があるのかどうかをちょっと確認できればいいかなと。

○座長 これは、委員のところもそうでしたか。同じ課題でしたか。問題があり、課題のほんの一部、やっぱりこの最後は課題のほうがいいのですよね。

○委員 そうですね。

○座長 問題のほんの一部だとまずいからね。まずいというか、文章としては。

○委員 私は、個人的に、一つ一つの問題点として上げてあるものが問題であって、そういったものをひっくるめて課題としているのかなというふうに解釈していたので、余り違和感を感じなかったのですが。

○座長 僕もさっと目を通してしまったのですね。言われてみれば、なるほどという。問題があるというのは現状で、課題がそれを解決していかなければいけない問題としてあるのだよということですね。それはまた後で出てきたときに、もし議論するときにはやることにして、「はじめに」はこれでよろしいですか。大体今の話したようなことで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○座長 それでは、指針の目的です。

括弧のない1は指針の目的のところはよろしいですね。

「2 市民参加とは」の、この一番大きな変更としては、この（3）の市民参加を実施する事業というところがあるのですが、これについてはいかがですか。これは庁内の意見として出てきて、①、②、③、④という、これを出してほしいというふうに、中で出たもので、①から④はパブリックコメントの対象として載せられている事業であるということなのでは。私はこれはちょっとやっぱり違和感があって、まずこの①から④の事業以外でも市民の暮らしに身近な事業や市民の関心の高い事業などについては、積極的に市民参加を実施していきますという、こっちのほうはむしろ中心でというか、市民参加というのは、別に四つの項目が中心になるわけではなくて、むしろ市民が日常的に政治に直接関与する、参加していくことが重要なので、その上で、例えば、そのパブリックコメントに載せられているような①から④みたいなものもあるというので、例示として出すので、もうちょっと広くとったほうがいいのかと思うのですけれども。

どうぞ。

○委員 ここで、その市民の概念がまた出てきてしまったと思うのです。これも住民参加と言ったとすると、住民が直接かかわる、利害関係にかかわることについて、自分たちが参加して、意見を述べるというその自治的な意味になるのですが、ここで言うところの未来構想とか、その計画というのは、市民に倫理性を求めていく。大局的につくば市というものを見て、それでいろいろな意見を言うということ、地域住民とは違うものを求めている結果、①、②、③、④になっているのだと思うのです。それはそれで、市民参加というふうに言ってしまった以上、住民参加とはちょっと違ったスタンスで捉えることは仕方ないのかなと思います。ただし、さっきの主体の問題ともかかわりますが、行政が、その実施しなかった理由、それから十分周知し説明するんだということ

ころは、その行政の主体性の問題で、あくまでもその行政が主体的に判断するということは、責任が伴うから、市民に後であれ、きちんと説明しなければいけないと。市民参加が、行政が主体であれば、市民参加がないわけではないわけだから、どうもその専決性とか、そういうことを認めるにしても、それが市民参加とは別だとは考えられないのです。その、なおの後の云々ですが、緊急のものとか、専決性はあったとしても、それが市民参加ではないとは言えないと思うので、悩ましいところですが。

○委員 私も、今回いきなりこれが入ってきて、今までの議論だと、その対象事業とかそういったものを絞るという発想は全くなくて、むしろ幅広く、できる限り参加できるものにはいろいろな形で参加していこうというものだったと思うので、かえってここで規定するというのが、どういう趣旨なのかなというのがわからないというところがあります。初めの①から④というのは、これはパブリックコメントを実施する際の各項目ということなのですが、今回定義している市民参加手法というのは、まさにパブリックコメントでも拾えないような部分も含めて実施しましょうというものだと思うので、ちょっとそれと平仄をとってしまうと、では何のためなのですかという話になっていきかねないかなと思うので、ここはそもそももう設けないぐらいでもいいのかなという気はしているのです。あるいは、座長のおっしゃるとおり、なるべく広めにとれるような規定ぶりにしたほうがいいのではないかなと。委員もおっしゃった、なお以下の点も私もちょっと考えるところがあって、これは多分大規模事業評価の規定ぶりがそのまま載ってきていると思うのですけれども、あちらに関しては、どちらかというと、きっちりと対象事業を確定させて、もう一律に決めましょうと、これから外れるものをきっちり除外できるようにしましょうというものですけれども、今回ののはあくまでこのケースは基本方針であって、そこまで厳密にこれが対象になります、これが対象になりませんと、対象になったらこれを絶対に実施しなければいけませんというものではないので、そこから

も、ここまで厳密に書く必要があるのかなという気はちょっとしております。

○座長 その辺、事務局のほうはどういうような形でこれを入れることにしたのですか。庁舎の職員から出たわけでしょう。今までの議論を聞いていて、いかがですか。

○事務局 この素案について説明した際に、ここにはどういったものが対象になるのかというのが、この中にはないのではないかとのご意見がございまして、対象というものは、私はこれまで皆さんの議論を聞いてきたものですから、事業の大小にかかわらず、考え方として、市民参加を進めていくものですよということでしたのですが、庁内に展開する際に、どういったものが対象になるのだというのは示したほうが、市民参加に取り組んでいくときにわかりやすいのではないかとというのがあって、今回議論の場にとということで、出させていたいたものです。

○委員 次のページになるのですけれども、市民参加の4段階のところで、共有、理解というのがあるわけです。共有、理解というのは、事業ではないわけです。この時点から、市民参加をするのであって、その時点から対象が絞られてしまったら、誰も出てこれなくなってしまうのです。だから、4段階をとるか、この対象を絞るのをとるかということになったら、絶対4段階をとらなければいけないと思うのです。となると、ここで対象を絞るというのは、適切ではないような気がします。

○座長 そのとおりだと思います。だから、対象を、例えばのところで、この4つが出てきてもいいのだけれども、これだと、対象事業は次のとおりとしますにして、これが中心であと付随して市民の暮らしに身近なこともいいですよというふうになっていますが、私はむしろまず市民参加の対象、実施するものというのは、市民の暮らしに身近な事業や市民の関心の高い事業についてとか、あるいは、あらゆる市が行うことについてでもいいわけだけれども、それについて、参加するのだ、それが対象になるのだというのを書いた上で、なおを入

れるのかどうかわからないけれども、パブリックコメントに載せられているようなこの四つの事業なんかもその中に入るのであるという書き方が一番いいのだろうと思うのですけれども。それだと事業として対象を絞っているのだけれども、市政全般についての参加と書いてしまえば、絞っているのだから絞っていないのだからわからなくなるわけだから。

○委員 ①から④とわざわざ書いてしまうと、これにとらわれてしまうので、この①から④を書かないで、市民の暮らしに身近な事業やということだけを書いて、だけれども、できない場合はこうしますみたいな形のほうが、納得しやすいです。

○委員 さっきの前書きでもやったその市民の自治の意識というのが、やっぱりここでも表現されないとだめだと思うのです。確かに、その①、②、③、④というのは、市民参加の大きな核であることは間違いないですけれども、そこから始まってではない。

○座長 そうだと思います。ですから、そうすると、一つここに出ている案というのは、要するに実施する事業といっても、もうほとんど限定しているように限定しないような形だけでまとめるか、それを一番最初に持ってきて。それを最初に持ってきた上で、一応例示としてこういうかなり重要なものとして、①から④みたいなものがありますよというのを入れたほうがいいのかということについてはどうですか。

○委員 入れなくてもいいのではないかと思いますのですけれども。

○座長 では、ここの意見としては、もうその抽象的なところでとどめておくということですね。

○委員 今の議論はそれで結構なのですが、繰り返しになりますが、私の中で少しまだ整理し切れていないのが、市民参加の対象になる市民という概念と全体の脈絡が必ず一致しているかとなると、この庁内、もしくは今回議会の意見もあるようですが、皆さん正確な理解ができているかというのが、少し疑問で

す。それで、例えば、在住者、在勤者、在学者という定義、これは市民と我々は理解してきています。今日ちょっと資料をつけさせていただいて、これは、つくば市の状況と紛らわしいのですが、つくったのは事務局ではなくて私ですが、例えば、今の在住、在勤、在学という定義を見たときに、2 ページを見ていただくと、これ国調のデータで、右側の表で、つくば市内に市外から入って通勤者が2万人いるのです。かつ通学者が2,000人、合わせて2万3,000人を超えている。これが一つ。昼夜間人口でも1.08。いわゆるベッドタウンでありつつも、市外から入ってきている。かつ、次のページ、例えば、3 ページ、4 ページ、どこからたくさん来ているかと、周辺市町村、それだけつくばに就業の場があったりしているということだと思います。おもしろいのは、6 ページだと、これ特殊なのですが、流出人口で、都内23区のうちの10区程度に相当数出ているという、これは本来の市民、住民登録をしている市民で出ている人という意味ですけれども、そういう特殊な状況があることと、それから9 ページを見ていただくと、もう一つは、交流人口以外、流動人口以外に、転入している、転出しているというこの規模。これだけ短期間に、いろいろな価値観の人が、今回市民参加の対象になる市民と位置づけられている状況というのは、我々は絶えず認識しなければいけないということだと思っています。

それで、さっきの迅速性、緊急性、効率性、私の言葉が不適切かもしれませんが、保険を掛けたのかなという気はしますが、いわゆる責任を持って行政を運営する行政マンにとって、こういう他の自治体にない事例の中で、限られた期間で仕事をしなければいけないときに、本当に誰が責任をとるのだと考えたら、やっぱりリスクは意識すると思うのです。我々もそのリスクを度外視せずに、そのリスクは、参加する資格を持っている市民が等しく負うと。納税者だけではなくて、その他の人も負うのだと宣言しようとしているわけなので、市からしたら現実的かなというのは私の中にもあるので。かかわり度合いの薄い人、納税義務も負わない人も、等しく市民参加すると、我々は声高らかに宣

言したけれども、実効性はあるのかというのが、一つ感覚的に疑問を感じています。それで、だから、先ほどの迅速性、緊急性、効率性というのを是認するものではないです。ただ少なくとも、効率性が求められない行政はあり得ないので、これはまずもって到底なじまないのかなという感想は持っております。

○委員 今の（３）の事業対象なのだけれども、これいかにもやっぱり現場の市の職員は、ここを決めたがるというか、決めてほしいと言われると思うのです。といいますのは、これ最後のほうで、今後はこの評価をしますとか、あるいはそれを検証しますという形になっているのですが、そうすると、例えば、評価書の中に、市民参加の度合いとかというのを書く項目は、一体どの事業は書くのか書かないのかということになると思うのです。だから、どうしても、この実施対象を明確にしてほしいというのは、現場の人たちは考えると思うし、ただ、今のご提案のように、その市民というのは、いろいろな形なので、パブリックコメントだけではないのだと思うのです。それ以外の市民参加の仕方というのはあるわけだから、ただし、これ、①から④までだったら、従来と同じですよ。だけれども、それ以外、今回新たに指針をつくるのは、それ以外を含めた参画を広げたいのだということをここで、逆に言うと、事業対象は今までとはもっと違うのですよということを、極端に言えば全ての事業が対象だと、あえて、①から④はもちろんのこと、市が主体で行うことが、住民自治で行うことは、全てが対象だというふうに、何か明確にしないと、この後評価の段階で、自己評価する人たちがこれは対象でないっていうふうに考えてしまうかどうかということなので、ここは、だけれども、現場の職員にしてみると、対象なのかどうかというのは、誰か決めてくれよという話になるのだろうと思うのです。自分で決めなさいという話にはならないので。だから、基本的な考えとしては、広がったのですよということをどこかで宣言しておく。

○座長 そうだと思います。この場合だと、今まで市民参加というのを高らかにうたっていて、対象になるのは次のとおりとしますになってしまうから。

○委員 今までと同じ。

○委員 おかしな話。

○座長 だから、僕は例示として出すか、上に市民の暮らしに身近なでもいいけれども、あらゆる市政の事業でもいいけれども、言葉は別として、それをそれだけにするかという、どちらかだと思うのですけれども。

○委員 大事なところだと思うのです。

○委員 市でやることに、市民の暮らしに身近でないものっていうのは多分ないのではないかなと思うのです。なので、全ての事業というふうに、いっそのことここには書いてしまって、もちろん、それは自己評価のときに、どんな市民参加をしたかということでもいいと思うのです。これはこういう事業だったので、こういう形の市民参加をとりましたで、全てにおいて、対話式の何かをしなければいけません、ということではなくて、市民参加がどこかしらにある程度ずつ確保されていくという形の評価の仕方ができるのであれば、本当、ここには全ての事業についてやりましようと思つてぶち上げてしまって全然構わないと思うのです。

○委員 それは市民参加の手法がいろいろあるということを前提にして、それも含めて評価の対象にしないと、アンケート一つとるのでも、それは市民参加になるわけですから、そういう意味では、ここに①、②、③、④を書き込んでしまうのは、非常に危険かもしれない。

○委員 そう思います。

○座長 では、(3)については、あらゆるになるか、あらゆるでもいいと思いますけれども、市の政治に直接参加する、だから、実施する事業というのを入れるのであれば、実施する事業は全てであるということです。

○委員 よろしいですか。2の(2)なのですが、市政へのところで、市民が直接的にと、直接民主主義のことを書いてくださいと入れていただいたのすごくうれしく思います。②のほうなのですが、市民が自主的なまちづくり

活動に取り組むこと、この前から自主的というのがちょっとしっくり来ないと言われていましたが、よくよく考えますと、自主的なというのは、何か決まったことを自主的にするという意味の自主的という言葉ですね。だから、まちづくりというのが、ごみを拾いましょうというので、はっきり決まっていれば、それはみんなごみ拾いしましょう、自主的にやればいいことですけれども、まちづくりというのは、非常に幅広くいろいろ考えながら、対話しながらやっていかなければいけない。ここで、市民が主体的にまちづくりに取り組むというのを入れてほしいと思うのです。自主的ではなくて、主体的にという言葉を入れてほしい。自主的という言葉、ちょっと繰り返しますけれども、なぜしっくり来なかったかという、何か決まったことを自主的にするという意味合いが強いと思うのです。要するに、市民は、もちろん主体的に行動するということは責任が発生しますから、市民が自分たちの責任において、まちづくりに関わっていくのだということです。それに対して、行政は行政の主体において、責任を持ってやっていく、それがうまくいった、うまくいかないは検証した上で、そして最終的には、長である市長が責任を持ってそのことを市民から最終的な審判を受けるという形になると思うのです。そういう構図をここで表現しておく必要があると思います。

○座長 ただそれは僕はどちらでもいいというか、自主的ではないほうがいいかもしれないと思うのですけれども、今のこの市民参加の中では、2のほうは一応問題にしないこととなっているのです。その上で、これは自主的よりも主体的にを入れたほうがいいと。

○委員 そうです。

○座長 これも非常に、①、②は便宜的なやり方らしくて、私なんかは、研究でやる場合には、こういうやり方はしません。ほかの自治体なんかでやっているのを使ってきているみたいなので、だからちょっとその辺がわかりにくいのですけれども。それよりも、今、問題になったので、委員のほうから、市民が

直接的に市政に参加することというものの直接的にというのは曖昧なので、取ったほうがいいのかと、必要ないと思うということがあったのですけれども、これはどう扱いますか。私は、直接的には残しておいたほうがいいし、直接的がないと、市民参加は市民参加であるということになってしまって、同義反復になるので。と思いますが。つまり、市民が市政に参加することというのが、市民参加であるになると。だから、直接的にというのは残しておいたほうがいいのかと思うのですけれども。直接的にの位置が、市政に直接的に参加することなのか、直接的に市政に参加することなのか。

○委員 市政と言ってしまうとこれはまたさっきの問題に戻ってしまうのですよね。

○座長 ここでは今、直接的にだけ問題にしたいのですけれども。どちらに。直接的に市政でもそんなに変わらないですね。市政に直接的に参加するのか、直接的に市政に参加するのか、直接的にの副詞の問題。どうですか。どちらでも余り関係ないですね、これは。大丈夫ですね。それは入れる、入れないについては、いかがですか。

○委員 入れたほうがいいのかと思います。

○座長 ですね。入れないとだめというのは僕の意見なのですけれども。では、それは、委員のほうから出ていますけれども、この点については、直接的には入れるということで。そういうことでちょっと時間をとってしまいました。すみません。

そこで、②のところは、自主的よりも主体的にのほうがいいというものなのですけれども、その意見としてそのままここに入れていくとして、この（３）については、だいたいさきほどぐらいのところよろしいですか。私たちの意見として。それを参考にしてみようということで。

はい、それでは、（４）の市民参加の４段階はどうですか、ぱっと読んで。これ、この前大体了承をいただいた記述には大きな変更はないと。文章をわか

りやすくしたということなのですからけれども。

○委員 これ、市議会のほうからも同じところで修正の案が出て、丸で修正されているというのですが、どういうふうに修正をかけたのか、内容は変わらないのかもしれないのですが。また、市議会での市議のご提案の趣旨はちょっとわかりにくいのですけれども、図式化するとどうなるのか、何かその辺について、経緯があれば。

○座長 事務局のほう、今言われたこと、わかりますか。

○事務局 1段落目の文章が長いためというようなところがございます。こちらなのですから、1段落目、行政においてはで始まる文章なのですが、最後「3段階を基本的な流れとしております。しかし、より行政と市民が」というところなのですが、もともとこちらの文章が、基本的な流れとしており、より行政と市民が一体となってということで、つながっておりまして、1文が非常に長いつくりになっておりました。そこを、段落を二つに分けたというような形になっております。

○委員 私はちょっとこれで、4段階という言葉でいいかなというふうには、最終的には思ったのですが、いわば普通よく言うプランニングからPDCAというサイクルを一つのサイクルなのですが、その全ての過程で情報を共有していくという意味だと理解しているのですけれども、何が1で何が2でという話ではないのかとは思っているのですが、結果的にそういうふうに最後のほうの文章もそうになっているので、これでいいのかなとは思っているのですが、思っていたら、市議の方からもこのような質問が出ていたようなので、どういう趣旨なのかというのを知りたかったのですけれども。図式化すればわかりやすいという意味は、どういう意味なのか。何か、具体的に。言っておられたましたか。

○事務局 一番最後ですね。修正したところが、書き方がわかりにくくなってしまって申しわけないですが、括弧づけで書かれていた市民参加の4段階の3段落目最後の段落で、今4段階としというところに下線が引かれておりますけ

れども、この 4 段階に続いて、共有、理解、企画・立案、計画、実行、評価・検証をしというふうになっていたところを括弧づけのところを削除したというような形で修正をしました。

○委員 内容的には、私は 4 段階はどうか別として、常に図りながらこの 3 段階を実施していくということなので、内容的にはもうよろしいので。という理解でよろしいのではないのでしょうか。

○委員 ちょっと事務局にお話をいただけたら。議会に対する発言は、どんな形で求めたのですか、これ。会派ですか。議長が集約されたのですか。

○事務局 事務局のほうで、12月に、各会派のほうに、1人の議員さんのところはちょっと集まっていたきまして、全員の方に指針案に基づいてご説明をいたしまして、12月中ぐらい、末ぐらいまでにはご意見をいただきたいということで、お願いをしました。

○委員 そうしますと、議会の総意がこのペーパー、参考資料 3 と理解しているのですか。

○事務局 会派ごとに、説明なので、会派ごとの意見ということで出てはくるようになっています。

○委員 議会で集約はされないのですね、今のところは。

○事務局 議会で集約はしていません。そのまま事務局のほうへいただいています。

○座長 事務局のほうは、それを参考にして、この中に組み入れるものは組み入れて、組み入れないものは入れていないということですね。

○事務局 はい。議会で集約したものではないです。

○委員 議会で集約できないのですかね。総意は無理なのですか。

○事務局 今回はちょっと、大変申しわけありません。なかなかそういった場を設けることができず、時間が短い中でちょっと会派ごとに回らせていただいて、ご説明を申し上げたというのが現状です。

○委員 余り前例はないですね、議員にこういうものを提示して意見を求めるというのは。

○事務局 余りこれまではなかったことなのです。

○委員 今度これが前例になって、結構こういう感じになるわけですか。

○事務局 どういう場を設けるかというのは、それぞれ出てくるような。

○委員 ケース・バイ・ケースで。

○委員 指針って、最終的に議会を通すのでしたか。

○事務局 いえ。

○委員 指針は通さない。

○委員 議会は市民の代表だから。市民の代表だから、市民の代表の意見を聞いたということだと。

○委員 それでおしまいですね。

○委員 だから、そこでディスカッションはあってもいいと思います。けれども、そこで総意が必要かどうかはわからない。いろいろな意見が出ていいと思います。

○委員 蛇足ながら、こういう方式で決まったものが、これからどうなるかって、結構取り越し苦労をしますけれども、これ要綱ですから、執行権者限りで決裁で決まりますし、あくまでも懇談会が出したからそのまましなければいけないということではなくて、それは修正する権限は当然執行権者の中にあるのでしょうし。わかりました。

○座長 では、（４）は一応このままにしておくとして、それで、その次の括弧のない３，市民参加の推進に関する基本的な考え方のあたりはどうですか。

３は（１），（２），（３）に分かれていますけれども。よろしいですか。

○委員 市民の意見の積極的な反映のところですか。

○座長 市民参加の推進に関する基本的な考え方で、情報の積極的な発信，参加しやすい環境づくり，それから，市民意見の積極的な反映，このあたり。

○委員 市民意見の積極的な反映、これ（３）でいいですね。中段、また書き以降で、これが声なき声も積極的に汲み上げという、このくだりのアイデアがあったら聞かせいただきたい。事務局にすみません。何か従来と違ったものを想定されますか。観念としてこういう心がけを持ちますということで理解してよろしいでしょうか。いわゆるサイレントマジョリティーに対する思いをここに表現されていると私は理解していいのですよね。

○事務局 これ、かなり試行的な取り組みが必要かなと思っていまして、例えば、最近筑波大学さんのほうと、市民の意見をホームページだけではなくて、例えば、バス停などに意見を出せるようなアプリ、といった取組をやったりとかしていまして、そういった方々、ふだん余りホームページとか見ないような方も、日ごろぱっと思ったときに、ぱっと意見が出せるような取り組みとか、そういうことをすると、行政という形式ばった形ではなくても、意見を出すような方がいたらいいのではないのかというふうな推測を持って、そういうのを進めようという取り組みもありまして、ちょっと具体的にこうやったらこれができるというのはまだないのですが、こういった問題意識を持って取り組んでいくことが必要だろうというふうなことでこういうふうに記載をさせていただいています。

○委員 わかりました。とても説得力のある表現、お話だと思います。病院なんか行っても、お客様の声というのが、病院以外にもレストランでもありますけれども、声は出さないけれども、それを読むことによって、自分と同じ意識、問題提起をしている人がいるなと感じることも実は大事なことで、また違ったものがあれば、そこから一歩進んで声を出すという、そういうコミュニケーションは双方向でつくるということがとても大事で、私の今回の市民参加は、行政が主体的に取り組まなければいけないことは当然ですが、これ、個々の職員が意識改革しなければいけないのですが、市民もみずから市民力を高めなかったら市民参加はできないということを、市民も認識するし、議会もそれをどう

理解するかという、尊重するかというステークホルダー3者が、一緒になってやっていくのが市民参加だという点では、この声なき声については、理解いたしました。

○座長 そうすると、括弧外した4の市民参加の実施というところについてはいかがですか。（1）共有，理解，（2）企画・立案，計画，それから（3）実行，（4）評価，検証ということですが。

それでは、最後の5の市民参加の推進に関する取り組みの公表及び評価・検証ということで、中心になったのは、5年を超えない期間、このあたりのところなのですが、この市民参加の推進に関する取り組みの検証をするということですね。そのまま放ったらかしにしないで、これに従ってみて、現代の市民参加がどうなっているかというのを検証するということですが、5まで入れていかがですか。

○委員 検証を行うということで、行政経営懇談会で検証しますと言いましたが、行政経営懇談会というものというものは、もともと全事業に関して行うものではなく、一部でしたよね、たしか。

○座長 そうですね。今までやってきたのは、抽出でやるということで、全部はやっていませんけれども。

○委員 多分、各事業において、計画というのが実施されていると思うのです。いろいろな事業で。一覧表をいただいた物すごい数の計画がありましたよね。あれに関して、それぞれに、策定委員会があるかないかはわからないのですが、そういうところで、一旦全事業目を通していただいて、それぞれが市民参加ができているかどうかというのを見てもらってから、行政経営懇談会に持ってきたほうが、行政経営懇談会だけで全事業を見ることはできない、抽出であった場合には、やらなかったとしてもばれない事業がいっぱい出てきてしまう。それぞれの事業が、どこかで誰かの目にさらされていかないと、やっぱりまた自己評価のまま終わってしまう事業が大半という状況にまたなってしま

うのではないかなというのが懸念されるので、そこら辺を具体的に行政経営懇談会だけで全部見るのは多分不可能ですので。一段階ちょっとお手間をとらせてますけれども。何らかの外部の目が入って、検証していかないといけないのかなと思います。さらっと書いてありますけれども、ここには。やたらとけちをつけるというつもりは全くないのですけれども。

○座長 いや、それはわかります。つくば市行政経営懇談会にて検証を行って、こんなの任されても、難しいよというふうになるかもしれない。だから、無作為抽出で10項目とかあって、1年かかってそれを調べていくというのなら別だけれども、それこそ事業にすると、1,400ぐらいあるはずですから、事業が。それなんか、本当、5年だって調べられないですよ。確かに。

○委員 ここは非常に濃縮された表現だと思うのですけれども、実務的にいうと、全ての事業を誰かがその専門的に見るというのは、相当至難だと思うのです。評価が終わるタイミングからそれが有効な評価対象期間って数カ月しかないと思うのです。そうすると、全員が見れる状況にまず整える、自己評価をしたものをウェブ等で、もしくは開示等で見れるようにすると。もう一つは、例えば、行政経営懇談会が関与するのであれば、懇談会はみずからの意思で全件審査を徹夜でやるという判断をするのか、もしくは重点的に市民の意向を踏まえた事業をピックアップするかを委ねると。そのプロセスを行政経営懇談会に委ねるということで、間接的に市民が関与しているという整理も一つ、現実的なような気がします。

○座長 そういうことは、入れたほうがいいですよ。全部はできないから、だから、重点的にとか。

○委員 例えば、私たちがよく利用する事業となると、やっぱりまた福祉で申しわけないのですけれども、福祉関係の事業というのは、庁内評価で見ると、大体皆さんBなのです、大体やっていますと。一生懸命やっていますと。でも実際問題そのサービスを受けている側の人間からいうと、足りない、十分受け

られていない、窓口に行ったら新聞読んでいないのと帰されたというような意見がいっぱい出てくるのです。そういう意見って、どこに消えてしまうのだろうって、いつも思うのです。そういう意見を上げられるシステムというのがどこかにあったほうがいいのかなと。市長への声とか書いている人いますけれども、こんなこと言われた、でも、そんな細かいこといちいち市長は全部やっていられないですよ。なので、そういうようなことが、どこかで吸い上げられるようなシステムがあったほうがいいのではないかと思います。どうしても、行政サービスというものを受ける側の人間は文句ばかり言います。何をやっても文句を言います。でも、その文句が適正なものであるのか、そうでないのかということは、言っている側はわからないし、言われる側もわからないのです。ただのわがままととられてしまうこともあるし。それをどこかで整理しないと、いつまでたっても文句しか出てこないです。

○委員 つくば市民意識調査の結果を指標とします、とはっきり書いてしまっているのです、などとか入れて、そのほかのここにも、その市民参加の手法が入れられないか模索してはどうでしょう。

○座長 どのところですか。

○委員 また、行政と市民がそれぞれ市民参加の現状について、それぞれ感じていることを可視化するためにという、

○座長 市職員アンケートやつくば市民意識調査の結果を指標とします。

○委員 結果をと書いてあるので、これ以外が入らなくなってしまう。などを指標として。

○座長 そうですね。結果等を指標としますですね。これは入れたほうがいいですね。だけに限定されてしまいますから。

○委員 そして、そこにちょっとみんなで知恵を絞って、評価の検証の仕方というのがどういう形がいいのだろうかというものをに入れておかないと、ここだけではなかなか検証の仕方について検証するのに、随分時間がかかるような気

がします。

○委員 具体的なこと、例えば、役所的には行政評価調書みたいなものが個別の事業でつくっていると思うのですが、その中の 1 スペースの中に、市民からの声みたいな、要望なり評価というコメント欄をつけて、全ては無理でも、要約したものを載せておくとか、ただし、それが悪くても評価が B かもしれないし、そこはよくても評価が C かもしれないということは、それは行政に携わる者の判断に委ねていいと思います。そこは説明責任を尽くせばいいので。個別の要望に全て応えられるとも限らない。ただ、それが共有できる場を今のシステムの中に盛り込むことも市民参加の大きな進歩にはなるのかなという気がしますけれども。

○委員 しかも、それが、プロセスが大事だと思うのです。ですから、その結果として、市民参加が行われましたというのをどう評価するかというのは非常に難しいと思うのです。意見が割れて、対立関係が起こったからといって、それが市民参加しなかったとは言えない。その辺の評価の仕方はちょっとすぐにはわからないですけれども、勉強する必要があるかなと思います。

○座長 では、そのつくば市行政経営懇談会にて検証を行いのところを少し工夫して、例えば、重点的にとかという、全部はできないけれどもという。いずれにしても、検証する方法は少し考えていかないとということですね。ここでは、宣言では書いているけれども。

○委員 これ、私当初から、従来の懇談会と今回非常に大きな違いが、従来、それぞれの事業を評価する場合も、決してこの懇談会は査定をしているわけではないのだと、あくまでも自己評価とのコミュニケーションを深めることで、自分たち自身でそのスキルをレベルアップしてもらおうということが結果ですよというようなスタンスで議論してきたのですけれども、今回そういう中に、コミュニケーションの中に、この可視化というか、こういう項目、指標が入りますよということは、非常に革命的というとおかしいのですけれども、重要なこ

とだと思うのです。それだけにまた評価の実手法も我々もなれていないけれども、また、行政の実施主体のほうもなれていないわけだから、これお互い同士でつくり上げていかないといけないことだと思うのです。先ほどの4段階のプロセスも、それぞれについて、どういうことをやったのかと、結果はどうであろうと、どういうプロセスをとったのかということを、どうやってお互いが表現し、そのプロセスを評価するかというのは両方でつくっていかなければいけないので、これはこの今回のものの最後、後書きに、懇談会からの提言と書くかどうかも含めてですが、ここは非常に今後の課題、大事な点なので、ここで現段階で具体的にどこまで書けるかどうかというのは、ちょっと難しいところはあるのですが、ただ、ここでのこれまでの議論は、そういうつもりでやってきたのだと思いますので、何か意思が表示されるような言葉があるといいなと思うのです。これからそういうこと、努力しますよというような趣旨なのですけれども。

○委員 そうですね。だから、検証を行いと簡単に書いているけれども、それだと何らかの手法が既にあるような。

○座長 では、一応結構重要なところだと思いますので、そのところは少し事務局とまたその辺のところを詰めていきたいと思います。

そうすると、いろいろご不満はおありでしょうけれども、私もありますけれども、それは別にして、一応終わりましたので、これはこれで。

○委員 すみません、別表についてもいいですか。別表は別ですか。

○座長 別表もやりますよ。

○委員 よろしいですか。その実施手法について。

○座長 はい、時間的にはちょっとまずいのですけれどもいいです、どうぞ。

○委員 そうですか。どうしても気になるのですが、2番目の無作為抽出による市民討議会、これについて。住民基本台帳から無作為に選ばれた者で行うと限定して書かれてしまっているのです。市民討議会というのが。しかしながら、

それぞれの意見を集約して合意形成を目指す方法ですと書いてあります。無作為抽出で選ばれた人たちのそこで合意形成を図るのですか。これは明らかに矛盾していると思うのです。市民討議会というのを無作為抽出と書かないと。無作為抽出をして行う場合もあるけれども、それは書かないでほしいと思うのです。でないと、合意形成ということは言えないです。

○委員 逆にこれ、合意形成でなければいいのですか。無作為抽出した市民による討議会を開いて、それを一つの意見の集約方法としてとるのであれば。

○委員 そういう方法もあると思います。

○委員 それはいいのかなというふうには思います。

○委員 そうしたときに、合意形成を図るほかのものが、その対話的なものというのが、どうしても見つけにくいのです。タウンミーティングで議論しますか、いろいろな皆さん意見を言いますけれども、そこで議論をする場にはなかなかないと思うのです。モニターもそうですし、ヒアリング、アンケート、みんなこれは討議する、議論する場ではないです。いわんや、住民説明会というのがなかなか説明であって、話は聞くけれども、そこで議論をして進めていこうという形にはなっていない。そうすると、市民がある問題について、討議するという場所がなくなってしまうのです。双方向ということにこだわるとすると、私はここ、無作為抽出というところを外していただきたい。

○委員 これは主な実施手法とありますけれども、何かやはりこれ参考にされて列挙されているのでしょうか。事務局のほうにお聞きしたいのですが。

○座長 それはどうですか。この主な手法というのは、これは必ずしも全部はつくばでやっているというのからとったわけではないでしょう。全部つくばでやっているものですか。

○事務局 違います。他市でこのような指針だとかをつくられているところで列挙されているものを拾い上げたりとかして、それとあをつくば市内で実際にやっているものも、そういったものを追記した形で列挙させていただいていま

す。

○委員 ぱっと見た感じ、全部やっていそうな気がするのですがけれども、新しいのはオープンハウスぐらいで、あとは、アイデアソンはどうかという気はしますけれども、何となく、

○事務局 モニター調査とかちょっと説明文と違った形で名前は一緒に使っていたり。ネーミングと内容のずれは多少ありますけれども。おっしゃるように、やっていることは。

○委員 ほぼやっているのではないですか。ただ期待に応えられる意見が返ってきているかどうかは別にして。やっているような気はします。

○座長 ではこれは、細かいことをいうと、いろいろ出てくると思いますので、これを読んでいただいて、間違っているところがあったら、事務局のほうに出して、私のほうも全部これ読み直して、事務局のほうと修正すべきところは修正したいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○座長 では、この合意形成等はちょっと確かに変な表現なので、この辺のところも議論していただいて。

それから「おわりに」ですけれども、「おわりに」をどうするかというので、二つぐらいあると思うのです。一つは、この「はじめに」のところで大体、抽象的だけれども述べられているので、「おわりに」は出さない。それが一つ。それからあと、今後の課題で検証方法とかそういうものについてもというのが出たので、そういうことも含めて、まとめとして例えば、私のほうに出されたら、私のほうで今までの議論を踏まえて、短い文を載せるか。その二つぐらいで、それぞれが書くというのは、一応この前は大変だから、長くかかるからやめようということでしたが、どちらがよろしいですか。いっそのこと書かないか、書くとして、今言われたようなことを踏まえてまとめる。

○委員 もう一つ、これは今一覧が例示で主なものとして出ているわけですが、

全て市民の側から求めていくことが保障されていないと思うのです。この市民参加手法というのは、あくまでも行政が選択して、投げかけるという前提になっているような気がするのですが、場合によっては、市民の側からこういうふうな場を設定してくださいということが言えるというようなことを、今回はもういろいろ初めてのことでだらけで無理かもしれませんが、将来的には、市民から提案するというか、市民の提案が保障されるというふうな制度、何て言えばわからないのですが、仮に市民提案制度みたいなものについても考慮していきますというふうなことまで、将来に向けてさらなる発展のためにみたいなイメージで書いていただくときに入れていただけるとありがたいと思いますが。

○座長 そうすると、経営懇談会の提言というのは、一応「おわりに」のところで入れると。その中で、今言われたようなことを。

○委員 はい、入れていただいて、本文に入らなかったようなものを。

○座長 わかりました。では入れるという方向で今まで出てきたような意見できるだけまとめて、それで出すようにしましょう。

大分時間がたってしまいまして、あとまずは、資料1をこれで終わりにしたいと思います。

○委員 すみません、今のところに、今まで話し合ってきた中で、まとまり切らなかった課題というのが多分残っていると思うのです。大体いいかなみたいな感じになってしまったもの。今後検証していく上で、そういうところが多分問題になってくるところがあると思うので、今後これが課題であるというようなことも書き加えていただけたらいいかなと思います。

○座長 そうですね、はい。それは例えば、どんなものがありますか。

○委員 例えば、市民主体。市民主体と行政主体、その主体のあり方って全然違うのですけれども、言葉にしてしまうと同じなので、どうしてもわかりにくくなってしまっている、そういったようなことがやっぱり市民がもっと自分たちが主体なのだという意識を持って、市政にかかわっていくべきであるという

ような形であってもいいのかなというふうな感じは私は思いました。

○座長 市民提案とか市民主体とかそういうのについてですね。

○委員 あと、討論というところも、先ほど委員がおっしゃったように、討議会が今のところ手法の中には、その市民討議会しかなかったので、もっと討論できるような何かが、システムがつくれたらいいなというような形ができればいいかなと思います。

○委員 私は、現時点での考え方なのですが、これまとめて載せるかどうかは別にして、私の中の本音は、これ本当のつくばの市民参加を実現するためには、ステークホルダー3者の立場で行政と市民と議会というこの三つが連携して市民参加できると思うのです。職員はやっぱりこれはありふれていますけれども、意識改革をちゃんとして、市民参加の本旨はどこにあるかという意識改革をする、それから、執行機関としては、ロードマップをつくって、ゴールがかなり遠いかもしれないけれども、目指すべき方向性と現状の市民参加はどうなっているというのを、相手方に進行過程を示すということ、それから、市民としては、やっぱり市民力を高めるということだと思います。それは物事を知って考えて理解して発信して行動して、かつ責任を持てる市民になっていくということが、市民参加の根底として重要だと思います。それから、もう一つ、今回議論はほとんどされていませんが、議会に対しては、その立ち位置とか賛成、反対を聞きたいということばかりではなくて、代案を提起して、市民がそこから市民参加できるサポートを議会でもしてほしい、この3者が健全に機能することによって、つくばらしい市民参加ができるのかなという感じを今回5回、6回ほどの会議の中で感じたものです。

○座長 随分いろいろな意見が出ましたので、やっぱり「おわりに」で提言は出すという方向で。

それでは、次、市民公募委員の選考に関する要綱について、これはいかがですか。実質的なことというのは、市民公募委員の割合が3割ということだとか、

それから 2 期までとか、併任は二つまでというような、実質的にはそういうことで、あとは、ある程度形式的にどういうものについて、市民公募委員を募集するのかとかいうようなことがずっと書かれているわけですがけれども。

○委員 参考までに、第 4 条第 6 号の市民公募委員が審議等を行うことがふさわしくないもの、参考までに、もしあったら例示をお願いしたいのが 1 点。それからもう 1 点は、第 7 条の第 1 号と第 2 号の違い。第 1 号は、在学、在勤、在住という全ての今回の市民の概念、第 2 号は住民に登録されているということが、いわゆる住民、市民という二つの整理をしているということで、間違いはないかどうかの確認であります。

○座長 この辺、事務局どうですか。4 条の 6、その他審議会の設置目的等により、市民公募委員が審議等を行うことがふさわしくないものというものの例示としてはどういうものがありますか。

○事務局 当初こちらを設定させていただいた理由というか背景といいますと、もう実際に区長さんですとか、その地区の代表の方が入っていると、その地区のことを議論することが設置目的になっているですとか、そういったことでもう既に市民という枠組みで捉えてもいいのではないかと入っているものという意味で、こちらを記載しているところでございます。ちょっとこの言い回しが多分ふさわしくないものという表現があるので、今の私の説明と乖離があるのではないかと懸念というか、ご指摘であれば、その文言は修正させていただければなというところではあるので、ちょっとそういったことで、この項目は設定させていただいています。

○事務局 一部追加させていただくと、市民公募委員という言葉を定義したものですので、第 3 条、市民公募委員とはというところで、募集を行って委員に選ばれた者という意味合いを入れたもの、4 条の第 6 号の市民公募委員がふさわしくないということで、募集をかけて、選ばれた方というのを外すという意味合いがありまして、先ほどこちらからありました地区限定的なものとか、そ

ういったものを外したいという意図があったのですけれども。

○座長 具体的に、何とか審議会とか、何とか委員会とかという名前がありますか。わかりますか。

○事務局 小田城とか。はっきりと名前は覚えていないのですが、その地区的なもの。

○座長 お城でしょう。小田城址とか何とか、そういうものですか。

○事務局 そうですね。そちらの審議会があるのですが。

○委員 これ、設置目的等により、設置目的によってふさわしくないことがあるということなのですか。何か、何かしらの欠格条項があるからということなのですか。そうではなくて、もっと単純なことを言っているのですか。市外の人だったとかそんなことを言っているのですか。

○事務局 前者の欠格要件いうとあれですけれども、条件に当てはまらなかったといういのは、多分3条で。

○委員 言っていますからね。そうすると、設置目的には合わないというふうに考えると、これ非常に判断は難しいかもしれないですね。例えば、意見が対立している場合に、片方の人たちだけしか選ばれなかったなんて、これ大きな問題になるわけじゃないですか。そんなことあり得ないわけで。

○座長 では、これちょっと今は即答できなくても、恐らくその書いているときには特定なものがイメージされたのでしょうから、これはまた後で議論しましょうか。

それから、その次の第7条でしたか。1と2の違いですね。

○事務局 第7条の2号なのですけれども、市民公募委員の募集自体は在住、在勤または在学する者におけるということで定義はされているのですけれども、無作為抽出の場合は、住民基本台帳のほうから呼びかけていただくということになっております。

○座長 ということでよろしいですか。

○委員 はい。

○座長 そのほかにございますか。それでは、これはまた直して、それからあと、これ私もちょっと読んだところで、法律的な書き方としては、もうちょっと簡略化できるところもあるのではないかと思うので、この辺のところを法務のほうに見てもらうと。例えば、僕もこれ合っているかどうかわからないけれども、第3条で、この要綱において、市民公募委員とは、市内に在住し、在勤して、「し」は取ってもいい場合が多いのではないかと思うのですけれども、そういうところやなんかも含めて、文字の整理はしたいと思います。そういうことでよろしいですか。

○委員 定義の3条のところは、なかなかその書きぶりが余りうまくないかなという気がしてしまっていて、一般的には、この市民公募委員は、この要綱に基づいて選ばれた審議会等の委員ということですよ。ですので、その選ぶ要件として、基本的には市内に在住、在勤、在学する者を選びますという順番になるので、ちょっと定義が循環してしまっているというか、ちょっと違和感があるなと思いながら見ていて。ただちょっとどう直せばいいかなと思いながら言えずにいたのですが。ちょっと修正が必要かなという気はします。

○座長 そういうところも含めて、内容は変えないように、わかりやすくしていくように、事務局のほうにおねがいしたいと思いますけれども。

では、そういうことで、次の議論に行きたいと思います。これで、このパブリックコメントに対応できるだけのいろいろな意見を出していただきましたので、それでまとめて出すようにいたします。

それでは、第2番目の議題に入りたいと思います。

第2番目の議題は、大規模事業の進め方に関する基本方針についてということですが、事務局のほうから、最新の状況を。何か、残していることはありますか、市民参加のほうについて。聞いておきたいこととか。よろしいですか。

はい、それでは、よろしくお願いします。

○事務局 （資料3，4に基づき説明）

○座長 どうもありがとうございます。

それでは、つくば市の大規模事業の進め方に関する基本方針案，それから要綱，これらについて，ご質問とかご意見はございますか。

どうぞ。

○委員 2ページの第4条のところ，つくば市大規模事業評価委員会，これどこにも外部という言葉が入っていないのですけれども，今のお話の中では外部というふうにおっしゃっていたので，どこかに明記しておいたほうがいいのではないかと思います。

○座長 すみません，どこでしたか。

○委員 2ページの第4条，評価の実施体制のところです。資料4です。実施要綱案のところの。

○座長 資料4の4条ですね。

○委員 せっかく外部とおっしゃったのに，文言として入っていないので，入れておいたほうが。どう違うのという感じになってしまう。

○座長 ご質問とかご意見はございますでしょうか。

どうぞ。

○委員 資料3の3ページの3の（1）ですが，第1段落の最後の文のところに，市から市民への積極的な情報提供が欠かすことができませんとなっているのは，やっぱり気になるので，そこはちょっと訂正していただきたい。

○座長 そうですね。そこは市から情報提供を欠かすことができません，ですね。

○委員 あと，同じところで最後の段落なのですが，このような取り組みが云々，プロセス全体に好ましい影響を与えられますという，誰にとって好ましいのか，みたいなことになりがちだと思うので，例えばですが，円滑に進める

ことにつながりますとか、ちょっとこの好ましい影響を与えられますという表現は改めたほうがいいと思います。

○座長 ほかに何かございますか。私のほうで気がついたのは、3 ページの目的の必要性で、行政経営により効率的、効果的に取り組むためにはというのは、ちょっとこれわかりにくいので、行政経営の視点から、効率的、効果的に事業に取り組むためには、事業を行う際にさまざまなというような、行政経営の視点から、それから事業に取り組むためには、「事業」と「取り組む」というところを。この二つは入れたほうがいいと思います。それから、その同じ目的のところ、この一番最後のところ、このようなことから、今後の大規模事業の進め方について云々、取り組んでいきますで、このようなことからのその後ろに、市では、今後の大規模事業の進め方について取り組んでいきますにしたほうが、市ではを入れたほうがいいと思います。あとは、余り細かい点は気がつかなかったのですけれども。まだこれ、今回、これは決定するというわけではないので、次回にこれを大体、私たちの案をまとめたいと思いますので、何かご意見など、ご質問あったら積極的に発言いただければ。

どうぞ。

○委員 評価結果の公表なのですけれども、公表された時点でこれは不適切であるという意見が寄せられてしまった場合はどうするのですか。もしもの話で申しわけないのですけれども。5 ページの評価結果の公表のところですね。不適切であるという、何かありますか。公表した時点で、意見がフィードバックとして、これ不適切なのではないかという意見が出てしまった場合は、この説明を徹底するだけで。

○事務局 ごめんなさい。どちらですか。

○委員 5 ページの一番下です。

○座長 5 ページの一番下。(2)の②の部分です。評価結果の公表。

○委員 これ公表して終わってしまっているのです、そこからの先で何か、もう

意見聴取はしない予定でいますか。それとも、それでも来るときは来ると思うのですけれども。4 ページの一番下に準ずるというふうに解釈してよろしいですか。

○事務局 この評価結果を公表しまして、皆さんの意見については、こちらでも 4 ページの一番下のところでは、意見に対しては、真摯な対応をとっていくということにしていますので、なるべくこういったことに関しても、意見に対するフィードバックは、していきたいというふうには考えております。そこまできちんと体制が整っておらず申し訳ありません。

○委員 市民から来た意見というのは、それは公表する予定ですか、それとも内部で説明して終わりにする予定ですか。

○事務局 そういったフィードバックをするということであれば、その意見も公表しないとそれはわかりませんので、それは対になっているものです。

○委員 わかりました。市民からの意見のところに、基本、公表するというふうな形にしておいたほうがいいかなと思います。意見を言うとなったら、言いつ放しの人が結構多いので。

○座長 どうぞ。

○委員 これは一つの事業に対して 1 回の評価というふうに考えていいのでしょうか。それとも、もしいろいろな問題点、変更点が出たときに、また再評価をしてということを繰り返すのでしょうか。再評価みたいなことについては書かれているのでしょうか。

○事務局 再評価につきましては、まだ明確にどの程度の事業の変更とかというのは検討している段階ではあるのですけれども、当初事業評価を行った後に、大幅な事業計画の変更、例えば、当初一つの施設を予定していたものがもう一つ施設の整備が必要になったりだとか、大きな変更が生じた場合には、再評価を行うということで考えております。あとは、当初予定されていた設置場所が違う場所に変更になるだとか。

様式第 1 号

○委員 評価のプロセスの書きぶりの問題なのですけども、現状その大規模事業の評価の実施方法の流れというのは、以前第 4 回の行政経営懇談会の参考資料 3 としてつけていただいた進め方の流れ、イメージというものに沿って進むと思うのですが、その流れが 6 条、7 条で書かれているのだとは思いますが、必ずしもその辺のプロセスがちょっとはっきりわかりづらい書きぶりになっているかなという気がしてまして、具体的には、初めにこの様式 1 の評価方針をつくって公表して、それとともに、この内容を外部評価委員会に投げるのでしょうか。それと同時に評価会議にかけるのか。ちょっとその辺がはっきりわからない。

○委員 これはまだ生きているのですか、この進め方の内容。

○事務局 その考えでおります。

○委員 その外部評価委員会からの答申とかを受けて、最後に様式 2 の形で自己評価調書をつくるという段取りなのですかね。ちょっと大まかな流れはわかるのですが、この表の流れとこの規定ぶりがちょっとよく、対照関係がわからないのと、あと、評価会議と評価委員会がどういうふうはこのプロセスに関与するのかが、ちょっと明確ではない。

○委員 外部評価会議と内部評価会議、また外部評価会議に戻るという。

○委員 どの順番でどう進みますということのプロセスがこれを読むとわからないので、別に規定することで想定されているのであればいいのですが、これのみということであれば、もうちょっとその順番がわかるような条文のたてつけにしないと、なかなか難しい、根拠規定がこの図ですということになってしまうと、ちょっと困ると思いますので、そこを整理されたほうがいいかなという気がしました。

○委員 再評価もちゃんと書いていますね。もとに戻る。再評価。

○委員 委員のご指摘は多分、フローに落としておくと、自分たちも見過している部分とか手順の齟齬が見えてくる可能性もありますので、一旦フローに

落としてみられたらいかがでしょうか。そうすると、条文ができると思いますので。

○座長 これをね。要綱どおりフローに落としてみて、これ、どういう形で表現したら、フローに落とせるかという、それを検討してみてください。

○委員 ちょっと今のものに関連して、前の議論、全体の資料の1の議論と先ほど4段階という計画段階から、各段階ごとに、市民参加の評価をしますよということと、とりわけこの大規模事業は基本はそれにのっとるけれども、特出しして、この自己評価委員会と評価会議と、それから委員会というのを特出ししてつくりますよということと、多分整合しているのだろうと思うのですけれども、特出ししているだけ以外で。だから、そういう意味で、その今議論があったように、どういう段階でフローがわかりにくいと、前の議論とちょっと整合性がよくわからない。今回は特にもう計画の段階でちょっと問題だったよねという反省というか、きっかけがあったので、そこは特に書かれているのですが、途中で変更するということもあるよというようなことと、前のものとの整合性みたいなところを考えながら、ちょっと整理していただくといいかなと。やっぱり後のほうのことまで書いておいたほうがいいのかないかなという気もしますけれども。もうちょっと整理していただきたい。

○事務局 その辺ふまえて、フローとあわせてもう一度整理したいと思いますので、申しわけありません。

○座長 そのほか、この二つですね。基本方針と要綱について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○委員 さっき言われた進め方の流れのフローチャートの中で、一番最初に積極的な情報提供と民意の把握というのがまずあるわけですよね。まずニーズというか、民意の把握がなければ、大規模事業というのもスタートもできないという書き方をされていて、その辺が非常に気になるのは、広島県福山の鞆の浦の

橋をかけるか、古い町並みを残すかという大規模事業が30年間全く進まないでストップしたわけですね。それちょっと勉強したのですが、まず民意ありなのです。ニーズがあった、地域住民からそういうニーズがあったのでというので、30年間押し通したのだけれども、一番最初に、ある地域の狭い範囲の人たちのニーズを取り上げて、それがずっと通っていった、もう少し広くしていくと、半々ぐらいになって、日本全国いろいろな人に話を聞くと、絶対古い町並みを残すべきだよねとなってしまうわけです。その辺で、その民意を捉えるときのその手法というのですか、最初のその近くの人たちとつくば市全部となると、また民意が変わってくるわけで、その辺の大規模事業を進めるときの一番最初のニーズ、民意の捉え方というのが重要だと思うのですが、その辺がうまく表現できているか。民意に従いと言で終わられてしまうと、例えば、区長会はみんな同じ意見です、区の人たちはいろいろな意見がありますというような形の進め方ですね。幾らでも後に問題を残してしまう。

○委員 民意って非常に大事だと思うのです。ただ、さっき申し上げたのですけれども、つくば市の市民、今回の市民は若干広いのですけれども、非常に多様でかつ流動性が高い、こういう中で継続的にまちづくりを積極的に進めるときに何が必要かという、やっぱり基本的な計画案、首長がかわろうがかわるまいが、やっぱり半世紀もしくは100年の体系を持ったまちづくりが一つあって、その基準がしっかり描かれているということが前提だと思います。時代とともに、民意、ニーズが変わるかもしれない。場合によっては、ニーズがないけれども、行政がニーズを喚起して、将来を見たまちづくりをしなければいけない。例えば、つくばだって、研究学園都市がなかりせば、TXなかりせば、万博なかりせばと、これはちょっと消極論になりますけれども、やっぱりその時々にもむしろ旗を立てて反対した人もいますけれども、結果として今つくばがこうしてられるのは、やっぱりいろいろな取り組みがあったので、それは必ずしも民意だけではなかったかもしれない。そういう議論ができる環境をしつ

かりつくっていく意味で、やっぱりビジョンをしっかりと示していく。それで、おっしゃったように、短期間的にはニーズって非常に大事だと思います。やっぱり長期、短期っていうものが、フレキシブルにミックスされて、まちづくりプランができ上がるということが大事なので、そういう意味では行政の責任、役割は非常に大きいなと思っております。

○委員　それで、事例から学ぶこととして、地域の住民討論会というのを何回も何回もやっているのです。意見が平行線で、なかなか折り合いがつかなくてということなのですが、途中から一つの問題が、一つのことで解決しないのではないかという議論になっていくのです。大規模事業で解決しようと思っていたら、それで全部解決できると思ってたらそうではなくて、小分けにして交通問題とか住民の福祉の問題だって考えていたら、小分けしていけば、違う方法もあるかもしれないというふうに、だんだん住民が変わっていった。だから、最初からすごく大事だというのは、討議したり、市民が、行政も含めてディスカッションする中で、解決方法も変わってきて、評価も変わってくるだろうということを言いたいのです。そこを何とか入れてほしい。じゃないと、本当、つくるかつくらないかで終わってしまう。今回の運動公園の話も、スポーツ振興をどうするのだ、何とかと、いろいろなことの課題については、ちょっと置いておいてとなってしまうかもしれません。もっと違う方法もあったかもしれない。そういうところで、大規模になればなるほど、何か一か八かということではない方法に持って行ってほしいなと思います。

○委員　ちょっとその本題から外れてよろしいでしょうか。なるべくコンパクトにしますが、私がつくった資料の11ページを見ていただけると、これ22年と27年の国勢調査のD I D人口集中地区の変化なのですが、予測どおり松代5丁目、並木3丁目と公務員宿舎が先行して空洞化しているところ等がやっぱり変化しているのです。こういうことから考えると、既存の大規模事業について議論を収束させることは大いに賛成ですが、これ市民参加の本質って、大

規模事業プラス、もしくはそれだけではなくて、公務員宿舎の廃止の影響が今どう出て、この後都市整備をどうするか、竹園3丁目も含めて、そこでなぜその問題が進まないか、そこにどれだけ時間をかけられるのだと、無限にかけていいのかどうか、かけたときのリスク、誰がどうするのだという話もしかり、それから、つくば駅周辺の大規模商業施設をどうするか、こういう問題。あとは、大学のアリーナ建設、それだとすると、例えば、12ページ、13ページの資料を見ていただけると、つくばがいかに車社会かというのがわかるのです。これ、ちょっと22年の国勢調査ですが、基本的に車社会、ここに車を持ち込んでまちづくりを集中する、例えば、大規模商業施設は短時間に客は集まらないけれども、イベント用施設というのは、短時間に人が集まってくるのです。それが車で集まってきたときに、渋滞というリスクを予測して、どう取り組むかという議論も含めて、やっぱり市民参加というのは、市民が市民力を高めるために有効だと思います。あとは、自治体間の連携や合併、こういった問題も含めて、やっぱり大規模事業プラス施策全般で市民を巻き込んで市民力を高めていけるような施策運営ができるのは行政の力だと思うのです。そこは積極的に認識していただいて、この大規模事業を一つの皮切りとして、今回取り組んでいただきたいという思いがあります。

○座長 そのほかに、ご質問とかご意見はございますか。

それでは、4時半までに終わればということだったのですが、最初のほうに時間を使ってみんな疲れてしまったので、それほど多くの議論はできませんでしたが、次回もありますので、この大規模のほうはもう一度丁寧に読み込まれて、その次のときにまたやりたいと思います。

それで、あと、さっきの市民参加のほうについては、今まで聞いた意見なんかを全部取り入れて、私と事務局のほうで一応パブリックコメントにかけるものを準備したいと思います。それでよろしいでしょうか。そのあと、パブリックコメントを経て、もう1回最後に成案に近いものを3月ぐらいに出すわけ

ですね、そういうことになると思います。

どうぞ。

○委員 一言。パブコメが終った後、我々の関与は限定的ですよね。もはやそこに手を入れる余地はなくて、パブコメの結果を教えていただくことの理解でよろしいですね。

○座長 それがかかわって、それが反映されたりすれば。

○事務局 それに対する市の考え方を整理しまして、皆さんにお示しいたします。

○委員 そうですね。我々が聞き手に回るということでよろしいですね。わかりました。

○座長 事務局のほう、何かございますか。何か、では。

○委員 パブリックコメントが始まる前に、その文章が送られてくるというようなことはない予定ですか。

○事務局 皆さんにパブリックコメントをやる前に、先ほどありましたように、今日の意見を踏まえまして、座長とやりとりをして、修正をしたものを皆様にはお送りしたいと思います。

○座長 それでどうも違うというのであれば、また意見として出されることは出せますよね。仮に、パブコメに出すものが決まったとしても、それだったら少数意見でも出して、出すようにしてもいいかもしれません。

それでは、事務局のほう、何かございますか。

○事務局 （今後のスケジュールについて説明）

○座長 では、3月に第7回をやりましますので、皆さん、どうぞよろしく願います。

本日予定しておりました案件は全て終了いたしましたので、私と事務局のほうで本日の意見を踏まえて作業を進めていただくようにしたいと思います。どうも本日は長い間ありがとうございました。

様式第 1 号

平成 29 年度第 6 回つくば市行政経営懇談会

日時：平成 30 年 1 月 16 日(火)14 時 00 分から
会場：東京ガス株式会社つくば支社 大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) (仮称) 市民参加推進に関する指針について
 - (2) (仮称) 大規模事業の進め方に関する基本方針について
- 3 その他
- 4 閉 会

(配付資料)

- 資料 1 (仮称) つくば市市民参加推進に関する指針 (案)
- 資料 2 (仮称) つくば市市民公募委員の選考に関する要綱 (案)
- 資料 3 (仮称) つくば市大規模事業の進め方に関する基本方針 (案)
- 資料 4 (仮称) つくば市大規模事業評価実施要綱 (案)

- 参考資料 1 第 5 回つくば市行政経営懇談会会議録
- 参考資料 2 第 5 回つくば市行政経営懇談会御意見対応票
- 参考資料 3 市民参加指針 (案) 及び要綱 (案) に対する市議会意見
- 参考資料 4 市民参加指針 (案) 及び要綱 (案) に対する庁内意見
- 参考資料 5 つくば市大規模事業評価 実施方針 (様式 1)
- 参考資料 6 つくば市大規模事業自己評価調書 (様式 2)

【修正箇所について】

- ・ 言葉や文章の修正 → （下線）
- ・ 言葉や文章の追加 → （二重下線）

（仮称）つくば市市民参加推進に関する指針（案）

平成○年○月

つくば市

はじめに ※上田委員修正案に差替え、一部言葉を変更

近年，つくばエクスプレス沿線においては大規模な都市開発が進められ，新たな地域コミュニティが次々と誕生しています。一方で，周辺部¹においては，人口減少と高齢化に伴う諸課題が顕在化してきています。また，中心部においては，公務員宿舎やU R都市機構所有地の売却，大型商業施設跡地などの問題もあります。²

これらは山積する課題のほんの一部に過ぎません。市制 30 周年を迎え，先進の科学技術と国際化を象徴する都市であり，多様な人々が暮らすつくば市は，市民一人ひとりの主体性が尊重され，だれもが幸せに暮らし，市民であることを誇れるような共生社会の創造を目指していかなければなりません。

本市³では，これまで，行政と市民や企業，N P Oなどが，まちづくりの役割を分担し，協働していく枠組みとして，「市民協働ガイドライン」を平成 21 年 3 月に策定し，また，平成 24 年 3 月には，市民や行政などの自治における位置づけや役割についてまとめたものとして「つくば市自治基本条例市民ワーキングチームからの報告」を受けるなど，市民と行政の協働に向けた取組を進めてきました。

こうした蓄積をもとに，本市が直面する諸課題を乗り越えていくためには，行政は，より一層市民の声に耳を傾け，市民に寄り添う市政を実現し，⁴市民を中心⁵とした市政運営を行っていくことが必要です。そのためにも，行政は市政運営の過程において，市民の多様な意見を集め⁶，合意形成を図りながら進めていくことが重要です。そして，市民が自由に多様な意見を表明するためには，市政の透明性を高めることや，市民と対話する機会を常に設けておくこと，そして何より，日頃から市民がより一層市政に深く関心を持てるように環境を整えることなど，⁷市民参加の機会を拡大するための不断の取組が必要です。

市民参加は，市民が市政に意見を反映させるための方法であり，行政が市民を中心にした市政を実現していくための重要な取組です。本市は，より一層の市民参加を推進していきます。そのために，行政が市政運営を担うに当たって基本とするべき，市民参加推進に関する指針を策定します。

はじめに

- 1 周縁部 → 周辺部
- 2 中心部と周辺部との対比とし，つくば市の現状を，より具体的に記載した内容としました。
- 3 つくば市 → 本市

- 4 「住民自治の理念に基づいて」の修正
「市民に寄り添う市政」の追記

本指針では，「市民が（直接的に）市政に参加すること」を市民参加と定義付けを行っていることから，指針の背景としての「はじめに」では，行政の取組みとして「行政は，より一層市民の声に耳を傾け，市民を寄り添う市政を実現し～」という形で記載し，住民自治に関する記述については「おわりに」で触れたいと考えております。

また，「市民に寄り添う市政」という言葉については，市長の方針等（「市民第一の市政」，「市民に寄り添う市政」）から加えました。

- 5 主体 → 中心
「市民主体の市政」，「市民を主体とした市政運営」という表現ですと，市政運営を市民が行うという印象を与える懸念があります。「はじめに」の最後で「行政が市政運営を担うに当たって基本とするべき，市民参加推進に関する指針を策定します。」とあるように，今回の指針の目的に合わせて，市政の運営は行政の責任範囲とらえ，「市民中心」という言葉に変更しました。

- 6 聴取し → 集め

- 7 第 5 回行政経営懇談会後に上田委員からの御指摘を受けて修正しました。

1 指針の目的 ※「はじめに」をもとに「指針の目的」として修正

本指針では、市民参加の推進に関する基本的な考え方や、今後実施すべき取組を示し、市政への市民参加を推進していくことを目的とします。⁸

2 市民参加とは

(1) 市民

本指針では、「市民」を、市内に在住している個人や、市内に在勤、在学する個人のほか、行政以外の市内を拠点とする団体、組織（区会・自治会・町内会、地域活動団体、NPO・ボランティア団体、社会団体・公益団体・研究機関・メディア、企業・事業所など）とします。

(2) 市政への⁹市民参加 ※「目的」に合わせた文章修正

市民参加には、次のとおり二つの側面があります。

- ①市民が直接的に¹⁰市政に参加すること
- ②市民が自主的なまちづくり活動に取り組むこと

本指針では、市政への市民参加を推進していく¹¹ことを目的としていることから、市民参加を「①市民が直接的に市政に参加すること」とします。

(3) 市民参加を実施する事業¹² ※対象についての記述を追加

本指針では、市民参加を実施する対象事業を次のとおりとします。

- ①未来構想その他の市の基本的政策を定める計画の策定又は改定
- ②個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- ③市の基本的な制度を定める条例の制定又は改正
- ④市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改正

また、①から④の事業以外でも、市民の暮らしに身近な事業や市民の関心の高い事業などについては、積極的に市民参加を実施していきます。

なお、上に該当する事業であっても、国や県の法令や条例、あるいは施策と密接に関連し、市政に迅速性、緊急性、効率性が求められる場合は、市民参加を行わないこともあります。その場合は、意思決定後に、実施しなかった理由やその事業内容等について十分な周知や説明をしていきます。

1 指針の目的

8 指針策定の背景及び目的について「はじめに」で触れ、「1 指針の目的」では、指針自体の目的を記すという整理で修正しています。

市民を中心とした市政を進めていく … 市民参加の目的
市政への市民参加を推進する … 指針の目的

2 市民参加とは

(2) 市政への市民参加

9 本指針では「市政への市民参加を推進していくこと」を目的としているということを明示するため、タイトルに「市政への」を加えました。

10 第5回行政経営懇談会での御意見から、「直接的に」という言葉を追記しました。

11 「1 指針の目的」に合わせて修正しました。

(3) 市民参加を実施する事業

12 「(3) 市民参加を実施する事業」の項目を追加
市民参加の対象について庁内から意見が挙がったことから、対象事業を記載する項目を追加しました。

(4) 市民参加の4段階 ※表現をわかりやすく修正

行政においては、事業や法令等の制度などを「企画・立案，計画」し，「実行」した後に，その状況や結果を「評価・検証」することで，新たな取組や事業等の改善に生かすという，3段階を基本的な流れとしています。

しかし，より行政と市民が一体となって取組んでいくためには，市民が自らの意見を表明し，行政が市民の意見に耳を傾けるとともに，市民の市政への理解を促すなど，行政と市民が互いにそれぞれの状況や考え方を「共有」し，「理解」し合える環境づくりが重要です。特に，それらは日常的に行われていることが求められます。

そこで，本指針では，市政における市民参加を，「共有，理解」を加えた4段階とし，常に「共有，理解」を図りながら，「企画・立案，計画」，「実行」，「評価・検証」の各段階において適切な市民参加を検討し，実施していきます。

3 市民参加の推進に関する基本的な考え方

(1) 情報の積極的な発信¹³ ※「市民の立場に立った情報発信」へ文章修正

市民の市政への理解を深めていくために，市の状況や統計などの基本的な情報だけでなく，行政が抱える課題や検討段階における論点など，市政の実情に関わる情報についても積極的に発信していきます。

情報の発信に当たっては，市民のもとへ，必要とされている情報が，必要とされている時に確実に届くように発信すること，かつ，その情報はできるだけ簡易に得られることが重要です。行政は情報を受け取る市民の立場に立って情報を発信していきます。

さらに，市民が興味関心を持ちやすい仕掛けやテーマを取り入れたイベントや情報発信を行っていきます。

(2) 参加しやすい環境づくり ※追記及び文章をわかりやすく修正

市民参加の効果を最大限発揮させるためには，市民が市政に参加できる機会を損なうことがないように，参加しやすい環境を整えることが重要です。

そのためには，市民が置かれている状況を十分に考慮した上で，市民参加の取組を行う「時間」や「場所」を決定するなど，できる限り参加を希望する市民が参加しやすい環境づくりを心がけます。また，市民の自由かつ多様な意見を集めることができる手法を用いるなど，事業の分野や性

(4) 市民参加の4段階

記述の内容や方向性に大きな変更はありません。文章をわかりやすく，読みやすく修正いたしました。

3 市民参加の推進に関する基本的な考え方

第5回行政経営懇談会で(1)から(4)までであった項目について，(2)と(3)を統合し，(1)から(3)までとしました。

第5回懇談会	修正後
(1) 適切な情報提供・共有	(1) 情報の積極的な発信
(2) 参加機会の適切な確保	(2) 参加しやすい環境づくり
(3) 参加しやすい環境づくり	
(4) 市民意見の積極的な反映	(3) 市民意見の積極的な反映

(1) 情報の積極的な発信

第5回行政経営懇談会までは「広報・広聴」に関する文章でしたが，「市民の立場に立った情報発信」を軸とした，広報の文章へと修正いたしました。

さらに，「(2) 参加しやすい環境づくり」で触れていた，市民が興味関心を持ちやすい仕掛けやテーマ設定についても，市政への理解を深めてもらうための情報発信の方法の一つとして，(1)に記載しました。

13 内容の修正に伴うタイトルの変更

(2) 参加しやすい環境づくり

第5回行政経営懇談会での「(2) 参加機会の適切な確保」と「(3) 参加しやすい環境づくり」の記載内容を統合しました。

修正を示す下線は引いていませんが，統合により，第1，2段落の文章が第5回行政経営懇談会から変わっています。

質・内容に応じて、市民が参加しやすい方法を十分に検討します。

さらに、こども、障害者、外国人を含めたより多くの意見等を市政に反映させるため、様々な方法で市民参加の取組について周知するとともに、市民ができるだけ簡易に意見を表明できる方法を導入するなどの取組を進めていきます。¹⁴

(3) 市民意見の積極的な反映 ※「広聴」についての文章として修正

市民から市政へ向けられる意見等についても、行政と市民との間でしっかりと共有していくことが重要であり、市民の意見に耳を傾けることはもちろんのこと、その意見に対して真摯に向き合う姿勢が求められます。

そのために、前例にとらわれることなく、柔軟な発想で市民の意見に向き合い、その背景についても考慮し、既存の枠組みに制約されることなく、本当に必要な取組みを分野横断的な視点を持って考えていきます。

また、必ずしも、全ての市民が自らの意見を積極的に表明できるわけではありません。そのような市民の声なき声も積極的に汲み上げ、反映するよう努めていきます。

さらに、市内のそれぞれの地区における対話機能を高め、より多くの意見等を把握できるよう、地区相談業務の充実などの取組も一層推進していきます。

一方で、市民の意見等を事業に反映できなかった場合は、反映できなかった理由とともに、市民に対して丁寧にフィードバックを行っていきます。

4 市民参加の実施 ※追記、修正

「市民参加の4段階」の各段階に応じて、事業の分野や内容・性質などから、別表の「市民参加の主な実施手法」に掲げる手法を参考とし、最適な市民参加を実施していくことを目指します。

なお、各段階における主な実施手法を以下に示しますが、従来の手法に捉われず、試行的な取組も検討していきます。¹⁵

(1) 共有、理解 ※文章をわかりやすく修正

「共有、理解」段階では、特に行政が有している情報を、適切かつタイムリーに発信していく必要があります。より多くの情報を市民と共有し、市民の市政への理解を深めていくためにも、誰もが使いやすいホームページの作成やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、情報発信

14 第5回行政経営懇談会での御意見から、こども、障害者、外国人についての記述を追加しました。

(3) 市民意見の積極的な反映

「(3) 市民意見の積極的な反映」に、第5回行政経営懇談会では「(1) 適切な情報提供・共有」に記載していた「広聴」に関する記述を加え、修正しました。

4 市民参加の実施

15 例示している手法のみにとらわれず、試行的な取組についても検討していくという文章を加えました。

(1) 共有、理解

内容や方向性について大きな変更はありません。

情報の発信について、「適切かつタイムリー」、「誰もが使いやすい」、「できるだけ簡易に得られる」といった付加条件を記載しました。

アプリの活用など，様々な手法を用いて，必要な情報を，必要な時に，できるだけ簡易に得られる環境を整備していきます。

また，市民の市政への関心を高めるとともに，情報の共有をより密に行うために，公聴会・住民説明会やタウンミーティング，シンポジウムなどの対話型・体験型の市民参加の手法も実施していきます。

さらに，潜在的な市民の声や多様な意見等を把握するために，アンケート調査や窓口，ホームページにおける意見募集など，様々な手法を用いて市民の意見等を集めていきます。

(2) 企画・立案，計画 ※文章をわかりやすく修正

「企画・立案，計画」段階では，市民が委員となって，策定過程に直接参加できる審議会等や，無作為抽出による市民討議会などが手法の一つとなります。市民から委員を公募する際には，当該案件にかかる意図や背景を理解したうえで市民が応募できるように，ホームページやSNS，広報紙などを用いて，審議会等の目的，内容及び委員としての役割などを公表していきます。

また，市民の持つ多様なアイデアや意見を政策の中身に効果的に取り入れていくために，ワークショップや，オープンハウスなどの様々な手法により取組を実施していきます。

(3) 実行 ※修正

「実行」段階では，事業を実施している間でも，常に改善を意識し，アンケートやモニター調査等を用いて，より多くの市民意見等を求めていきます。

また，ホームページ等による事業の進捗状況の定期的な公表や，シンポジウム等での実施中の成果の説明を進めていきます。

(4) 評価，検証

「評価，検証」段階¹⁵では，事業の内容や進め方などが効果的であったか評価していきます。この段階での市民参加として，審議会等，公聴会・住民説明会，シンポジウム・フォーラム等の手法を用いることで，事業に対する市民による外部評価の機会を充実させていきます。

(2) 企画・立案，計画

内容や方向性について大きな変更はありません。

1段落目に審議会等への市民委員の公募について具体的に記載し，2段落目にアイデアの汲み上げを行うような手法を整理しました。

(3) 実行

2段落目として，逐次情報を発信していくという内容を追加しました。

(4) 評価，検証

15 「評価，検証」の段階 → 「評価，検証」段階
(1) から (4) までの書き始めを統一しました。

5 市民参加の推進に関する取組の¹⁶ 公表及び評価・検証

市民参加を推進するための取組について，毎年度，実施予定及び実施結果を取りまとめ，対象事業の名称や内容，参加の手法，実施時期，意見等の反映状況等を市の広報紙及びホームページ等で公表していきます。

さらに，本指針のもと市民参加の推進が効果的に実施されているか，つくば市行政経営懇談会にて検証を行い¹⁷，その結果を公表していきます。

また，行政と市民が，それぞれ市民参加の現状についてどのように感じているのか可視化するため¹⁸，市職員アンケートやつくば市民意識調査の結果を指標とします。

なお，本指針についても，5年¹⁹を超えない期間ごとに検証を行い，その際には条例化も視野に入れて検証していくこととします。

5 市民参加の推進に関する取組の公表及び評価・検証

16 市民参加の推進に関する取組についての公表及び評価・検証であることが一目でわかるように，言葉を追加しました。

17 評価し → 検証を行い

18 「市民参加の取組を」の削除

19 5年
隔年で実施するつくば市市民意識調査の結果を指標の一つとした場合，3年以内では指針施行開始時に十分な検証を行うことができないと考えます。「5年を超えない期間ごと」とあるとおり，今後市民参加推進の取組を進めていくなかで，3年で検証を行うこともできることから「5年」とします。

別表

市民参加の主な実施手法

	実施手法	概要
1	審議会等	審議会等は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、法律又は条例に基づき附属機関として設置される協議会、懇談会等や要綱等に基づき設置される協議会、懇談会等のことを指します。 また、委員の選考に当たっては、市民委員の公募などを実施することが重要です。
2	無作為抽出による市民討議会	市民討議会は、住民基本台帳から無作為で選ばれた市民が、行政から必要な情報提供を受けて政策課題を討議し、それぞれの意見を集約して合意形成を目指す方法です。
3	公聴会、住民説明会	公聴会は、行政が広く市民の意見を求め、それに対して市民が公開の場で意見を述べるものであり、一般に法律上開催を義務づけられた公式的な意見を聞く場を指します。 また、住民説明会は、行政が検討する計画や事業について説明し、市民の意見を聞いたり、議論したりする場です。開催に当たっては、全市民を対象にしたり、地権者などの利害関係者や特定の地域の市民を対象にしたりするなど目的によって範囲を決めることができます。
4	シンポジウム・フォーラム	シンポジウム・フォーラムは、ともに、公開の場で意見を述べ討論する方法です。講演や討論のほか、講演者やパネリストと市民との質疑応答を行うことで、市民に対して行政の見解を説明する機会となります。また、行政から市民に課題を投げかけることができるとともに、市民の意見を拾い上げることもでき、相互理解を深められるという効果があります。
5	アイデアソン	アイデアソンは、アイデアとマラソンを掛け合わせた造語であり、特定のテーマについて様々な分野の人々が集まり、グループなどでのディスカッションを通じて新たなアイデアを創り出す取組です。
6	ワークショップ	ワークショップは、地域の現状把握からはじまり、地域の問題点や課題の整理・分析、計画の方向性の提言、計画案・設定案づくりなどを行う際に適した手法です。

7	出前講座	出前講座は、市政やまちづくりに関する理解を深めてもらうため、市民が主催する集会等に市職員が出向き、市の業務や施策について説明する制度です。市民に施策や事業を直接説明し、理解してもらうとともに、意見交換を行う機会です。
8	タウンミーティング	タウンミーティングは、地域の課題や市政について、行政と市民による意見交換を目的とする対話型の集会です。自由に市民が参加し、意見交換を重ねることによって、市民の声を市政に活かすとともに、直接語り合う機会を持つことで、より市政への理解を深める効果があります。
9	オープンハウス	オープンハウスは、パネルの展示やリーフレットなどの資料の配付により、事業やその進め方に関する情報を提供する場です。市民は、パネル展示の内容や事業について市職員に質問することができるほか、コメントカードやアンケートに意見等を記入することもできます。
10	モニター調査	モニター調査は、特定の施策や取組について、より詳細に意見を求める手法です。モニターとして調査対象となった市民から取組への意見等を提出してもらう取組のほか、モニターを集めたワークショップなどを行うことで、より具体的な提案に結び付けていく方法もあります。
11	パブリックコメント手続き	パブリックコメント手続きは、市の基本的な計画、条例等を策定するときに、原案を公表し、市民に広く意見を求め、寄せられた意見を考慮して最終的な意思決定を行うとともに、それらの意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きです。
12	ヒアリング	ヒアリングは、団体、組織や個人に対する聞き取り調査であり、各種行政計画の策定過程でよく用いられている手法です。
13	アンケート調査	アンケート調査は、複数の団体、組織や個人に同じ質問をすることでデータの収集を行う調査です。行政にとっては、市民意見を反映した政策の形成や評価を行う上で、効果的な手法であるとともに、市民にとっても容易に参加できる手法です。

14	意見，作文，イラスト，アイデア等の募集	<u>意見，作文，イラスト，アイデア等の募集は，</u> テーマを決めて，市民から意見やアイデアなどを募集するものです。募集方法は，市広報紙，ホームページなどでの広報のほか，学校，事業所，各種団体等に呼びかける方法もあります。
----	---------------------	---

おわりに（行政経営懇談会からの提言）

(仮称) つくば市市民公募委員の選考に関する要綱 (案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、審議会等における市民公募委員の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市民公募委員を選任する目的)

第2条 市民公募委員を選任することにより、市民参加の機会を適切に確保し、より一層の市民参加の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、市民公募委員とは、市内に在住し、在勤し、又は在学する者に向けて審議会等の委員（以下「委員」という。）の募集を行い、委員に選ばれた者をいう。

(対象となる審議会等) **【第5回行政経営懇談会時の第3条と第4条を統合しました】**

第4条 市民公募委員を募集する対象の審議会等は、次の各号に掲げるものを除き、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例(平成29年つくば市条例第 号)第2条第1号に規定する附属機関及び同条第2号に規定する懇談会等とする。

- (1) 法令又は条例等の規定により委員となるべき要件が制限されているもの
- (2) 行政処分に関する審議等を行うもの
- (3) 専ら高度の専門的な知識経験を有する事項の審議等を行うもの
- (4) 委員を迅速に選任する必要があるもの
- (5) 個人情報に関する審議等を行うもの
- (6) その他審議会等の設置目的等により市民公募委員が審議等を行うことがふさわしくないもの

(市民公募委員の人数)

第5条 委員のうち市民公募委員の割合は、おおむね3割とする。ただし、審議会等の設置目的等を考慮し、市長が適当と認める場合は、この限りでない。

(市民公募委員の選任)

第6条 市民公募委員の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意して実施することとする。ただし、法令又は条例等に特別の定めがある場合は、この限りでない。

- (1) つくば市職員及びつくば市議会議員は選任しないこと。
- (2) 同一審議会等で再任する場合は、2期までとすること。
- (3) 他の審議会等の市民公募委員を併任する場合は、2つまでとすること。

(募集の方法)【選考方法を第8条に移しました】

第7条 市民公募委員は、次の各号のいずれかに掲げる方法により募集するものとする。

- (1) 広報つくば及び市のホームページに次に掲げる事項を掲載し、おおむね2週間以上の応募期間を設けて委員を募る方法
 - ア 審議会等の名称、目的及び内容
 - イ 市民公募委員の役割
 - ウ 任期及び報酬
 - エ 会議の開催予定回数及び時期
 - オ 市民公募委員の募集人数、応募資格、応募方法及び応募期間
 - カ 市民公募委員の選考方法
 - キ その他市民公募委員の応募に際し必要と認める事項

- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者で、募集する年度の4月1日現在において18歳以上のものの中から無作為に抽出した者に、前号に掲げる事項（必要な事項に限る。）を記した通知を送付し、委員を募る方法

(選考の方法等)【第7条を分割し、第8条で選考の方法について記載しました】

第8条 前条第1号の規定による方法を実施するときは、次に掲げる事項により市民公募委員を選考するものとする。

- (1) 応募資格は、審議会等の設置目的等に応じて定めること。
- (2) 選考は、審議会等の処務を担当する部署が選考委員会を設置して行うこと。

(3) 選考方法は、応募書類及び小論文の審査、面接等とすること。

(4) 市民公募委員の募集については、募集要項及び選考基準を策定すること。

(市民公募委員への事前説明)

第9条 市民公募委員を選任した際は、審議会等のスケジュール、目的、内容等について会議を開催する前までに市民公募委員に対して説明を行うものとする。

(市民公募委員の再募集)【再募集の方法について具体的に記しました】

第10条 市民公募委員の募集を実施したにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、あらためて第7条の規定による募集を行うものとする。ただし、同条第1号の規定による募集を行う場合において、市民公募委員を選任する時間的余裕がないときは、広報つくばによる募集を省略することができる。

(1) 応募がなかったとき又は応募者数が市民公募委員として募集した人数に達しなかったとき。

(2) 選考の結果、募集した人数に達しなかったとき。

(報告及び公表)

第11条 審議会等の処務を担当する部署は、市民公募委員の募集を実施しようとするときは実施報告書（様式第1号）により、市民公募委員を選任したときは選任報告書（様式第2号）により、速やかに政策イノベーション部企画経営課長に報告するものとする。

2 政策イノベーション部企画経営課長は、前項の規定により報告があった場合は、速やかにホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

附 則

この告示は、平成30年 月 日から施行する。

(仮称) つくば市大規模事業の進め方に関する基本方針（案）

平成○年○月

つくば市

1 背景及び目的

(1) 背景

つくば市では、市の誕生以降、つくば駅前再整備などの都市基盤の整備やふれあいプラザ、市役所本庁舎、消防庁舎、小中一貫校の建設など、様々な大規模事業が進められてきました。

このような中、平成 25 年 5 月「つくば市総合運動公園事業」の検討が始まり、平成 27 年 2 月「(仮称)つくば市総合運動公園基本計画」を策定し事業を進めていく中で、同年 8 月、住民投票が実施され、同年 9 月に当該事業を白紙撤回することとなりました。

これを受けて、平成 29 年 1 月、当該事業の調査・検証を行うため、総合運動公園事業検証委員会を設置し、同年 4 月に当該事業の検証結果報告書が提出されました。この報告書では、今後の市政運営に関して 7 項目の提言がされ、今後、市が行う大規模事業の進め方に関する教訓として活用すべきとされました。

総合運動公園事業検証委員会報告書より

(今後の市政運営への提言)

- 1 大規模事業については民意の把握を適切に行い、市民の直接的な要請に基づくものではない事業については市民への説明を十分に行うこと。
- 2 事業計画、基礎的検討の段階での議会への適切な報告を行うこと。
- 3 財源、市の財政負担の程度について確実な財源と「見通し」を区別して説明すること。
- 4 大規模な土地取得等における対象選定のルール整備、プロセスの透明化を図ること。
- 5 土地取得等の契約の相手方との交渉経緯についての情報開示、説明を行うこと。
- 6 大規模な土地取得における適正な価格算定のための鑑定評価のルールを整備すること。
- 7 事業計画や用地取得の段階において、「事業からの撤退」の検討の余地を残すこと。

(2) 目的（必要性）

行政経営により効率的、効果的に取り組むためには、事業を行う際に様々な実施手法の検討が必要となります。特に、大規模事業の実施に当たっては、将来の市民生活への影響が大きいことから、事業の必要性、妥当性等について、市民や専門家からの意見や助言を求めた上で、慎重に事業の対応方針を決定する必要があります。

さらに、この対応方針決定までの一連の過程を公表することで、意思形成過程の透明化を図り、市民への説明責任を果たすことが重要です。

また、大規模事業は、市民の関心が高い上、市の財政に与える影響も大きく、特に、大規模な土地の購入や建築物の整備などは、一度実施されると途中段階での方向転換が困難という特徴があります。

このようなことから、今後の大規模事業の進め方について、事業の実施過程の透明性の向上と効果的で効率的な事業実施を図るため、本基本方針を策定し、全庁的に取り組んでいくこととします。いきます。

2 大規模事業とは

市が事業主体となって実施する事業で総事業費（用地取得を含む。）が10億円以上の施設整備事業（※）とします。

ただし、市民生活や地域経済への影響等の視点から市長が必要と判断した施設整備事業については、本基本方針の適用を受けるものとします。

※ 施設整備事業とは、市が事業主体となって実施する一般公共施設（つくば市公共施設白書による分類）の整備事業のことをいいます。

3 大規模事業の進め方に関する基本的な考え方

(1) 積極的な情報提供及び民意の適切な把握

市民に大規模事業への関心を持ってもらい、市民ニーズに即した事業を行うためには、市民意識の把握だけではなく、市から市民への積極的な情報提供が欠かすことができません。

市は、事業の進め方、必要性や効果、事業を実施するに当たっての課題、事業を行うことにより将来どのような影響があるかなどの必要な情報提供を、十分な機会と期間を確保して行い、市民と出来る限り情報を共有することで、互いに理解を深めていくことが必要です。

このような取り組みが市民との信頼関係の醸成にもつながり、事業を企画立案する段階から実施する段階までのプロセス全体に好ましい影響を与られます。

① 適切な市民ニーズの把握

事業の目的や内容によって、市民の関心の度合いは様々であるため、市は、幅広い市民参加を求めることに努めることとします。情報提供や民意を把握するための手法は様々なものがあるため、市民が適切に参加できるよう目的や内容に応じた有効な手法を選択することとします。

また、潜在的な意見も含め多くの市民の意見を把握するために、一つの手法だけでなく、いくつかの手法を組み合わせることを行います。

② 事業計画等の適切な説明

事業の計画等（事業の目的、必要性や効果、財源確保の見通し等）の概要について、市民や議会に対し、適宜、適切な説明を行うとともに必要な情報の公開に努めることとします。

特に、大規模事業の場合は、将来にわたり市の財政負担が大きくなることが予想されることから、事業に要する財源については特定目的基金などの確実なものと補助金や市債などの「見通し」として充てられる可能性のあるものを区別するとともに、費用対効果などから事業実施の妥当性などを明らかにします。

③ 市民とのコミュニケーションを図るための環境づくり

市民ニーズに即した事業を行うためには、市民とのコミュニケーションを図るための環境づくりも重要であることから、次の点に留意して取り組むこととします。

ア 市民からの意見・要望を適切に把握する十分な機会と期間の確保

市は、市民が自らの意見等を表明するための機会と期間を確保することにより、市民とコミュニケーションを図り、フィードバックを受けながら、企画・立案を行い、より市民ニーズに即した事業に繋げていくこととします。

イ 市民からの意見・要望に対する真摯な対応

市は、市民意見等を尊重し、寄せられた意見等を十分に考慮して判断することとします。また、意見等が採用できない場合には、具体的な理由を丁寧に説明することとします。

（２）事業の客観性及び透明性の確保（大規模事業評価制度）

大規模事業の実施に当たり市民の理解を得るためには、事業の客観性を高め、事業内容を市民ニーズに即したものとしていくことが重要です。

市は、大規模事業の着手の妥当性を検証し、市としての対応方針の決定に資するとともに、意思形成過程の透明化を図るため、外部有識者等による大規模事業評価制度を導入します。

また、事業の途中段階において、大幅な事業計画等の変更があった場合には、再評価を実施します。

さらに、再評価において、事業内容が市民ニーズに即したものでないと判断された場合には、事業の途中でであっても、「事業の見直し」や「事業からの撤退」を検討します。

① 事業評価の考え方

事業の果たす役割（目的）を踏まえ、事業による様々な効果・影響等について整理し、論理的・客観的に評価します。

評価を実施するに当たっては、評価の視点（事業の必要性、妥当性、優先性、有効性等）を設けて実施します。

特に、用地取得を伴う場合は、用地の選定過程（複数の候補地を設けて適正に選定しているかなど）の客観性や妥当性を評価するとともに、土地の鑑定評価についても、合理的かつ現実的な判断に基づいて行われているかなどを評価します。

なお、災害復旧事業等の緊急を要する事業など、大規模事業評価の対象外とする事業は、（仮称）つくば市大規模事業評価実施要綱により定めるものとします。

② 評価結果の公表

事業評価の結果をはじめとする評価に関する一連の情報を公表することにより、市民の意見を事業内容の見直しや改善につなげるとともに、市の説明責任を徹底することで、事業の進め方の透明性の向上を図ります。

※ 網掛け部分が追加・修正した箇所です。

(仮称) つくば市大規模事業評価実施要綱 (案)

(目的)

第1条 つくば市が事業主体となって実施する大規模事業の評価に関し、必要な事項を定め、大規模事業の着手の妥当性を検証し、市としての対応方針の決定に資するとともに、意思形成過程の透明化を図ることを目的とする。

(評価の対象)

第2条 大規模事業評価（以下「評価」という。）は、つくば市が事業主体となって実施する事業で総事業費（用地取得を含む。）が10億円以上の施設整備事業（市が事業主体となって実施する一般公共施設（つくば市公共施設白書による分類）の整備事業のことをいう。）を対象として行うものとする。ただし、次に掲げる事業については、評価の対象から除くこととする。

- (1) 災害復旧事業等、緊急を要する事業
- (2) 既に都市計画決定されている事業
- (3) インフラ施設に係る不可分な事業
- (4) 公共施設等の維持・修繕事業、耐震改修事業
- (5) 法令等により事業の実施が義務付けられている事業
- (6) 国等と一体となって効果を発揮する事業又は共同で実施する事業

2 市民生活や地域経済への影響等の視点から市長が必要と判断した施設整備事業については、前項の規定に関わらず実施するものとする。

(評価時期)

第3条 評価を実施する時期は、原則として事業の目的、規模、基本的機能、候補地、全体事業費及び事業の効果を含む事業に関する基本的な構想が定まった後で、かつ、事業実施に必要な事業費に係る予算要求前までに行うものとする。ただし、

国庫補助事業及び交付金事業については、国等への事業採択の要望（概算要望を含む。）を行う前までに行い、都市計画決定を伴う事業については、都市計画決定の手続きの前までに行うものとする。

- 2 評価実施後に、事業計画等に大幅な変更が生じた場合には、再評価を実施するものとする。

（評価の実施体制）

第4条 市長は、評価を行うため、大規模事業内部評価会議（以下「評価会議」という。）及びつくば市大規模事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 評価会議及び委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

（評価の視点）

第5条 評価は、次の各号に掲げる視点から行うものとする。

- (1) 事業の必要性 市が担う必要性及び市が実施する必要性等
- (2) 事業の妥当性 整備手法、事業規模及び整備場所の妥当性等
- (3) 事業の優先性 事業の着手時期の適切性
- (4) 事業の有効性 事業の有用性及び有効性
- (5) 事業の経済性・効率性 費用（維持管理費及び運営費を含む。）の適切性及び事業採算性等
- (6) 環境及び景観への配慮 周辺環境・景観との調和、配慮等
- (7) 地域社会への影響 経済波及効果等
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（評価実施方針の作成）

第6条 市長は、評価の対象事業（以下「対象事業」という。）を決定したときは、対象事業ごとにつくば市大規模事業評価実施方針（以下「実施方針」という。）（様式1）を作成し、公表するものとする。

- 2 実施方針においては、評価の時期、評価の視点及び評価の方法その他必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、実施方針の作成に当たって、委員会に評価の視点等に係る意見を求めるものとする。

4 市長は、委員会から意見の具申があった場合は、それを尊重するものとする。
(自己評価調書の作成)

第7条 市長は、前条の規定により作成した実施方針により、対象事業ごとにつくば市大規模事業自己評価調書（以下「自己評価調書」という。）（様式2）を作成し、評価会議において審議するものとする。

2 市長は、自己評価調書及び評価会議における審議結果について、速やかに公表するものとする。

(委員会による審議)

第8条 市長は、前条の規定による自己評価調書及び評価会議における評価結果について意見を求めるため、委員会に諮問するものとする。

2 委員会は、諮問を受けた事項について審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

(対応方針の決定)

第9条 市長は、前条の規定により委員会から答申のあった意見等を尊重し、対象事業の対応方針を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により決定した対応方針及び前条の規定による委員会からの答申、その他必要と認める事項について、速やかに公表するものとする。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。

様式第 1 号

会 議 録

会議の名称		第 5 回行政経営懇談会		
開催日時		平成 29 年 11 月 28 日 開会 14 : 00 閉会 16 : 30		
開催場所		筑波銀行つくば副都心支店セミナールーム		
事務局（担当課）		企画経営課		
出席者	委員	石塚 敏之，上田 孝典，江藤 睦，小玉 喜三郎，垣花京子，中村 紀一，根本 一城，古久保 みどり，堀 賢介，溝上 智恵子，柳瀬 敬		
	その他			
	事務局	神部政策イノベーション部長，飯村政策イノベーション部次長，片野企画経営課長，大越企画経営課長補佐，吉岡企画経営課長補佐，会田係長，内田主任，大友主任，栗島主事，和田主事		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	3 人
非公開の場合はその理由				
議題		(1) (仮称) 市民参加推進に関する指針について (2) (仮称) 大規模事業の実施に関する方針について		
会議録署名人			確定年月日	平成 年 月 日
会 議 次 第	1 開会 2 議事 3 その他 4 閉会			

様式第 1 号

○座長 それではただいまから平成29年度第 5 回つくば市行政経営懇談会を始めます。

それです、本日の予定を申し上げますと、本日、協議いただく内容は、式次第にもありますように、市民参加推進に関する指針についてと、それから大規模事業の進め方に関する基本方針について、二つになります。本日の会議ですけれども、大体 4 時半くらいを予定しておりますが、できるだけスムーズに進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、市民参加の指針のほうについては、できるだけ今日、ほぼ決定に近いところまで詰めたいと思いますので。その上で、その次のときに全体を審議するということになりますので、そういう形で進めていきますので、よろしくお願いいたします。

それから、会議の公開、非公開についてですが、原則公開しておりますのでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○座長 それでは次に、本日の配付資料の確認を事務局のほうからお願いいたします。

【資料確認】

○中村座長 皆さん、資料はございますでしょうか。

それでは、第 1 の議題に入りたいと思います。事務局のほうから、説明をお願いいたします。

○事務局 （資料 1， 2 に基づき説明）

- ・ 資料 1 （仮称）市民参加推進に関する指針 素案
- ・ 資料 2 （仮称）つくば市審議会等への市民委員の公募に関する
要項 素案

○座長 どうもありがとうございました。

最初に、指針のほうから議論したいと思いますが、どうでしょうか、上田

様式第1号

委員のほうから、「はじめに」というところと、目的というところについて意見が出ているんですけれども、ざっとしか、まだ私見ていないので、今日いただいたので。これ文章全体の見直しということになりますか。あるいは趣旨掲載部分というかな、主張したい部分があって、それを入れればよいということになるんでしょうか。

○委員 これはあくまで私の私見ですので、こういった内容を盛り込んでいただきたいということです。

○座長 わかりました。

そうすると、「はじめに」と出ているものについて議論をして、その中に、委員の意見などを盛り込んでいただければというのが意見でということでもいいわけですね。

○委員 そうですね。少しじゃあご説明。

○座長 はい。じゃあ、お願いします。

○委員 よろしいですか。すみません、今からお時間をいただいて、少し説明させていただきたいと思います。

事務局のほうで大変なご苦勞をされて、今回、最終の原案ということで出していたいただいたものというふうに考えております。それに基づいて、私のほうで意見をとったんですが、少し自分で書き直したほうが、私の考えを少し述べさせていただくのにわかりやすいかなと思いましたので、私のほうで代案という形で、「はじめに」をつくらせていただきました。ただ、これは私個人の意見ですので、こういった内容を反映させていただければというふうに考えております。

順番に、かいつまんでお話をさせていただきたいと思います。私が用意した参考資料のほうをご覧くださいと思います。

「はじめに」の部分ですけれども、第1パラグラフですね。ここに、つくば市においてこの市民参加が推進される理由といいますか、なぜ市民参加が必要

様式第1号

なのかという部分を、つくば市の現状に即して少し書いたほうがいいのかというふうに思いましたので、ここに入れました。原案では、少子高齢化、エネルギー、環境問題、世界の課題というような形になっていますので、そのあたりはもう少しつくばというまちに引きつけた内容にしてもいいのかなというふうに思います。

第2パラグラフですけれども、これは原案にもありますとおり、これまでの蓄積を踏まえた形で、これまでこういったことをしてきたということをそのまま引用させていただいております。

第3パラグラフですけれども、これまでの経緯を過去のものとするのではなくて、やはりそういったものの、蓄積があって、そして今に至るんだということとで少し書かせていただきました。少し読み上げさせていただきます。

こうした蓄積を基礎にしながら、現在、本市が直面するさまざまな諸課題を乗り越えていくためには、行政はより一層市民の声に耳を傾け、住民自治の理念に基づいて、市民を主体にした市政運営をしていくことが必要です。そのためにも、行政は市政運営の過程において市民の多様な意見を聴取し、合意形成を図りながら進めていくことが重要です。そして、市民が自由に多様な意見を表明するためには、市政の合理化を高めることや市民と対話できる環境を整えることなど、市民参加の機会を拡大するための不断の取り組みが必要です。

ということで、これまでご議論あったと思いますけれども、主語が誰なのかということで、行政はという主語を一段と明確にしたような形で記載をしたほうがいいのかというふうに思っております。

それから、住民自治の理念、これ市民参加ですけれども、一般的に地方自治の中で使われている住民自治というものの理念、こういったものをきちんと明確に位置づけたほうがいいのかと。そして、市民を主体にした市政運営をしていくということです。

それから、市民が自由に多様な意見を表明するということが大事だと思うん

ですが、そのためには、市民参加をするために何か取り組みをする。市民参加を必要なときだけやるのではなくて、常日ごろから日常的に、やはりこういった考え方を行政あるいは職員の一人一人の方々が意識して実施していくということが重要なのかなというふうに思いましたので、不断の取り組みということを入れさせていただきました。

そして、次のパラグラフですけれども、市民参加は市民が市政に意見を反映させるための方法であり、行政が市民を主体にした市政を実現していくための取り組みだ。そして、つくば市はより一層の市民参加を推進していきますということで、書かせていただきました。

「はじめに」あるいは目的の部分というのは、この指針を策定するに当たって、行政の立場あるいは行政の考え方を市民参加に基づいて、これから市政運営をしていくんだという、ある意味、宣言といいますか、理念的な部分をきちんと表明した部分だと思いますので、これから個々の中身について議論をしていくかと思うんですけれども、まず「はじめに」、あるいは目的の部分で、きちんこの指針を策定していくに当たっての宣言あるいは理念といったものも明確にしていく必要があるんじゃないかということで、少し個々の意見を言っていくのは難しいなと思って、自分で書いたほうが早いなと思ったので、こういうような形で代案を出させていただきました。

その「はじめに」にのっとった形で、目的も今後の方向性を示していきますというような目的ではなくて、きちんこの指針を示し、そして、市民を主体にした、あるいは住民自治に基づいたというようなことでもいいと思うんですが、そういう市政を実現していくんだということをきちん明示していくということが、こういった指針では大事なのかなということで、特に「はじめに」の部分は、個人的には非常に重要な部分だと考えていましたので、このようにさせていただきました。

○座長 どうもありがとうございました。

様式第1号

パラグラフのところで、ずっと説明をいただいて、確かに最初のパラグラフ、つくば市に即してというところは、こちらでは一般的なものになっているというかな。それから、これまでの蓄積も、こちらのほうがより具体的に書かれていて、それから、3段目あたりから理念の問題、蓄積を考えながら、ということで、最後に、市民参加とは何かという積極的な定義を出しているというので、少し、つくば市の出してきている案よりも、積極的だというふうに思いますけれども、これうまく取り入れていけば、そういうことでよろしいでしょうか。これ全部入れかえるというのにはならないので、特に傍線が引いてある行政はとか、住民自治の理念とか、市民が多様な意見を表明するとか、不断の取り組みとかですね。

それから、その2番目の目的のところも、私も読んでみて、こっちの原文のほう「本指針では、できる限り多くの市民に満足、納得してもらえるように取組を進めていくため」というよりも、市民の意見を吸収し、市民に満足、納得してもらえるような市政運営の形ですね。少なくともそのくらいにしたほうが具体的であると思いますし、委員のほうは「より市民を主体にした市政」というので、より積極的な形で書かれていると思いますので、もう少し、この目的のところも、積極的に市民の意見を取り入れたり、市民を中心とした市政運営を進めていくんだというのを強調するというようなことで、よろしいでしょうか。

○委員 すみません。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 何で、まるっと入れかえちゃいけないんですか。

○委員 私、これ読んですごくいいなと思ったんですよ。やっぱり住民自治であるとか、あと、ちょっと気になっていた市民ニーズという言葉。ここまでの文章だと、完全に市民に対して行政側がこうしてあげますよというような感覚の文章であったような気がするんですね。ただ、割と先生のこの文章だと、市

民を主体とした行政の運営というような形に何となく意識が入れかわったような気がしたんです。なので、その意識の入れかわった部分というのは、とても重要なのではないかなと思うので、まるっとこの文章、変にこねくり回さないこの文章のほうが、私はすっきりまとまるのではないかと思ったんですけども、文章って、いじればいじるほど変になるときってあるじゃないですか。

○座長　そうです。そのとおりですね。ですから、一番最初に全体を見直すのか、あるいは、こういうところを主張して入れたいのかというのをお聞きしたんですけれども。ですから、例えばこちら側としては、委員の文を中心にして、むしろそれに、つくば市の出している案を入れていくというかな。入れていくというのは、確かに物すごい入れにくいですよ。いずれにしても、文章として完成したものですから。ただ、これ両方を並立して載せるというわけにはいきませんので。

○委員　いっそのこと、入れかえてしまったほうが、いかにも、その住民自治ということを前提にした文章に、意識が切りかわったように思いますので、何となくそこを、書いたわけでもない私が言うのもなんですけれども、私はすごくいいと思います。なので、そこをちょっと重要視したいなと。

今まで行政の意識改革、意識改革という言葉をさんざっぱら聞いてきたんですが、やっぱりどこまで行っても、行政は行政サービスをする場所、地方自治法にもそう書いてあるので仕方がないんですけども、市民に対してサービスをしてあげていますよという感じではなく、もちろん行政にかかわるサービスはしなきゃいけないんですけども、市民に納得してもらえるのではなく、市民とともに市政を運営していこうというふうな形になったのではないかなと、印象ですけれどもね。私の個人的な意見です。

でも、それがすっきりまとまるかなと思っただけなので、私は個人的に、行政にサービスしていただくというよりは、一緒に頑張りましょうよと言いたいというふうに思って、行政と市民が仲よく手を携えて、一緒にやっていく感覚

というのを大事にしたいなと思います。

○座長 今の意見に対して何かございますか。

今、私の意見としては、その文章全体の直しでなければ、どちらを中心にするかは別として、この両方を、相当至難のわざですけれども、ミックスしながらまとめていくという形。確かに市民を主体としたとか、市民とともにというようなものは、委員のもののほうがずっと鮮明に出ていることは確かなんですけれども、その辺も含めて何かご意見ございますか。

はい、どうぞ。

○委員 委員の部分で3段落目以降の部分というのが、やはり視点がかなり今までのと違う感じがしていて。というのは、前のものだと、市政と市民というのが対立関係にあるようなふうにも読めてしまう。その対立関係にある市民の納得をどう得て進めていけばいいだろうか、とかというような記載ぶりに、誤解を呼びかねないものだと思うんですね。

他方で、今回出していただいたものは、よりもうちょっと前向きに、市民を協力者として位置づける、あるいは主体として位置づけるということで置かれているので、かなり視点が違うので、これをミックスするというのはなかなか難しいような気はしていて、どちらをとるかという話だと思いますけれども、やはり趣旨的には、委員のほうの視点をベースに調整していったほうが、私としては違和感はないかなと思います。

○座長 ほかにご意見ございますか。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 事務局、頑張っていたいたと思うんですが、初めに読んで、私の最初の感想、こなれていない文章だなという気がしました。非常に読んでいて、なかなか進まなかったんですね。それはいろいろな思いを多分取り込んだということと、それから、あえて議論を喚起するという意図もあったのかなとは思

いました。

一つ事務局に教えていただきたいのは、今回の資料は、庁内でどのような手続を経ているか、いないか。事務局があくまでも行政経営懇談会の事務局として、進行のためにつくった資料なのか、多少庁内で公表なりをして、リアクションをとっているのかを確認をさせていただきたいと思うんですけれども、お願いします。

○座長 「はじめに」の部分ですね。

○委員 そうです。

○座長 「はじめに」の部分は、事務局がまとめたもの。それ以外のところの部分の意見なんかを聴取してということありますか。

○事務局 この「はじめに」につきましては、以前「策定の目的」のところにある、ずらっと 1 ページ程度書いていたかと思うんですが、こういった中で、目的というのは短か目にして、これを「はじめに」に持っていったほうがいいんじゃないのかというような意見もございまして、そういった策定目的に合った文章をこちらへ移動したという、これは庁内でというよりも、事務局のほうで取りまとめております。

○座長 わかりました。

○委員 はい、ありがとうございました。

ちょっと続けます。

○座長 はい。

○委員 指針として、基本的に行政がこれに沿って仕事を進めていきますので、答申という形ですから自由度は担保されていると思いますが、しかし一方的に宣言するとか示すというよりも、行政が日ごろ感じているものも意見としては取り込むという努力もあったほうがいいと思うんです。ただ、現時点では、委員がお示しになったものは非常にすっきり読めるというのが一つ現実で、事務局の思いとどこが同じで、どこが違うかという部分を事務局がどう捉えるか

様式第1号

という、その余地も私は残しておいたほうがいいのかな、という感じはいたします。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 前回座長のほうから、こういう形の前書きを考えていますという発言がありまして、資料の中にもあるんですけども。その後で、結果的に技術論になってしまうのではないかということをおっしゃられたと思うんですね。私もそれはちょっと危惧しているのと、結局、市民参加を何のために推進していきたいのかという。目的のところで、その考え方を整理し、今後の方向性をお示ししますと書いてありますけれども、その考え方と方向性というのは何かというと、委員が書いてくださっている「市民を主体にした市政を実現する」。これがとりあえず当面の目的なんじゃないかと思うんですね。そのために市民参加を行い、ニーズを丁寧に聞いていくんだということなので、市民のニーズを聞いて、行政を効率的、効果的に運営していくというよりも、今回のこの指針のスタンスは、市民主体の市政にしていくということが大きな目標じゃないかと。それが抜けてしまうと、技術論に終わってしまっていて、今までも聞いていたじゃないですかと。いろいろな形で聞いていますよということで、意識改革になかなかつながっていかないんじゃないかなと思うんですね。

私ははじめにの部分、文章の流れとしては、委員のものに差しかえたほうがいいんじゃないかなと思います。

○座長 わかりました。どうもありがとうございました。

そうすると、行政経営懇談会としては、「はじめに」の部分というのは、委員の案みたいなものを中心という形で、仮に再構成するとしても、この中の趣旨を中心にまとめてほしいということによろしいですね。

というのは、これ「はじめに」は、行政経営懇談会の責任で書くわけではないので、前の行経懇では大体、私どもで「はじめに」を書いていましたけれども。ですから、これは向こうの行政側の責任で書くので、行政経営懇談会とし

ては、このような形の趣旨を通したもので書き上げればということにするというか。ですから、さっき私、趣旨が入ればと言ったわけですがけれども、確かに文章全体の流れを両方入れながら書くというのは、非常に至難のわざということで、一応「はじめに」については、こういうふうに、行政経営懇談会としてはこういうような趣旨で、今、話したところをまとめてもらいたいということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○座長 目的のところはいかがですか。

はい。

○委員 目的というのは、市民参加の目的を書くのか、ガイドラインの目的を書くのかが混在してしまっているのではないかと思うので、こういった行政の報告書というのは、大体はこの指針の目的を、まず最初を書くのがオーソドックスなんですけれども、別にオーソドックスに従う必要はありませんが、どちらを目指している目的なのかはちゃんと切り分けたほうがいいんじゃないかと私は思います。

今、委員の目的を見ますと、そこが必ずしもクリアになっていないんじゃないかなというふうに感じますし、「本指針では」の後に読点を打たれてしまうと、主語が本指針で、述語が市民を主体とした市政を実現する。指針が市政は実現しないですよねとかと思っちゃったんですね。なので、ここは市民参加の目的を書くというのであれば、そのトーンで統一したほうがいいと思います。

○座長 この目的は、私はガイドラインをつくる目的というふうに考えていたわけですがけれども。

○委員 そうですね。私もそうなんです。

○座長 そうであるとする、私もこの目的のところ、先ほど言いましたように、多少手を入れたわけですがけれども、「できる限り多くの市民に満足、納得してもらえる」というのはアウトプットだけなので、「できるだけ多くの市

様式第1号

民の意見を吸収し、市民に満足、納得してもらえるような市政運営の取り組み」とかというような形で、そうすると、ガイドラインと結びつくんだと思うんですけども。

委員のもので言えば、「はじめに」のところに、「市民参加は、市民が市政に意見を反映させたものの方法であり、行政が市民を主体にした市政を実現していくための重要な取り組みです」というところで書かれているので、その後、そういった目的を実現していくためのガイドラインみたいなものは何なのか。ガイドラインをつくる目的として考えれば、ここは前のほうがはっきりしていれば、そんなに「市民を主体とした市政を実現します」まで書かなくてもいいのかもしれないね。

じゃあ、そういうことで、次回までの事務局の宿題になりますけれども、そういうことで、委員の意見についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員 目的のところなんですけれども。

○座長 はい。

○委員 この「できる限り多くの市民に満足、納得してもらえるよう」というのも、若干同じ趣旨で見方がちょっと違う、ずれている部分があるかなと思っていて、定め方としては、この指針はどういうものを策定するものですでいいと思うんですけども、やはり行政側が、市民の納得、満足を得られるようにやりますということではなくて、市民が主体的にかかわっていった、よりよいものに、市民参加の趣旨をちゃんと実現できるように、この指針を策定するものですというような形での書きぶりのほうが、やはりここの趣旨なのかなという気はします。

○座長 ここはそうすると、ある程度手直しで済みますよね、確かに。これ短いですね。

そうすると、今出た意見では、「できる限り多くの市民の満足、納得」とい

うのは、これ確かに行政が出してくるアウトプットについて満足する、納得するということで、インプット部分ですね。要するに、市民が意見を出して、市民の意見が通って、それで、その結果が満足、納得いくようになっていくというような、そういうガイドラインをつくるというような形でまとめられれば、目的として果たせるので、私は一例として「市民の意見を吸収し、市民に満足、納得」と言いましたけれども、この辺のところ検討していってもらう。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 「本指針では、行政として」というフレーズがあって、その2の(2)の本文のところでは、「本指針では、市政において」という、主体なのかフィールドなのかというのがちょっと曖昧になっているという感覚が一つあります。

それから戻って、1の目的の1行目の「市民に満足、納得」、私の中で納得というのは非常にハードルが高いかなと。ここはやっぱり満足と理解ぐらいのかなという感覚は持っています。

○座長 このご意見に対して何か。

はい。

○委員 はい、すみません。

「はじめに」のところとも絡むんですが、市民ニーズということが、この1ページの文章に4回出てくるんですが、私は、その市民ニーズというのがすごく引っかかったんです。それをうまく言えなくて困ったなと思っていたので、先生のこの案を読ませていただいて、あっ、これなら何にも引っかからなくて、そのとおりだというふうに思える。それが前提にあって、この目的のところ、やはり「市民に満足、納得」と、それって目的じゃないんです。変なんですけれども、満足したり納得したりはしなきゃいけないんですけれども、その手前のところというか、何のためにその満足を目指すのかというか、何か、もやも

やして上手に言えませんが、この今している議論って実は物すごく大切なところで、そこを事務局にやっぱり深く理解していただきたいんです。

事務局のほうに、市民参加を余りしたくないという悪意があるとか、そういうつもりは、感覚は全く持っていないんですが、何分今までしてこなかったことをしていこうとしている段階ですから、どうしても行政マンの常識と一般の市民の感覚との間にずれがあるわけで、その小さなずれのように見えることが、実は市民サイドから見ると、見過ごしにできないほど深い溝になる可能性を感じるわけです。

今のところ、その溝自体は感じていないんですが、この書き方、表面の問題ではなくて、実はこの書き方にあらわれてきた違いというのは、大きなものになる可能性を秘めているので、そういう意味で委員は、多分、住民自治の理念とかという少し遠くの目標といいますか、大きな目標といいますか、そういうものを書き加えることによって、そこを目指していくんだよみたいなことを示してくださったのかなと思うんです。

市民参加しましたとか、その結果、前よりも満足度が上がりましたということが最終目的ではなくて、やっぱり民主主義の実現とか、主権者を尊重するとか、そういう高邁な、ある程度抽象的な議論ともつながっていく部分で、実はそれがないと、細かい現場、これからいろいろな場面が生じると思うんですが、その場面で判断するときに、ぶれる可能性がある。その判断に迷ったときに、何を基準に判断するかというと、理念として何を持っているかということがすごく大事になると思うので、文章自体はもちろん、市の職員の方に、書く方の抵抗のない形で書いていただくしかないんですが、その住民自治の理念とか、それに類するもの、つまり目先の細かいことではなくて、理念を一つきっちり入れてほしい。それは私の場合に一番しっくりするのは、市民を主体にした市政を実現するということで、市長の言うことを聞くとか、多数の満足を得るとか、そういうことではなくて、やっぱり一番大事なのは、市民を主体にした市

様式第1号

政をするんだという、そこがはっきりしていれば、その次からのことはおのずから進んでいくみたいな気がするので、うまく言えなくて申しわけないんですが、その字面の調整ではないんだということを理解していただきたいと思います。

○委員 いいでしょうか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 似たようなことなんですけれども、できる限り多くの市民に満足、納得していただくという形になると、少数派の意見が潰れてしまうんですね。なので、満足してもらえるのを、市民全員が満足する政策なんて多分ないと思うんですね。でも、どうしても必要な政策というのものもあるでしょうし、そういうところで、ここにこういうふうに書いてしまったがために、大勢の満足が得られないではないかという形で潰される意見が出てきてしまっても困るんです。

特に、マイノリティー、障害者団体なんかにとっては、それは死活問題ですらあるんです。なので、この「できるだけ多くの市民に満足、納得してもらえる」とほかにもまだ出てくるんですけれども、この書きぶりは、私としては非常に抵抗があります。事務局としては、大して考えずに大勢が満足するのはいいことだろうというふうに思われたんだと思うんですけれども、それだけではない。ただ市民主体の、より多くの人幸せでいられること、満足する、納得することではなく、幸せでいられることを目指すような市政運営ということが必要になってくるんだと思います。

たとえ100人中80人が笑っていても、10名がしかめっ面をして、5人が泣いて、5人がもう外に出ていこうと逃げ出す支度をしているような、そんな市政では多分幸せじゃないです。意外と近くで泣いている人の声というのは聞こえるものなんです。

だから、ここはやっぱり市民主体の、かわいそうな人がいるから何とかしてあげてという声も生かされるような形の文章にしていきたい。数の問題

ではないんだということも、私はここで表現していただきたい。「できる限り多くの」という言葉は、多くの意見であればいいんですけれども、多くの市民にしてみると、全部多数決になってしまうので、小学校の学級会じゃないので、それで市政運営されたら、たまらんというのは、マイノリティーからの意見です。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 前回欠席したものですから、議事録見ましたが、そういう意見が出たということがあるんだと思いますけれども、今回、特に目的のところでも、議論の、私もこれを読んで、うーんと思っちゃったんですね。つまり、この題、タイトルの仮称ですけれども、市民参加推進に関する指針と、推進に関する指針なんですけど、誰が推進するのか。もちろん市民が、その役割が重要なんですけど、ここでは主語がどうかという議論がずっとあって、それを前提とした市政の推進なんだろうというふうに整理されてきて、主語が。以下の文章では結構、市政がというふうに書いてあるんですけど、そういうことを考えると、これ目的のところは、「行政として」という意味が、「として」という意味が主語なのか何なのかよくわからないんですけど。「整理し」というのが、どうして目的に整理が入ってくるのかもよくわからないんですけど、「方向性」は指針だから、方向性なんだろうけれども。指針を方向性を示すために整理するというのはわかるんですけども、よくその辺のことがこなれていないなという感じはいたしました。

対して、先ほどご提案ありました、この委員の案は、これタイトルそのものを書いているんですけども、ただ非常に、主語は明確なんですよね。それで、そのためのステップとして、こういう指針を整理したということなんだと思うんですけども、主語、明確なんで、逆に言うと、この目的の2行があるからこそ、このまた、「はじめに」の中身があるわけで、特にはじめにの中で、先

様式第1号

ほど理念が大事だというのがその背景としてあるというご意見もありましたように、特にこの3段落目と4段落目、これが非常にコアだと思うんですよね。この前段のほうは、市の事務局の案でも、うまく調和できるとは思いますが、特にこの3段目と4段目と5段目ですか。ここに、今回なぜこのタイミングでこれを行っているかということがまとめられていると思うので、これはぜひ、できたらこのまま生かしたらいいなというふうに思いますし、そういう意味でも、そのコアの2行で書けば、少なくとも、これが参加の目的というのかどうか、市民参加に対する基本的な考え方というのが、この原案のほうにはあるんですけども、市民参加に対する基本的な考え方ということよりは、もっと推進に関する基本的な考え方、推進するための指針を示すんじゃないかなというふうに思うので、そういう意味では、この委員さんの案はいいような感じがしておりますが、原案のほうは、まだこなれていないという感じがしました。そういう印象を持ちました。

○座長 そうすると、「はじめに」と1の目的のところは、再検討するということで、一応こちらの意見としては。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい。

○委員 すみません。代案を出した立場ですので、先ほどからご指摘あるとおり、この策定の目的の主語が、この指針ではというふうに、なるべく原案を見ながら少し書きましたので、わかりにくいというご指摘は、そのとおりだなというふうに思います。

これをつくった立場として、今少し考えたんですが、例えば「市民を主体にした市政を実現するためには、市民が市政に参加することが不可欠です」。市民参加の定義のところである文言「市民が市政に参加することが不可欠である」。「そのために行政が市政運営において市民参加を推進するための指針を定めます」とか、「策定します」というような形で、シンプルにしてはどうか

様式第1号

なということを意見として。

○座長 わかりました。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい。

○委員 前回、私もこのところで提案したんですけれども、「市民の満足、納得」という、「もらえるように」というのではなくて、「今後、より市民主体の」、「より」と、そのときは考えたんですね。「より市民主体の市政を進めていくため」。今も市民主体と考えているんでしょうけれども、そこに推進という意味をちょっと込めて、「できる限り多くの市民に満足、納得してもらえるように」のところを書きかえればいいなという提案をさせていただいたんですが。その指針の目的を書くというならば、「考え方を整理し、方向性を示す」でいいと思うんですが、「市民主体」というのは、ぜひ入れてほしいなと思いますね。

○座長 前段のところですね。

○委員 目的のところですか。

○座長 目的の前段の一番上のところですね。「できる限り多くの」というところを「より市民主体の」という。

それでは、一応「はじめに」と目的のところ、また後で、もしどうしてもということであれば聞きますけれども、2以下、何かご意見ございますか。

○委員 市民参加のところにもやっぱり「できる限り多くの市民に満足、納得してもらえるように」というところが、これは目的に入っていたからということで、ここに入っているんだと思うんですけれども、「市民主体の市政運営を実現するために」とか、ここら辺の言葉に書きかえていただきたいというのは、やっぱりこの「より多くの市民」というところに抵抗があるので、直していただきたいと思います。

○座長 わかりました。ただ「できる限り多くの」というのは、これ恐らく、

様式第1号

アメリカの市民参加のときのマキシマム何とかと言われている、それを使っているんですよね。「できる限り」というのは、その「できる限り多くの」というのは、できるだけ多くの人が参加するという意味合いで使っていて、必ずしも多数でということではない使い方なんです。ただ、これ確かに読み方によってはというのがございますので、その辺のところは。ただ、恐らく意図としては、マキシマム・イージブル・パーテシペーションか何か。

○委員 今のところなんですが、「本指針では」から、いきなり「市民参加を①とします」というふうに、理由に相当するところを省いてしまうというわけにはいかないんですか。

○座長 どのところですか。

○委員 今（２）の市民参加で、市民参加の定義を①と②を挙げて、その次の行で「本指針では」で、「（市政において、できる限り多くの市民に満足、納得してもらえよう取組を進めていくことを目的としていることから）」、今の括弧の中を省略しても、結論だけ言えば、ここの場面はいいと思うんですけども、というのは乱暴過ぎるんでしょうか。こういう考え方とこういう考え方がありますが、ここでは、これを使いますと言い切ってしまうと、それでいいような気がするんです。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい。

○委員 ここ非常に大事なところだと思うんですよね。２の市民参加のこれ定義にかかわっているんですが、「市民が市政に参加すること」と、まず①にしているんですけども、これ当然、皆さん考えておられるでしょうけれども、間接代議制の民主主義ですから、第一義的には選挙をして代表を選んで、議会というのがあって、それが市民参加ですね。そうではなくて、ここは直接参加、直接民主主義のことを言っているんだと思うんです。どんな市民も個人として市政に参加することができるということなので、そのところが曖昧になると、

何かどうも市民をお客さん扱いにされていて、もう一つは、両方の民主主義、議会との関係というのも、ここでは曖昧になってしまう感じがするんですよね。

私は、本指針の市民参加を①に考えるといったときには、直接的に行政に参加することを推進するために。要するに、市民が直接参加するということをニュアンスとして入れてほしいなと思うんですが。

だから、ここでまた「できる限り多くの市民に満足、納得」というと、市民はどうしてもお客さんになってしまうと。

○座長 それに、確かに、できる限り多くの市民の参加というならわかるけれども、「市民に満足」というのはおっしゃるとおりだと思いますので、その辺のところは。

○委員 いずれにしても、目的が修正される以上、目的を引用しているので、そことの兼ね合いで、自然と変わっていく部分だなと気がしますがけれども。

○座長 わかりました。それでは、「できる限り多くの」を含めた目的と、市民参加の定義のあたりのところを再検討するというか、今おっしゃられたような意見を中心に直していくということで、そのほかにございますか。

実際に、市民参加について、今まとめているんですけども、原稿にしているんですけども、今言われたようなことを全部入れると、際限なく市民参加というのは続いてしまうという感じで、それを最初にやっておけばよかったと思いますけれども、ここではガイドラインというようなもので、むしろ技術的なというか、先ほどおっしゃられた哲学的なもの、技術的なものとの間の。技術的なところもかなり勘案して考えちゃうものですから、随分市民参加という言葉を使っても、限定された意味で使われているように私には思えたんですけども。

はい、どうぞ。

○委員 細かいことですが、3ページのところの。

○座長 3ページ。

様式第1号

○委員 はい。3の(1)の4行目の終わりのほう、「市政に関わる情報を積極的に市民に対して公開」云々となるんですが、これ「対して」というものをとったほうが、ごめんなさい、私の感じでは、何か「市民に対して」と言われると、何かけんか腰じゃないけれども、という感覚があったんです。これ別に「市民に公開、提供し」で何にも問題ないので、敵対するかのような「対して」って、受け取り方、人それぞれですけども、意外とそういう細かいことのニュアンスが後に影響したり、文章読んでいくときに。なので、先ほども言いましたけれども、行政側にそういう意図がないというのは、もう想像にかたくないんですが、だからこそ、あえてマイルドにしていだきたいということで、一言申し上げます。

○座長 はい。

○委員 続けてよろしいでしょうか。もう2カ所。

○座長 はい。

○委員 5ページですね。5ページ終わりのほうで、5の公表の3段落目「また、行政と市民が、それぞれ市民参加の現状についてどのように感じているのか、市民参加の取組を可視化するため、市職員アンケートやつくば市民意識調査の結果を指標とします」というのが、何度読んでも意味がわからなくて、私なりに考えたのは「市民参加の取組」という部分を消しまして、「現状についてどのように感じているのかを可視化するため、市職員アンケートやつくば市民意識調査の結果を公表します」としたら、大分平明になるんじゃないかなと。指標としますと言われると、どういうことかなと思っちゃうものですから。

○座長 「結果を公表します」とすると。

○委員 「結果を公表します」。あと、「市民参加の取組」という言葉も要らないんじゃないかと。

○座長 それをとるという。

○委員 それと、その次の段落ですが、この「5年」というのがずっと引っか

様式第1号

かっていたんですが、やはり3年ぐらいでいいんじゃないかな。もちろん1年では無理だというのはよくわかるんですが、3年とれば、とりあえず、ある程度めどが立っていて、この先、いろいろなことが話し合えるようになる。ちょっと5年というのは。

○座長 そうですね。

○委員 いいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 3ページ3(1)の4行目「積極的に市民に対して公開、提供し」この提供というのはどういう意味なのか、私は理解できませんでした。積極的に何かをされるのか、字句が並んだだけなのかというのは、よくわからなかったことと、それから、先まで行ってもいいですか。

○座長 はい。

○委員 4ページの4の(1)共有、理解の下から4行目「そして、それら情報の共有を図るため」と、このセンテンスがなじんでいないなという気が、つながりとして、これが、意味があるのかどうかというのがわかりません。とりあえず、そういうことです。

○座長 ほかに何かございますか。内容的に。

○委員 すみません。

○座長 はい。

○委員 よろしいですか。3の(3)、3ページのところですけれども、参加しやすい環境づくりということで、2番目のパラグラフ「また」というところで、「より多くの意見等を市政に反映させる」というところに、「子供あるいは障害者、外国人などを含めたより多くの意見を」という形で、マイノリティーの方たちも含めた形で、少し明文化して入れておくということに意味があるのかなというふうに思いますので、そういう方たちも含めた表現にさせていただいたほうがいいというふうに思います。

様式第1号

○座長 「参加が少ない」のところを具体的に入れていくということですね。マイノリティーの方たちを。

○委員 はい。

○委員 もう一回，すみません。今の委員のその後の部分なんですが「普段市政への参加が少ない市民の参加を促す取組が不可欠」と，この「普段市政への参加が少ない市民の参加」，ちょっと読んでいて，私わからないんですけども，何を意図しているのかがちょっと。

以上です。

○座長 これはどうですか。何を意図しているのかというのは。ありますか。

○事務局 これは要は，市民参加やりますというときに，積極的に参加される市民の方もいらっしゃるんですけども，そういった市民以外の方にも市政に関心を持ってもらったりとか，市民参加をして，そういった人たちの意見もしっかり市政に反映させていきたいという趣旨で，こういう表現を書いていますけれども。

○座長 説明を聞けばわかりますよね。そのとおり。

一番最後のところだけを少し決めて，それからまた，あとで戻りたいと思いますけれども，「おわりに」のところで，行政経営懇談会からの提言みたいなものがあるんですが，これは今まで出た意見みたいなものを事務局と，座長というか，私のほうでまとめて出すほうがいいのか，それとも前に，あれは自治基本条例でしたっけ。あれのときに各委員がそれぞれ書くような形で出すというようにしたこと。どういう形がよろしいですかね。

あるいは，まず一つ，行政経営懇談会からの提言みたいなものを一番最後に載せるか，載せないかというので，載せるのでよろしいですか。載せたほうがいい。その場合にそうすると，やり方としては，ですから，今まで出た意見を事務局と私のほうでまとめて，もちろん最後のところでは，これを見てもらいますけれども，それをまとめて出すやり方と，それから，それぞれが本当に数

様式第1号

行とか1行しか書けないかもしれないけれども、自分はこういうふうに提言したいというのを個人で出すかというのと、その二つぐらいの方法があると思うんですが、どちらがよろしいでしょうか。

○委員 各個人で出すことは非常に重要だと思うんですが、重複したりまとめる作業、あるいは考え方をすり合わせる必要があるので、やはり座長のほうでまとめて。

○座長 わかりました。

○委員 というのがいいと思います。

○座長 じゃあ、そういう形で事務局と、今のこの提言のほうはまとめたいと思います。事務局がまとめるといっても、私たちの意見のほうが、これは提言なんだからということになりますけれども。

○委員 ちょっと質問いいですか。

○座長 はい。

○委員 ちょっと書くかどうか、考えていないんですが、今回、この行政経営懇談会で、こういう指針づくりをやったという非常に画期的だとは思いますが、これは、これまでの行政経営懇談会でも、毎回それぞれの事務事業の見直しのときに、どういうふうに市民の意見が反映されているのかということ、毎回言ったんですけれども、それはほとんど表示、定量化されないんですよね。なので、今回ここでも指針で、市民参加推進の指針の中で、この評価、予算からずっと最後に評価というのを、この評価の段階ではというところがあるわけですが、効果的であったか。効果的というのは、事務事業の効率的ということ以上に、市民参加が推進されたのかどうかを評価するんだろうと思うんですが、そういうことを今後はこの行政経営懇談会でも、外部評価として、事前に実はそれぞれが内部評価をやるわけですが、内部評価の項目の中に一項目そういうことを入れるのか入れないのかとか、そういうことは考えて、今議論をやっているのかなというのは、ちょっと。

様式第1号

というか、いろいろな懇談会、審議会等にもできるだけ市民が参加するというのが今回から出て、この懇談会もそういうふうに、今実現していると思うので、それはすばらしいことだと思うんですが、多分参加した以上は、やっぱりそういうポイントを特に期待されているのかどうかというのは、その辺、事務局のほうでどうお考えになっているのか聞きたいんですけども。そういうことを書くのか、書かないかですね。今後、行政経営懇談会としても。

○委員 いや、5に書いてありますね。

○委員 それ書いてありますか。

○委員 はい。「つくば市行政経営懇談会にて評価し、その結果を公表していきます」。

○委員 そうか。

○委員 はい。

○委員 そうですね。わかりました。これを機会にということ。わかりました。私、読んだつもりだったんですけども、飛ばして、失礼しました。先ほどの質問は撤回しますけれども、そのことを含めた何か提言があるといいのかなと気がいたしました。

○座長 じゃあ、提言に盛り込みたいようなもの、何かご意見ございますか。

○委員 提言についてじゃないんですが、市民参加の主な実施手法のところ、例えばこういう問題について、市と一緒に議論をしたいという市民の側から提案があった場合に、どこでそれをやるんでしょうか。例えば市民討議会とかという手法がありますが、これは無作為抽出によると書いてあるので、こういう問題について市民で議論して、行政と一緒に議論したいんだというのがあった場合には、ここには当たらないような気がします。

それで、随分前に出していただいた、最初に出してもらったのかな。市民参加推進に関する規定内容という各行政でつくったもの、指針と、それから条例について、表にまとめていただきましたが、その中で、この中に入っていない

のは市民討議会，それから市民会議という文言では入っていないんですね。そういう項目はですね。あと，市民対話説明会とか，市民意見交換会なんていうのも春日部市にはあります。大体，対話型の意見交換会とか，市民会議みたいなものがどこにもあるみたいなので，それが一つ入っていないと，不十分かなと思うんですね。

もう一つ言いますと，流山市では，政策提案制度というのが書いてあるんですよ。これ，非常に興味があって，もちろん直接民主主義で，署名集めて何分の1でしたっけ，10分の1でしたっけ，何か提案することはできますが，恐らく，この政策提案制度というのは，議会でも市民参加と括弧書きありますけれども，恐らくハードルを下げているんじゃないかと思うんですよ。もっと政策提言みたいなのところまで市民が参加できるということがあるので，この辺を本文ではなくて，実施手法の中に入れておいていただけるといいと。今後の検討課題にも入っていくんじゃないかなと思うんです。

○委員 座長，よろしいですか。

○座長 はい。

○委員 委員のお話があったことは，多分つくば市では過去にやっていたんだと思います。ウェブ上で，提案制度というのを実施していたと思います。実は多分，出てこなかったのかもしれませんが，そういうふうには，特に，つくばの皆さんって，夜間に活動する皆さんが結構いろいろなケース見ると，メールとか多いので，どこからでも誰でもという，カウンターの窓口においてあるはがきも有効ですけども，一方で，ウェブでもって，いろいろな情報に対して自分の意見を提案する。こんなこともやっていたので，そういったものも，もう一回掘り下げてもらって，いろいろな可能性はやっぱり確保したほうがいいと思うんです。

ただ，今働き方改革の中で，これ以上公務員の仕事をふやすというのは，いかがなものかなと私は思いますので，そういう意味では，市民を交えた討論会

様式第1号

を市民提案の中で始めてしまうと、相当ハードになるなという気がしますので、そこは優先順位の中でしっかり押さえていくのも大事なかなと。あまねくではなくて、本当に有効なものを少しずつ見きわめていくというプロセスも大事なかなという気がします。

○委員　そこで地域、地域何でしたっけ。

○事務局　地区相談センター。

○委員　地区相談センターですか。これが機能しないと、だめだと思うんですね。そこにいろいろな話が持ち込まれたときに、じゃあもうちょっと地域住民、皆さんで集まって、その問題について話し合いましょうというのが自然な流れ、そのための地域相談センター。

○委員　地区相談。

○委員　地区相談センターですか。その辺も、もしよかったら、この中に書き込んでいただけると。実施手法の中に。

○座長　行政経営懇談会の提案として、そういう実現手法の検討というかな。あるいは、新しい参加手法の提案とか、そういうものをしていくべきであると。実際にそういう技術論もやらないと、哲学論だけだと、じゃあどうやって参加するのというふうになった場合に、今言われたようなことって、非常に重要なことだと思いますので。

○委員　座長、いいですか。

○座長　はい、どうぞ。

○委員　今のご提案の方、私の認識不足かもしれませんが、地域の固まりをどう捉えるかということがあって、旧6町村の時代では実はなくて、そういう部分である部分もありますけれども、TX沿線ゾーンの開発は、また、まるっきり別なので、地域をどう捉えるかということも、もう一回行政の中で検討していただけるといいのかなという気はします。

○委員　発言してよろしいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 マルチレイヤーというか、多層的なものに考えなきゃいけない。図面をただ割るのではなくて、多層的に考えなきゃいけないという発想で、地域を捉えなきゃいけないんですね。そういう発想も、もしこの中に、懇談会の意見として入れるんだったら、非常におもしろいテーマだと思いますね。

○座長 そうですね。それも入れられたら入れたいですね。

はい。

○委員 いいですか。地域、今地区という話が出ていたんですけども、地域コミュニティとか、そういったものを取りまとめたという形になってくると、地域の中に分散して存在している人たち、例えば、障害者のグループというのは、非常に分散して存在している。だから、じゃあどの地区に持っていったらいいんだと言われると、また住んでいる地区によって、必要になってくる課題が全然違ったりとか、いろいろなことがあって、そうなる、とても相談する場所に困ってしまったりすることがあるんですね。

もちろん、非常にいろいろとコストがかかったりとか、我々素人で手が出し切れない部分というのが、非常にたくさん出てくるんですね。そういうところで、やっぱり何かしら市政に対して働きかけをしたいとなると、地区だけでは難しい。だから、多層レイヤーの中の一つに、分散存在するという人たちのものもどこかに入れていかないと。

○座長 そうですね。ですから、地域というのは一つの単位で、その中で、それぞれのというのは、横断的に結びつくものもあればというふうになりますね。その辺のところを参加の方法としては入れると。

はい、どうぞ。

○委員 今ほどおっしゃった地域の人が、市民の側から懇談を持つ場というのは、7ページのタウンミーティングでも、私は十分可能なんではないかなと思いますので、あんまりいろいろな実施手法を並べるのも必要だと思いますが、

様式第1号

カバーできるものであれば、カバーするという方策も、私はあってもいいんじゃないかなと個人的には思います。

○座長 そうですね。

○座長 どうぞ。

○委員 いろいろ提案されているものが、市民自身が利用していない場合が多いと思うんですね。私なんかも全然利用してなくて、初めて本当に、定年になって、時間があって初めて参加したというのがいっぱいあるんですけども、そういうことが皆さんのところにまで回っていないから、余りこれもしたほうがいい、あれもしたほうがいいといっても、結局はみんなついてきていないです。結局積極的に参加している人だけが参加しているという形になってしまうので、みんなが参加しやすいというのは、確かに大事なことなんじゃないかなと思います。

○座長 そうですね。でも、新しい手法の開発そのものは、この懇談会としても出しておけばいいんだろと思うんですが。

○委員 いいですか。

○座長 はい。

○委員 手法はここに書いてあるものでも、確かにいろいろ全部カバーできるというんであると思うんですね。ただ、これは全て、こういうことは開催できますということであって、それに対して市民からのアプローチという記載が全くないので、市民からこういう要望があったら、こういうことができますというようなことでは、ここには書いていないので、だから、もし何だったら、その市民からの要望をどこかで受け付けますよとか、そういったようなことが、この手法は、ここ手法なので、手法の中に書く必要はないですけども、どこかに別紙参照の手法の中に、市民からの要望があれば対応することができますというような形で。

ただ、やっぱりある程度まとめて持って来てねみたいなことじゃないと、お

様式第1号

一人の方の大きな声の意見で、そこで決められてしまっっては、行政もたまったものじゃないと思いますので、そのあたりはうまく表現しなければいけないのかなと思うんですけれども。市民の側からのアプローチということが、これは行政の指針なので、書きにくいのかもしれないんですけれども、受け付けることができるよというようなことが何かあったらいいんじゃないかなと思いました。

○座長　じゃあ行政経営懇談会からの提言というのは、今までに出た意見と、今また新しく出た意見と盛り込んでまとめたいと思いますので、これはよろしくをお願いします。

○委員　よろしくお願いします。

○座長　それでは大体、全部が終わったわけではないと思いますけれども、次回に、ある程度、成案を出して、それについてまた議論する形をとれば良いなと思ってはございました。

次の回で、恐らくこの市民参加のところについては、まとめになると思いますので、皆さん、ゆっくり読んで、最後の意見を出していただければというふうに思います。

それでは、次に。

○委員　よろしいですか。

○座長　はい。

○委員　確認とお願いなんですけれども、例えば今回、これを事務局がまとめられるじゃないですか。まとめるに当たって、どんな感じでというのはおかしいんですけれども、通常で考えると、キーマンの方がいらっしゃって、いろいろなものを打ち込んで、また次回までに準備されると思うんですけれども、文章の中の言葉尻的なところでちょっとチェックしておけば済むことはあると思うので、やっぱりそこ、何ていうんですかね、若手から、多分やられていると思うんですけれども、その辺は経験のある方が見ていただければ、スムーズに

様式第1号

行くんじゃないかなというところと、どんな感じでやっているのかなという、そこが流れがわからなかったの、ちょっと聞きたい。

○事務局 流れについては、最初に担当がいろいろな話をまとめまして、内部で協議をしながら、最終的に提案する前に全体的にチェックして、こちらにご提案差し上げている状況です。その文章表現の仕方について、先ほどありましたように、行政独特の表現になっている部分もありましたので、そこに気をつけて、今後はチェックしていきたいと思います。

○委員 基本的に、この会とバーサスじゃないので、お互いにということがあるので、多分立ち位置の違いの言葉の選択の違いなどで、その辺を確認うまくできれば。

○事務局 はい、ありがとうございます。

○座長 どうもありがとうございました。

よろしいですか。

それじゃ、二つ目の議題に入ります。

大規模事業の進め方に関する方針。

○委員 すみません。資料2の公募の要綱は。

○座長 公募の要綱も、今日やりますか。

○事務局 はい。できれば少し。

○座長 わかりました。ごめんなさい、すみませんでした。資料2の公募の要綱ですね。これについて。これは市として、第5条の何割というような問題と、それからあと、同一審議会等で再任する場合は何期までとするという、このところが大体中心になると思いますけれども。

○委員 すみません。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 座長のおっしゃるところが議論のポイントだと思うんですけども、1点だけその前に、第2条で「この要綱において、次の各号に掲げる用語の意

様式第1号

義は、当該各号に定めるところ」って、行政用語は「用語の意義」というのは、定義の意味で普通お使いになっていらっしゃるんですか。

○事務局 定義の書き間違いになります。申しわけございません。

○委員 はい。

○委員 字句の話をちょっと。

○座長 はい。どうぞ。

○委員 今の。

○委員 じゃあ、先生のほうから。

○委員 同じところなんで。

○座長 はい、お願いします。

○委員 次の各号というのはどこなんですか。

○委員 ないですよ。

○委員 だから、各号だと、多分2と3というのが。

○委員 3しかないです。

○委員 ①②とか、そういう形だと思うので、そこは。

○委員 (1)か。

○委員 もう号に戻すしかないね、これ。

○委員 そこはちょっと違うかもわかりません。

○委員 はい。

○委員 すみませんでした。途中でさえぎってしまって。

○座長 号。

○委員 号で。ちょっと違和感感じたんで。

○座長 はい。

○委員 市民公募の委員、第4条で、本文の最後に「この限りでない」。第3条で羅列していますね。1号で。「附属機関として設置された審議会、審査会、調査会等」。「対象の審議会等は、次に掲げる会議とする」。第1号で自治法

様式第1号

は出ていますが、第4条で「この限りでない」というのは矛盾していませんか。各号1号から6号まで。括弧なのか、丸なのかとあるんですけども。すみません、表現が変なんですけれども。これ見て、自治法で「附属機関として設置された審議会」。対象となる審議会ということは、3条の1号、ここに書かれた審議会だと言っていますよね。4条で、市民公募の委員は、1号から6号までは対象外だと言っていますよね。この書き方はベターなんでしょうかね。

○座長 今日法務課の方はお見えになっているんですか。

○事務局 いえ。

○座長 今日見えていないの。

○事務局 はい。

○座長 法務課の人なんかが中心に用語を使われたんですか。それとも。

○事務局 これはまた、こちらの企画経営課のほうの内部で作りまして、法務課と協議を同時並行で今進めておりまして、先ほど説明の中でも申し上げましたように、言い回しとか字句については、今、修正作業を進めているところでして、大変申しわけございません。

○座長 わかりました。そうすると、今の問題は、むしろここで指摘されたものをもう一度法務課と協議して出すということですね。

○事務局 はい。

○座長 ですから、むしろここでは実質的な内容としては、第5条の何割かということと、それから任期がどのくらいかということを議論するということになりますね。

○委員 あと、1点だけすみません。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 第7条の第3項で、無作為抽出方式の市民公募委員の選出は、次の第1号で、住民基本台帳と言っていますが、市民公募委員は2条の2項で、市内に在住している個人、在勤、在学と言っていますから、これ矛盾が出るので、

様式第1号

整理したほうがいいと思います。第7条の第3項、無作為抽出による市民公募の委員、これ無作為抽出だけなんですかね、それとも。

○座長 無作為抽出の公募委員。

○委員 この対象者は。

○委員 そのように読めます。

○委員 その前の2項が「応募方式による市民公募委員の選任」なので、それと対になっているということじゃないですか。

○委員 無作為で抽出する場合だけは、基礎データは住民台帳から入れるということ。

○委員 そういう形なんですかね。

○委員 それは、まあしょうがない。

○委員 まあ妥協かな。

○委員 相違ない。

○委員 すみません。質問していいですか。

○座長 はい。

○委員 第5条のただし書きなんですが、前回まではなかったと思うんですが、ここにただし書きが追加になった理由を説明していただけますか。

○座長 事務局のほう、いかがですか。第5条の「ただし」というところですね。

○事務局 前は、この構成の割合を目安とする前の修飾語的に「審議会等の設置目的等を考慮し」というのを文章の中に盛り込んでいたので、それを条文形式に落としたときに、一文としてここで抜き出しているようになっているということになります。

○委員 これは市民公募委員の人数の条文なんですが、ここにただし書きが入ってきて、公募委員を入れないという話とは違うんですよね。これは市民公募委員の人数まで話が細かくなってきた段階で、さらに、ただし書きで「市長が

様式第1号

認める場合は、この限りでない」ということは、何割と決めた、その割合を前後させますよという、そういうことですね。

○事務局 はい、おっしゃるとおりです。

○座長 そういうことですね。

○委員 ご指摘のところは、多分「この限りでない」というのが、すごいわかりづらい。我々契約書つくるときには「この限りでない」というと、何なんだという話になって、もうちょっと明確にするんですね。なので、ただし書き以降は、別の表現のほうが、じゃあ何なんだと、そうじゃないのかとかいうことは書いたほうが、明確になりやすいかなと思いますね。ちょっと幅を持たせたのであれば、逆に「この限りでない」のかもしれないですが。

○委員 市長は別に定めてもいいかもしれないです。

○委員 そうですね。

○委員 市長は定めることができるくらいにして。

○座長 そのほかに、まだ技術的な問題でありますか。

はい、どうぞ。

○委員 一つ質問ですが、同一審議会等で再任という話が、この間から出ていますが、確認していただきたいんですが、再任する場合のその当該市民公募委員の選任手続というのを、やっぱり初めて応募する人と同じように、普通の応募手続に応募して、ずっと過程を経て選任されるということによろしいんですか。

○事務局 例えば、計画とかを1年で終わらないで、大体、市民公募委員さんというのは大体1年で終わるかと思うんですけども、2年計画とかって、2年をかけてつくる場合とかというのは長期で、そこで委員さんを変えてしまうのも、いかななものかというのがありまして、2期とか、そこぐらいいは、2期というのは、1期を1年とした場合は2年ということになりますが、そのぐらいいは同じ方に継続してやってもらったほうが、業務としてもスムーズになるん

様式第1号

じゃないかなというところでの考えを示したものです。

○委員 多分、ほかの市民公募委員でない委員さんの場合は、それで何にも矛盾なく今まで来られたと思うんですが、市民公募委員というのは、一応応募して、いろいろ各ステップを通過して選定されるわけで。

○事務局 そのときに、1回目の募集の際に、募集要項とかでも、そういったことをお示しするようになるのかなというふうに思いますが。

○委員 ということは、やっぱり二度同じことをするという。

○委員 しなくていい。

○委員 しなくていいということなんですか。

○座長 しなくていいということで、2年連続でやるという。

○委員 そういう、しなくていいというので2期。

○事務局 それ手法については、これから具体的な、今私が言ったやり方がいいのかというのを含めて、制度的には詰めていきたいとは思いますが。

○委員 ほかの委員さんとは、多分選定方式が違ったと思うので、再任と言っているけれども、また一から、ゼロから同じことをやるのかなという前提で思っていたもんですから、その確認をしたかった。

○事務局 その辺は、制度的にさらに詳細に詰めていきたいと思います。

○委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○座長 ほかにございますか。

はい、どうぞ。

○委員 よろしいですか。そのすぐ下の「他の審議会等の市民公募委員を併任することはできない」となっているんですけども、障害福祉の分野で、できれば、車椅子に乗っていようが、バスは使うから公共交通にも行きたいよねとか、ただ、人がいないから出せないだけで、できるものなら、みんなに全部の審議会に出したいけれども、人がいない。そうすると、出られる人というのは非常に限られてしまう。

様式第1号

ということなので、これで併任できないとなってしまうと、全部締め出されちゃうんですけれども。

○事務局 それは、今、委員おっしゃっているのは、例えば何とか育成会とかいろいろありますよね。そういう団体から出ていらっしゃる場合は、その会からの有識者というんですか、有識者として捉えられているのか、それとも単純に、市民公募で一般的に募集されているのかというところで。

○委員 最近余り出ていないんですけれども、市民公募で応募できるときには、必ずするようにしているんです。

○事務局 そうですか。

○委員 要するに、有識者と呼ばれ、つくば市福祉団体等連絡協議会に委員を出してくださいといって来てくださるものに関しては、大体必ず、出てくれる人を探すようにはしていますが、ただ、公募となると、そういう人たちにはやっぱりハードルが高くなってくると。

だから、そういうようなことになってしまっている部分があるので、併任ができないとなると、何度も言うように、我々マイノリティーは非常に困る。

○座長 はい。

○委員 マイノリティーということとは別に、他市の話聞きますと、会議によってやり方も雰囲気も違うものですよね。だから、最低一つだけ、だから、二つだけ、最大二つ、1プラス1までは認めてもいいんじゃないかと。認めなければいけないというんじゃないけれども、委員の側で、自分は二つやれると思うのであれば、二つまでは応募すると。応募した結果、それを採用するかどうかは、また選考過程を経るわけですから、仮に二つを同時にやったとしても、本人の事情がそれを許すという前提で応募していて、であれば、確かに会議によって雰囲気が違うとか、それなりに学ぶことというのは当然あるので、さっきの再任のところでもストップがかかりますし、平均も2までというふうにしておけば、そこまで大きな、もちろん市民参加は1人でも多くの人に多くの機

様式第1号

会をというのが大前提ですけれども、許される範囲かなと。それをあえて併任不可というふうに道を閉ざしてしまう必要性は、逆に言うと、ないんじゃないかなと思って、私も実は、ここは最大2どまりだけれども、道としては閉ざさないでいいんじゃないかと思っております。

だから、2では足りないかもわからないので、それはまた個別に相談になるんですが、一般論としても、2までは認めてもいいんじゃないかなというふうに感じます。

○座長 だから、行政側のディフェンスに立てば、できるだけ多くの市民に参加してもらいたいのと。市民教育や何かでも、できるだけ入れかわってやったほうがいいというのが出てきますけれども。

○委員 それももちろん大前提として納得します。

○座長 本当に少数派を代表として出てくれる人がほとんどいない場合は、どうしたらいいかという問題は残りますね。

ところで、同一審議会を再任する場合のところは、事務局のほうとしては、2期までぐらいがいいんじゃないかというのと、それから5条の何割というのは、2から3割ぐらいということなんですが、何かこれについて、特にご意見ございますか。

○委員 ただし書きがつきましたので、第5条のほう3割で問題ないと思います。

○座長 3割ということよろしいですか。2期までというのが、大体そういう形で。

○委員 はい。私もそれが妥当だと思います。

○座長 では、それ以外、もうちょっと法務課と協議をして、わかりやすいよう詰めていただければ、それでよろしいですかね。

○事務局 今の併任のところは、今の議論を踏まえますと、そういった併任をすることができないという前提がありながらも、そういった事情を酌み取って、

様式第1号

そういうことも可能だというようなことを少し入れたほうがよろしいですか。

○座長 そういうことでよろしいですか。

○委員 そうですね。

○委員 すみません。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 私も併任することができないと言い切っちゃうのは抵抗ありますが、かといって無制限に、事情って、それぞれの団体さんの事情は絶対あるはずですから、やっぱり原則は二つとか三つというのは、私は上限を設けたほうがいいと思います。

○委員 個人的な感想として、三つを超えると、きつくなります、正直。大体二つでもたまにダブル・ブッキングになることとかもあるので、三つあれば、大体、それ以上は人間の体はもちません。ほかの仕事もありますから。なので、二つか三つを上限という形でしておいていただければ。そうすれば、言いわけつくって誰かに振ることもできますので。

○座長 わかりました。

○座長 そうすると、この6条の(3)のところは「できないこと」というところをもうちょっと今いただいた2とか3とかいうようなところで考えてみてください。

○委員 すみません。もう一つ。

○座長 はい。

○委員 選任方法のところで、応募方式による場合も、無作為抽出による場合もなんですが、地域とか男女比とか、大まかな年齢、高齢者とか、年齢配分といますか、そういうふうなことに留意するというふうなことを、もちろんこれは何割とかというふうには言いませんけれども、一言書き加えていただくということは無理ですか。話には今までもその話は出てはいたと思うんですが、この要綱の素案には一切出てこないが、いかがでしょうか。

様式第1号

○座長 誰か、ほかの委員でご意見ありますか。

○委員 恐らく無作為抽出は、まさに無作為なんで、先ほどのご意見を反映するんだとすれば、こういう形で抽出方法を決めるという形にしないと、あるいは個別に決めていくという形になるんですが、それが果たしていいのかどうか。結構大変だと思うんですね。それぞれ。

○委員 無作為の一步手前のところで、それを分ける作業が。

○委員 ええ。

○委員 データとしては可能だと思うんですけども、果たしてそれでいいのかというのが一つありますよね。じゃあ、その理由と根拠を示せと言われますから、事務局ね。答えられるかどうか。ですから、あくまでもやっぱり無作為で、原則は無作為でというのが。

○委員 もう本当に何にも地域とか、男女とか年齢とか、何もあれしないで。

○委員 逆に、そういう合理性があるのであれば、それはそれで可能だと思うんですけども、事務的にはね。そういうケースってあるんでしょうか。

○委員 何か、やっぱり住んでいる場所が違うと、不便さを感じている場所が、事柄が違うとか、あとは男性と女性だと、同じ家に暮らしていても感覚が違ったりするから、そこもあんまり男の人ばかりだったり、女の人ばかりだったりしないほうがいいんじゃないかなという気もするし、高齢者の話をするときに、高齢者だけでやっているよりは、若い人が入っているほうがいいんじゃないかなとか、漠然としているんですが、無作為抽出で出てきた集団が、市の集団と相似というか、数は少ないけれども、男女比があって、地域も一応ある程度散らばっていてというほうが、何となく全体の意見として出てくるかなみたいな感覚があるんです。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい。

○委員 今の（２）のところに「応募資格は、審議会等の目的に応じて定める

様式第1号

こととする」というのがありますね。7条のここに。ということで、これだと本当に、そのときの審議の内容によって、応募資格を少し入れられるんじゃないですか。

○座長　そうです。

○委員　各審議会で。

○委員　そうです。各審議会の内容によって決められることというふうに、これを受け取っているんで、わざわざそこまで書なくてもいいんじゃないかなというふうには思っていますけれども。

○座長　はい。

○委員　無作為抽出の場合は、手を挙げる方だけではなくて、いろいろな方の意見を集約するという意味では、余り制限をかけずにしたほうがいいと思いますし、応募方式の場合においては、選考基準のほうにジェンダーバランスであるとか、あるいは地域の配置あるいは年齢層とかというのが入れるということで、ここはこのままだでもいいのかなと思います。

○座長　そうですね。

○委員　わかりました。納得しました。

○委員　今の応募資格の中に、あるいは無作為の中でなった人が、これ別に、審議会等だから、何か決める権限があるということじゃないかとは思いますが、これは何か利益相反的なことがあるということは考え過ぎですかね。そういうのはあらかじめ排除するというのは。いや、当然のことだから書かなくてもいいかもしれないけれども。

○座長　ですから、応募の段階で、それをある程度チェックするということでしょうね。

○委員　だけれども、書いていなければ、応募資格が。

○座長　わからない。

○委員　確かにね。

様式第1号

○座長 わかりませんよね。でも、これだと、入れちゃうと、それこそ身元調べなきゃ、全部わからなくなっちゃうから。難しいですね、確かに、おっしゃるとおりだと思うけれども。

○委員 基本的に、その審議会に参加したいという意識のある方なら、誰でも応募していただいていいと思うんですよ。ただ、その方が選考基準に合致するか合致しないかというのは、また、その審議会の性質にもよると思うし、余りそこでガチガチにいろいろな条件をここに入れてしまうと、今度、ええと、もうできるのかなと悩んじゃうかなという気もするので、そこは余り考えなくてもいいのかなと。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい。

○委員 委員さんは、非常に人間をよく理解されていらっしゃるんですけども、悪意を持ってこの制度を利用しようと思うと、やっぱり私、利益相反の問題は考えておいたほうがいいと思いまして、それをこの要綱に盛り込むのか、先ほどおっしゃられたように、各応募のときの条件に必ず入れるという部分は、私は必要だと思います。

○座長 ですから、それはこの中に入れないまでも、今言われたようなことは何らかの形で入れるというか、この中に直接入れるんじゃないにしても。各審議会の中でやってもいいのかもしれないですね。

○委員 審議会ごとに整理していただいて。

○座長 じゃあ、そういうことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○座長 大分時間がたってしまったんですけども。

それでは、第2番目の議題ですね。つくば市の大規模事業の進め方について。

事務局のほうから、最初説明してください。お願いします。

○事務局 (資料3, 4に基づいて説明)

・資料3 (仮称) つくば市大規模事業の進め方に関する基本方針
素案

・資料4 (仮称) つくば市大規模事業評価実施要綱 素案

○座長 どうもありがとうございました。

前回の懇談会の議論を踏まえて、引き続き庁内での検討を進めているようですけれども、前回のこの会議で出た質問や何かについて、一応回答していただいたわけですが。何か、まず全体についてとかご質問がございますか。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 今のご説明の中でわかりやすいのが、学校のスクールバスですけれども、私は一体の事業だと思います。なぜならば、小中一貫校で、通学の不便性を解消するためには、もうスクールバスというのは求められるということであれば、一つの事業に間接的に発生するソフト事業もよく見えるようにしておくという意味で、それは取り込んでいいのかと。完全に別立てのソフト事業については、問題はありませんけれども、そういう認識を今持ちました。

それから、一番懸案なのは、この事業を入れることによって、基本的に市民参加はよいことだと思います。ただし、リスクとして何があるかということ、時間がかかるということです。その時間のリスクは、市民も含めてとるということを確認した上で、例えば、この計画で、大阪方式で言った場合に、4年、8年という政治の任期を超えますので、そういうふうなリスクをどうするかというのは、市民がしっかり市民力を高めていくことでカバーせざるを得ない問題が新たに起きてくると。新たにというか、確認できるということを申し上げておきます。

○座長 そのほかに、ご意見とか質問はございますか。

この10億円について、幾つか説明があったわけですが、5億円と言われた方もいらっしゃったんですが、その辺のところはいかがですか。今の説明

様式第1号

を聞いて。

○委員 薄々そうかなと思って、覚悟していたところもあるんですが、筋の通った理由が二つありましたので、これ以上の意見は必要ないかなと思います。ただ見直しという、全体として、この大規模事業評価制度についても、見直しをしますということは、やっぱり必要だと思うので、実際やってみて、それこそまた、先ほどのじゃないですけども、3年ほどやってみて、見直しはしますよという項目をどこかに入れていただけるといいと思います。

あと、もう一つは、まとめますとおっしゃったから、多分土地代だけで9億だから、これはかからないというふうにスタートしてしまってというようなことは、基本的には起こらない前提なんだとは期待しますが、中根・金田台の歴史公園とかの話は、今土地だけが先行しているようですけれども、そういうことの起こらないということは、どういうふうに担保するのかなという。もし、その担保の根拠があるのであれば、考えていただければと思います。その件について、私はお手上げですので、骨抜きにならないことを祈るという意味で、実際に中根・金田台の例がありますので、可能性ゼロではないというところで。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 今のところなんですけれども、参考資料5のほうを拝見しますと、土地取得のみというのが、ずらっと並んでいるんですね、今までのところは。ただ、今回の指針拝見する限りでは、用地取得を含め総事業費という形になっているので、この項目はなくなると信じたいなと思います。

○事務局 特に、予算の確保のために、ばらばらに年度ごとに予算を要求することがあったとしても、それをチェックする事業評価としては、土地と建物を含むものについては一体的に評価して、土地を先行して予算立てするというのはあり得るかもしれませんが、事業は一体的に、評価されたものが実行されるということでございます。

様式第1号

○委員 あと一つ、疑問なんけれども。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 維持管理、運営費に関しては、入りませんということなんですけれども、大抵の箱、例えばふれあいプラザみたいなものであれば、そこまでかからない。プールとかかかるのかな。かからないのかもしれないんですけれども、例えば、今つくば市はそれをやる気はないと思うんですけれども、市立の病院をつくるとかということになると、中のほうがお金がかかりますので、そういったようなもののときにはどうするのかなとか。どう考えても維持管理、運営に物すごくお金がかかるものをやらなきゃいけなくなったときに、含みませんよでいいのかなというのは、ちょっと疑問に思っています。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 施設をつくって業務に供するために必要な、給食センターだと設置型鍋釜とか、病院だと医療機械、医療機械は微妙でしょうけれども、それは一つの事業として認めるというのは、私の中で一般的かなという気はしますね。それを分離するということは通常ないですよ。箱だけつくって、中に何も入れないで、事業終わるということはないと思います。だから、そこは少しぶれずに、考え方によって、ぶれようと思う人がいるとすると、やっぱりしっかり整理しておく必要があるかなという気がします。

あと、もう一つ、2ページの大規模事業の定義の中で、PFIみたいなものを想定されているのかどうかを確認したいと思います。

○座長 この辺のPFIについてはいかがですか。

○事務局 PFIも、評価の対象ということで、今、検討しているところです。

○座長 考えているということですね。

○事務局 はい。

○座長 じゃあ10億円以上のPFIを使ってやる、方式を使ってやるものについて。

様式第1号

○事務局 はい。

○座長 はい，わかりました。

それから，さっき市立病院というのが出ましたけれども，事業費とか，そういうようなものの中に入れてやるのか，それとも側だけというかな，その辺のところはどんな今展開ですか。むしろ，だから，市立病院なんか建てた場合は，実際に中の施設というかな，そのほうが高い場合だってありますよね。そうすると，こっちの中のもの，要するに維持管理に関するものだから評価はするけれども，総事業費の中に入れないのか，それとも，そういうのについて入れるのかというようなことは議論になっているわけですか。

○事務局 通常，総事業費と言われるときには，先ほど委員おっしゃったように，当然，新しい建物をつくる，箱とかつくる場合には，備品の購入というのは当然ついてきますので，そういったものというのは総事業費には含まれます。給食センターであれば中の設備だったり，病院であれば中の診療設備などが含まれます。

○座長 最初につくる大きなものについては，きちっとやって，それから，毎年度それを維持管理していくものについては，総事業費の中には入れない。

○事務局 はい。

○座長 わかりました。そんなことだそうです。

よろしいですか。

○委員 それで，運営費で一番問題になってくるのは人件費なんですよ。意外と軽く見られがちなんです，実は地味に響く人件費なので，例えば大勢が働かなければいけないような施設をつくり，それを維持管理する。そこで十分な収益が上げられるかどうかという，今最近，病院ですら危ない状況になっているというのが，私もともと医療の人なので，そういうところが非常に気になっている。そこに，もしかして，つくば市はいろいろな大きい病院があるので大丈夫かなと思うんですけども，足りなくなった市で何とかしなきゃいけ

ないとなったときとか、ごめんなさい、病院のことしかわからないので、病院、病院言っていますけれども。

例えばほかにも、例えば発達支援センターなんかでも、人をたくさん雇わなければいけない。特に重度の子を見るとしたら、看護師さんとか、要するに高い人件費が必要な人たちを雇わなければいけないという、そういうようなランニングコストというものが、意外と地味に効いてくるんじゃないかなというのがあって、そこは本当にソフト事業なので、どこまで計算していいのかというのが、そこを計算するために事業が縮小してしまっても困る部分というのがやっぱりあると思うんですね。そのあたりって、私も何が正解なのかわからずにしゃべっているんで、このあたりは、じっくり検討していただくしかないのかなとも思うんですけれども、最終的に予算を圧迫するものであることには変わりがないので、そのあたりも本当にいいのと。ちょっと及び腰な発言なんですけれども、本当にそれでいいのかなという感じですので、いろいろな事業が想定されると思うので、私は不安なだけです。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 今ので、庁舎と同じでいいんだという話になりますけれども、ハード事業で、大規模事業という議論の中で、もう一つが、人件費というのは行政にとって大きなウェートを占めますよね。通常、解雇できないと思うんですね。職員は。赤字再建団体なら別でしょうけれども。そうすると、定員適正化計画ということで、総額の定員モデルをしっかり定めておく中で、サービスの箱物が一緒に展開すればいいんですが、サービスありきで動くと、定員モデルはどこかにしわ寄せになる。何が言いたいかというと、要は人件費という経費も相当に行政にとっては大きな経費なので、その適正管理というのは、しっかり行わなくちゃいけないというのが、この大規模事業と併記して議論しておいたほうが、議論というか、考えておいたほうがいいような気がします。

○座長 やっぱり事業と、こっちの人件費は分けたほうがいいのかもしませ

様式第1号

ん。

ただ、人件費だって10億超えれば、大規模事業並みの予算を使うわけだから。当然適切に行わなきゃいけないということになると思いますけれども。

はい。

○委員 参考資料3の欄外下のところに、総事業費の中には含んでいないけれども、事業評価の際に評価項目としてはランニングコストを評価しているということは出すということですよ。そのときには、当然人件費も入れるということですね。

○委員 実施要綱の2ページに書いてあります。

○委員 ごめんなさい。

○委員 実施要綱の2ページに、その件に関して書いてある。第6条5項の経済性のところに。

○委員 すみません。わかりました。

○座長 事業の経済性・効率性のあたりですか。維持管理費、運営費、ここに書いてある。

○委員 これは要するに、評価すると決まってから上がってくる評価ですよ。要するに、大規模の10億に入るか入らないかという部分ではなくて、要するに、何をどう頑張っても10億超えちゃうものも評価の中に入ってくるわけですね。だから、どうなのかなと思って。評価になったときに出てきて、これすごいお金じゃんとなっても、まあいいのかな。評価にならなかったときにどうなるのかなというのが、ちょっと心配かなというところですね。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 くどくてすみません。大規模事業の議論は大事なんですけれども、大規模にならない、中規模や小規模でも、ライフ・サイクル・コストというふうな形で、生涯この施設は何カ年で幾らかけてくる。それに対して、どれだけの

サービスが提供できるというのは、ある種の国交省が言っているベースじゃないその費用便益というか、市民に対してどういう利便性が提供できるかという議論は、どこかでしっかりしておく必要がありますよね。たまたまこの会は、大規模というふうなくくりを設けて議論をしていますけれども、行政運営の根本にあるのは、その大か中か小ではなくて、ライフ・サイクル・コスト、いわゆる箱物から波及するサービスには、ライフ・サイクル・コストという意識を持った視点を持つということは大事だと思います。

○座長 行政経営懇談会の事務事業評価では、そういうことをやっているわけですね。でも、今回は一応大規模事業に限ってやっているわけで、一応10億円というのが単位としてというのはいかがですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○座長 じゃあ大体、それで懇談会としては、このくらいでということを確認したので。

そのほかに、この前、前回からの質問も含めて、質問に対する答えが十分でないとか、あるいは、ご意見ございますでしょうか。

○委員 質問です。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 前から申し上げているところなんですが、大規模事業の定義と、その適用範囲というところの整理がやはり違和感があって、基本方針のところでは、大規模事業の定義が10億円の施設整備費でとされている一方で、要綱のほうで、評価の対象というのが狭められて、かつ、一部では市長が判断した事業については適用となっているというところで、規定の仕方としてやはりちょっとわかりづらいかなという印象を受けるんですけれども、これは前回も指摘させていただいたとおりなので、何か意図があって提示されているんだと思うんですが、その理由をお聞かせいただけますか。

○座長 いかがですか、事務局のほうで。

○委員 基本方針のところでは、大規模事業が10億円以上の施設整備事業とされているので、そのものがこの基本方針の適用があるんだなということで動くんですけども、その下の要綱に落ちると、この事業評価に関しては、一定の事業は評価の対象から除くように、かつ、市長が判断した事業については、取り入れようという形になっているので、ここの部分の規定というのは、本来だと、基本方針のほうにも適用されるべき話なのかなと。

例えば市長が必要だと認めた事業は、この基本方針の適用もあるというたてつけにしないと、その評価だけが浮いちゃうというんですかね。そこの統一を図ったほうが、やはり規定としてはいいのかなという、何か理由があれば、もちろんあれなんです。

○事務局 そうですね。この辺もう一度整理をさせていただきたいと思うんですが、今の意見を踏まえて、もう一度整合がとれるように、修正いたします。

○委員 そうですね。丸々要綱の第2条のところの規定を基本方針の2ですかね、に移してきちゃうような形が一番シンプルかなと思っているんですが。

○委員 いいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 もう一つ、要綱のほうにある第6条の自己評価調書という項目が、さっきも言ったんですけども、(1)から(7)まであるんですけども、これも基本方針のほうの事業評価の考え方ところに、事例として、この7項目入れておくということできないですかね。これだけの評価をすれば、大抵のものは評価できたんじゃないかなという、非常にきれいにまとまっているかなと思ったので。この指針のほうの事業評価の考え方は割と漠然としていて、これだけ評価しますよという感じではないので、項目が入っていたら、例としてでもいいので、これだけやりますよというふうなものが入っていると、もっとわかりやすいかな。

○座長 そうですね。別に基本的な方針のほうは、そんなに法律的にこだわら

なくていいわけだから、これ入れ込んだっていいわけですよ。もし、うまく入れられるようだったら、具体例として（１）から（７）まで入れるようにしてください。こちらの事業評価の考え方のところですね。

○事務局 はい。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 議論戻すようですが、もうちょっと方針と要綱の整理をしたほうがいいかなと思います。同じことを両方でうたう必要はないと思います。方針って通常、余り個別のことはうたわずに、細則は要綱で縛るというかたちなんですけれども、少し出入りがあるようだとすれば、階層を整理していただいて、方針の運用性と要綱の実務性というのを明確にさせていただいたほうが、疑念は払拭できるかもしれません。

○委員 いいですか。

○座長 はい。

○委員 要綱のほうに書いてある、この評価調書というのは、これは市長が必要と認めたときに書くものであって、特にそれに関する縛りが余り書いていないんですね。

だから、実際問題、大規模事業評価で、実際何をするかということは、ここには具体的には書いていないわけですよ。書いてあるのかな、私には読み取れなかったの。なので、どこかに大規模事業評価というのは、こういうことをやりますのというのがあって、その限りではないばかりがいっぱい書いてあるので、できることならば、実際具体的に何をするのかということが、まずボンと最初にないと、ちょっと納得できないのかなという気が。

○座長 ある程度は、だから、こっちのほうは確かに、方針のほうが抽象的なんですよ。

○委員 そうです。でも、要綱のほうもちょっとわかりにくかったかなというのがあって、何か読み込みが足りないのかもしれないんですが。

様式第1号

○委員 一つ、要綱には、様式が必要なのかもしれませんね。

○事務局 第5条につきましては、今、様式のほうを整理しているところでございます。次回、様式のほうもお示しできるかなと考えております。

○委員 わかりました。

○座長 そのほかに何かご意見がございますか。

○委員 すみません。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 非常に瑣末なことなのですが、この基本方針のほう、文末が「行うこととします」という表記が非常に多いんですが、「取り組んでいきます」とか、「見直しを行います」では、だめというより、どういう表現が、こういう表現で一般的なのかわからないんですが、「選択します」とか、そういう表現では問題があるんでしょうか、

○座長 例えば「選択します」というのは、どここのところを修正するのか。

○委員 もう大体文末だとか。

○座長 文末のところですね。

○委員 そうなっています。例えば2ページの(2)の目的の一番最後ですけれども、「取り組んでいくこととします」。「取り組んでいきます」で。3ページの①②も大体こう「組み合わせて行うこととします」。「選択することとします」となっているんですが。

○座長 これは言葉の問題だから。

○事務局 市民参加指針の際にも、言葉尻、その辺ありましたので、その辺につきましても同じように修正したいと思います。

○座長 今出てきた「こととします」というのを、例えば「いきます」でもいいわけだし、「行います」でもいいわけだし、その辺ところを検討しておいてください。

○事務局 はい。

様式第1号

○座長 そのほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○座長 どうもありがとうございました。

大規模事業につきましては、今回と次回の懇談会で、ある程度まとめたいと思っておりますので、きょういろいろな意見が出ましたので、そういうものを通してまた変更したものを次回に出したいと思います。

予定していた議事は以上ですけれども、その他何かこの委員会で発言したいことございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 今日、たまたま差別解消法に関する勉強会に、午前中、水戸のほうへ出てきまして、大規模事業に係るときに、必ず公共機関なのでバリアフリー化が評価の対象になっているということを、ここへ載せられなくても、どこかで明記していただけたらいいなと思います。学校なんかでエレベーターをつくっても、障害のある人を乗せるためのものではないといって、入学を断られたりしているんですね。それは余りにもおかしいことではないんですかというのが、障害者団体のほうからの考えであるんですけれども、それを一体どこにどういうふうに言っていっていいのかも全然わからない状態なので、できることなら、もう国連決議で差別禁止ということになってしまっているの、それはつくば市も絶対遵守しなければいけないことだと思いますので、公的施設は、法的義務としてバリアフリーでなければいけないということを、もういいかげん肝に銘じていただきたいなと。ここの人たちだけの責任ではないので、全体でやっていただきたい。

○事務局 市のほうでも、もうちょっと前になるんですが、ユニバーサルデザインということで、市で基本方針なども策定しながら、職員の研修をしたり、そういう差別じゃないけれども、そういったものも全くないんだよということで、ハード面じゃなくてソフト面においても、実はそういうことはやっている

様式第1号

んですか、なかなかそういったところは追いつかない部分がありまして、大変申しわけございませんけれども。

○江藤委員 今年、補助金も決まったじゃないですか、議会通って。すごくいいなと思っているので、ぜひそれを進めていっていただきたいと。

○事務局 はい。

○座長 それでは、事務局のほうは何かございますか、日程のことについて。

○事務局 次回の日程でよろしいですか。

○座長 はい。そのほか連絡事項があればそれも。

○事務局 (今後のスケジュールについて説明)

○座長 本日、予定しておりました案件は一応終了したんですけれども、何かそのほかご意見がございましたら。

○委員 事務局にお願いがあるんですが、私の個人的なお願いですが、今、行政経営懇談会でこういう議論がされている。こういう段階になっているというアナウンスを、できましたら、部長さんが集まる会議か、もしくは次長さんかわかりませんが、適切に情報を提供していただいて、皆さんの意見があるようでしたら、事務局がまとめていただいて、我々にそういう意味での意思表示、もし可能であれば、来ていただくことも大事かと思います。最終的にできたものが市の皆さんにお渡しするというか、提言することになりますので、運用するサイドの皆さんのこういう認識というか、余りショックを受けないようにといえますか、お願いできればと思います。

○座長 それは、意思疎通はとっているわけ、いろいろな形で。

○事務局 はい。まず大規模事業については、各部の次長さんをメンバーとする庁内の検討会議で、この懇談会をやる前に開いて、そこで協議し、その後、懇談会にお示ししております。

○委員 ありがとうございます。

○座長 よろしくお願ひいたします。

様式第1号

○委員 もう一点。

○座長 はい。

○委員 すみません。前にも言ったんですが、市の方針で非常に丁寧な議事録をつくっていただいていいと思うんですが、読み込むの大変なんです。私としては、毎回論点を、概要を整理して、それについて、どう次の会議で決めたか決まらなかったかというのがダイジェストで見えると、職員の皆さん、それ全部見てわかりますから、臨場感出ますので、非常にご負担かけるかなという気はしますが、私の個人的な期待値は、この議事録も大事ですが、でも、論点の項目と、決まったか決まらなかったか、何が決まったかということだけでも見えるというのはとても大事かなと、すみませんでした。

○委員 すみません。

○中村座長 はい。

○委員 これもお願いなんですが、今回、指針とかはもうそこまで変更がないと思うので、履歴をつけて、どこが変わったのかというのをデータだけでもいいのでいただけると、毎回全部読むのはすごい疲れますので。

○事務局 変わった点については、下線を引くなり、そんな形でどこを修正したということがわかるような形を。

○委員 ここが変わりましたということがわかるような形にしていれば。

○委員 大きく変わるようなものは、例えばまだ素案の段階のものは、大きく変わりましたでいいんですが、できればお願いしたいと思います。

○座長 じゃあ、いろいろ注文がつけましたけれども、事務局、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、これで終了いたします。どうもありがとうございました。

平成29年度第5回行政経営懇談会意見対応票

参考資料2

区分	行	ご意見等	対応
市民参加指針 P 1 はじめに	全体	上田委員が作った「はじめに」をそのまま採用すべき。	上田委員修正案に差替え 文章の一部変更
市民参加指針 P 2 1 目的	全体	市民参加の目的を書くのか、ガイドラインの目的を書くのが混在してしまっているの、そこをクリアにすべき。	上田委員修正の「はじめに」をもとに、「策定の目的」ではなく、「指針の目的」であるということ意識して修正する。
	全体	市民参加の基本的な考え方を整理する指針ではなく、市民参加の推進のための指針なので、そこを意識して目的を書くべき。	
	1 行目	「できる限り多くの市民に満足、納得してもらるように」とあるが、行政側が市民の満足・納得を得られる市政を行うのではなく、市民が主体的に関わることで市民参加の趣旨を実現するのが目的であるように考える。	
市民参加指針 P 2 2 市民参加とは	4 行目	(2) 市民参加 「できる限り～目的としていることから」の部分を「直接的に市民が行政に参加することを推進するため」と修正してはどうか。	「1 目的」に合わせて修正する。
市民参加指針 P 3 3 基本的な考え方	4 行目	(1) 積極的な情報提供 「市民に対して」というと市民と行政が敵対しているような読み方ができてしまうので、「対して」を取ってはどうか。	「対して」という言葉を削除する。
	5 行目	(1) 積極的な情報提供 「提供し」の意図が分からない。積極的になにかするのか。	ホームページや広報等により、積極的な情報提供を行うという意図の文章である。
	4 行目	(3) 参加しやすい環境づくり 「また、」の後に「子ども、障害者、外国人などを含めたより多くの～」としてはどうか。	子ども、障害者、外国人等についての文章を加える。
市民参加指針 P 4 4 市民参加の実施	6 行目	(1) 理解、共有 「情報の共有を図るために」の意図が分からない。	行政と市民とが共有すべき情報は、行政から提供するものだけでなく、市民から行政に向けられる意見等についても、情報として行政と市民との間で共有していくという意図である。

区分	行	ご意見等	対応
市民参加指針 P 5 5 公表及び評価・検証	8 行目	5 公表及び評価・検証 文章がわかりにくいいため、「市民参加の取組を可視化するため」の「市民参加の取組」を取ってはどうか。	5 市民参加の推進に関する取組の公表及び評価・検証 「市民参加の取組」を削除する。
	9 行目	5 公表及び評価・検証 「指標とします」が分からないので「公表します」としたらどうか。	5 市民参加の推進に関する取組の公表及び評価・検証 「市職員アンケートやつくば市民意識調査の結果を指標として、市民参加の現状についてどのように感じているのか可視化する」という文章であるため、変更は行わない。
	10行目	5 公表及び評価・検証 検証の期間としては5年ではなく3年が適切なのではないか。	隔年で実施するつくば市市民意識調査の結果を指標の一つとした場合、3年以内では指針施行開始時に十分な検証を行うことができない。「5年を超えない期間ごと」とあるとおり、今後市民参加推進の取組を進めていくなかで、3年で検証を行うこともできることから「5年」とする。
市民参加指針 別表 市民参加の主な実施手法	全体	新しい手法についても文章に加えてもらいたい。 新しい手法も必要だが、既存の手法を使い切れていない人がほとんどなので、今ある手法を活用することも必要である。 実施手法では行政ができることしか書いていないため、「別表記載の手法により市民からの要望を受けつけることができます。」などの表現を指針のどこかに入れるべきではないか。	① 4 市民参加の実施 2 段落目 指針の中で、「市民参加の主な実施手法」に掲げる手法に限定することなく、試行的な取組も導入するということを追記する。 提言で新しい実施手法についても触れながらまとめる。
市民参加要綱 第2条		「意義」を「定義」に修正	修正
		「次の各号」とあるが、「号」がないため修正	修正
市民参加要綱 第3条		第3条で対象の審議会等をあげているが、第4条で除外規定が有り、矛盾しているように見える。	改めて法務課と協議し、内容の矛盾を修正する。
市民参加要綱 第5条		但し書きで「この限りではない」とあるがどの限りではないのかが分かりづらいので明確にすべき。	例規上、通用されている書き方であるため、修正なし。
市民参加要綱 第6条		(3) 人数が足りず、団体から代表として出られる人が限られているような場合もあるため、2～3くらいの併任ができるほうがよい。	併任は2つまでに修正
市民参加要綱 第7条		選任方法について、年齢・男女比・地域などの配分についての規定を盛り込んでどうか。	各審議会で規定する。
		選任方法の中に、利益相反の問題を考えて規定を盛り込んだ方がよいのではないか。	各審議会で規定する。

区分	行	ご意見等	対応
大規模事業方針 P 2 2 大規模事業とは	全体	評価対象事業の単位について、学校のスクールバスは、一体となって効果を発揮するソフト事業であると思うので、新規事業として学校建設などの事業であれば、ソフト事業であっても考慮すべきだと思う。	運用解釈で考慮していく。
		総事業費について、例えば市立病院など、設備の維持運営費が膨大にかかるものの場合は運営費を考えなくてもよいのか、という懸念がある。	総事業費に備品等の経費も含まれ、ハコだけを作る事業費を考えているわけではない。
		評価対象となる大規模事業として P F I などは含まれているのか。	含まれている。
		総事業費について、人件費についてはどう考えるのか。人件費を含めた運営費を総事業費にいれなくて本当に大丈夫かという懸念がある。	人件費については評価項目としての運営費のなかで評価する。
大規模事業方針	全体	方針の言葉尻が「～こととします」といった書き方が多いので、「～を行います」というはっきりした書き方にしたらどうか。	修正
大規模事業 方針・要綱	方針 P 2 2 大規模事業とは 要綱 第 2 条	方針で大規模事業が定義されており、要綱で評価対象が狭められているという構造は分かりづらい。要綱の規定は方針の方でも適用されるべきものではないのか。	整合がとれるように修正する。
	方針 P 4 ①事業評価の考え方 要綱 第 6 条	第 6 条の評価視点はそのまま「方針の事業評価の考え方」に入れる方がよい。	評価の視点をすべて記載してしまうと、新たに視点を追加する場合に方針を改正する必要がでてきてしまうため、方針には主な評価の視点を記載することとする。
	全体	方針と要綱はもう少し整理した方がよい。同じようなことが書いてある。	検討
大規模事業 要綱	全体	大規模事業評価とは、こういうことをやります、と具体的に書いてあった方がよい。要綱ではっきり書くべき。	様式を作成し、示す。
その他 会議録		論点を整理して、ダイジェスト版を作り、なにができたか、何を整理したのかが分かるようにしてほしい。	検討
その他		行政経営懇談会の内容について部の次長もしくは部長方に周知してほしい。	次長の検討会議の中で懇談会での意見を周知している。
その他		修正した点がわかりやすくなっている資料を用意してほしい。	下線を引くなど工夫をして見せるようにする。

	項目	種類	行	御意見	修正	対応方針
指針	はじめに	修正	3行目	「また、中心部においては、～これらは山積する課題のほんの一部に過ぎません。」を削除。 課題解決のためだけに市民参加を推進する印象を与える。	×	周辺部に対する中心部ということで対になっているため、削除は行いません。
指針	はじめに	修正	3段落 11行目	策定し、 → 策定しました。	×	「『市民協働ガイドライン』を策定し、『つくば市自治基本条例市民ワーキングチームからの報告』を受けるなどの取組」という文章のため、修正は行いません。
指針	はじめに	修正	3段落 9～14行目	「自治基本条例市民ワーキングチームからの報告」について、書きぶりの変更が必要ではないか。自治基本条例は制定できていないので、自治基本条例を持っていると誤解されるのではないか。	○	発表するなど → 受けるなど に修正します。
指針	はじめに	修正	4段落 16～17行目	「市民に寄り添う市政を実現していくためには」の削除 ①「ためには、～」 「ためには、～」と続くので。 ②市民を主体に考える市民参加推進において、市民が受け身になる印象がある	○	①前文を修正することにより、「ためには、～」の繰り返しをなくします。 ②行政が市民参加を推進するための指針であるため、この書き方は残します。
指針	目的	修正	1行目	市民を中心とした市政 → 市民を主体とした市政	×	「市民主体」という表現だと、市民が市政運営を行うという印象を与える懸念があるため、市政運営は行政の責任範囲と捉え、「市民中心」で統一します。
指針	(2)市政への市民参加	修正	4行目	市民中心の市政 → 市民主体の市政	×	「1 指針の目的」に合わせて修正します。
指針	(3)市民参加の4段階	修正	3行目	1段落目の文章が長いので、3行目以降を以下の文に修正 「～3段階を基本的な流れとしています。より行政と市民が一体となって取り組んでいくためには、～」	○	御指摘のとおり修正します。
指針	(3)市民参加の4段階	修正	4行目	市民の意見に耳を傾ける → 市民の意見を反映するよう努める	×	行政と市民が互いにそれぞれの状況や考え方を「共有」し、「理解」し合える環境づくりが重要であるという項目であるため、「市民の意見に耳を傾ける」という文章への修正は行いません。
指針	(3)市民参加の4段階	修正	5行目	重複しているため、「市民の市政への理解を促すなど、行政と市民が互いに」を削除	×	「市民が自らの意見を表明し、行政が市民の意見に耳を傾ける」に対する「市民の市政への理解を促す」であるため、削除は行いません。
指針	(3)市民参加の4段階	修正	6行目	環境づくりを進めることが重要です → 環境づくりが重要です	○	御指摘のとおり修正します。
指針	(3)市民参加の4段階	修正	2段落 10行目	直後に記載があり、わかりにくいので、「(共有、理解)」「企画・立案、計画」「実行」「評価、検証」を削除 ※共有、理解は前段階に共通するので、厳密に言えば4段階ではないのでは ※図式化すれば、わかりやすいのではないかと	○	御指摘のとおり修正します。

市民参加指針(案)及び要綱(案)に対する市議会意見

指針	(1)市政への理解の増進	修正	1行目	「必要な市民に、必要な情報を、必要な時に発信すること、～」は、様々な解釈ができ、誤解を生じやすい。	○	以下文章に修正します。 「市民のもとへ、必要とされている情報が、必要とされている時に確実に届くように発信すること～」
指針	(1)市政への理解の増進	修正	3行目	市民の立場から～ → 市民の立場に立つて～	○	御指摘のとおり修正します。
指針	(1)市政への理解の増進	修正	2段落 6行目	「行政が抱える課題や検討段階における論点など」＝「市政の実情に関わる」なので不要である。以下の文に修正。 → 行政が抱える課題や検討段階における論点などの情報	×	「基本的な情報」に対する「実情に関わる情報」であるため、修正は行いません。
指針	(1)市政への理解の増進	修正	3段落 8～9行目	(1)の全体が「市政の理解の増進について」であり、「日ごろから行政とはあまり接点がない市民についても市政への理解を深めてもらうために」は重複しており助長であるため、削除	○	御指摘のとおり修正します。
指針	(2)参加しやすい環境づくり	修正	2行目	関連性が高い市民 → 対象として想定される市民 ※「関連性が高い市民」という表現はわかりにくい。前述に「対象として想定される市民」とあり、揃えたほうがわかりやすい。	○	「関連性が高い市民」や「対象として想定される市民」といった市民を限定するように読める表現から、「市民が市政に参加できる機会を損なうことがないよう」という表現へと変更し、文章全体を見直します。
指針	(2)参加しやすい環境づくり	修正	2行目	市民参加の手法も～ → 市民参加の手法は～	○	文章全体を見直します。
指針	(2)参加しやすい環境づくり	修正	4行目	政策や事業 → 施策 ※事業が決まる前の段階の企画立案からの市民参加なので、「事業」を外し、「政策」では幅が広すぎるので、「施策」という表現ではどうか。	○	文章全体を見直します。
指針	(2)参加しやすい環境づくり	修正	5行目	十分に考慮したうえで、～ → 十分に考慮し、～	×	「十分に考慮する」ということが前提にあった上での「市民参加の取組を行う時間や場所の決定」という文章であるため、修正は行いません。
指針	(2)参加しやすい環境づくり	修正	6行目	「関連性が高い」は前述で繰り返し出ているので、ここでは不要	○	文章全体を見直します。
指針	(2)参加しやすい環境づくり	修正	6行目	市民ができる限り参加できる → 市民ができる限り参加しやすい 「できる」「できる」の繰り返しは意味がわかりにくい。	○	「できる限り参加を希望する市民が参加しやすい」という文章に修正します。
指針	(2)参加しやすい環境づくり	修正	6行目	文章が長い。以下の文に修正 心がけるとともに、市民の～ → 心がけます。また自由かつ～	○	御指摘のとおり修正します。
指針	(2)参加しやすい環境づくり	修正	7行目	～手法を用いるなど、～市民が参加しやすい方法を十分に検討します。 ↓ ～手法を十分に検討します。	×	段落全体で修正がされたため、この一文については修正せずに残します。

市民参加指針(案)及び要綱(案)に対する市議会意見

指針	(2)参加しやすい環境づくり	修正	3段落	また → さらに	○	御指摘のとおり修正します。
指針	(2)参加しやすい環境づくり	修正	3段落	反映させるためには → 反映させるため	○	御指摘のとおり修正します。
指針	(2)参加しやすい環境づくり	修正	3段落	～周知するとともに、できるだけ～などの ※重複しているようなので、簡潔な記述のほうがわかりやすい。	×	「簡易に意見を表明できる」ことが対になっているため修正は行いません。
指針	(3)市民意見の積極的な反映	修正	1段落 1～4行目	1～4行目を削除 ※今までそうではなかったのか、と市民の誤解を生む可能性もあると思われる。あくまでも職員の心構えとし、指針には書かないほうが良いと考える。	×	職員の心構えとして、修正せずに残します。
指針	(3)市民意見の積極的な反映	修正	2段落 5行目	所掌に制約されることなく → わかりやすい言葉に変える	○	「枠組みに制約されることなく」という文章に修正いたします。
指針	(3)市民意見の積極的な反映	修正	2段落 6行目	分野横断的な視点を持って考えていきます。 ↓ 分野横断的な視点を持って取組んでいきます。	×	直前に「取組」という言葉が入っており、「取組を取組む」となるため修正は行いません。
指針	(3)市民意見の積極的な反映	修正	3段落 8行目	声なき声も十分に意識し、積極的に汲み上げていきます。 ↓ 声なき声も積極的に汲み上げ、反映するよう努めていきます。	○	御指摘のとおり修正します。
指針	(3)市民意見の積極的な反映	修正	5段落	やわらかく表現したほうがよい。 ～事業に反映できないものもあります。そうした意見等についても、～ ↓ ～事業に反映できなかった場合には～	○	御指摘のとおり修正します。
指針	市民参加の実施	修正	2段落	「従来の方法にとらわれず、新しい試みに挑戦することも必要」と「これらに限定することなく、試行的な取組も導入していく」はほぼ同じ意味なので、簡潔に後者のみを残す。	○	御指摘のとおり修正します。
指針	(2)企画・立案、計画	修正	2段落 10行目	サンディング → サウンディング	○	文章全体を見直し、サウンディング調査に関する記述は削除いたします。
指針	(2)企画・立案、計画	修正	2段落 11行目	集めていきます。 → 集めて、企画・立案、計画に反映させていきます。	○	御指摘のとおり修正します。
指針	(4)評価、検証	修正	4段落 4行目	市民による外部評価 → 市民による評価 「共有・理解」を掲げながら、「市民は外部」という印象を与える。	○	御指摘のとおり修正します。

指針	公表及び評価, 検証	修正	4段落	5年 → 3年 社会変化に対応するためには「3年」が望ましい	×	隔年で実施するつくば市市民意識調査の結果を指標の一つとした場合, 3年以内では指針施行開始時に十分な検証を行うことができないと考えます。「5年を超えない期間ごと」とあるとおり, 今後市民参加推進の取組を進めていくなかで, 3年で検証を行うこともできることから「5年」とします。
指針	別紙	意見		ヒアリング 「コンサルタント等の外部委託者が行う場合など」とあるが, 市民の生の声を把握するため, 基本的に職員が行ってほしい。職員では本音が聞きだせない事情があるなど, 特別の場合にのみコンサルタントによるヒアリングもあり得るのではないか。	○	御指摘のとおり, ヒアリングを除いた文章に修正します。
指針	別紙	意見		手法には市民提案制度, 市民会議を実施手法に入れてほしい。 もしくは, 市民提案制度について書き込むためにさらに検討が必要であれば, 今後の課題として継続検討することを, 「おわりに」などに書き込んでほしい。	×	指針の中で, 「市民参加の主な実施手法」に掲げる手法に限定することなく, 試行的な取組も導入するということを記載しているため, 別表での例示は行いません。

	項目	種類	意見	修正	対応方針
指針	(2)企画・立案, 計画	修正	2段落目のサウンディング調査の文言については, 指針に定義付けている「市民」の意見やアイデア等を集める手法ではないため, 削除	○	文章全体を見直し, サウンディング調査の記述を削除します。
指針	別表	修正	アイデアソンの概要を修正	○	御指摘のとおり修正します。
指針	全体	意見	市民参加推進の意義は理解するが, この指針からはどのような規模の事業や計画について市民参加をさせるべきかが示されていない。事務の効率を考えると, 大規模事業や, 市の総合計画等について指針に示されたような参加を求めるべきではないか。	○	市民参加の対象を追加します。
要綱	第9条	意見	「募集した市民公募委員が定数に満たなかった場合」しか想定されていないが, 応募者が知識不足等により選考の結果不適格と判断された場合, 同様にその他の方法を採用することが可能なのか。	○	不適格と判断された場合の記述も加え, 文章全体を見直します。
要綱	第5条	質問	市民公募委員の人数について, ただし書きの市長が認めるとき, とはどのような方法で, どのように認められた場合となるのか。	—	運用解釈に詳細を記載します。
要綱	第7条	質問	委員の選任方法について, 選考委員会を設置するとあるが, どのような組織とするのか(委員会の担当, 構成, 人数等)。企画経営課は選考に関わるのか。	—	運用解釈に詳細を記載します。
要綱	第7条	質問	募集要項については, 選考の都度作成するものなのか。また選考基準については公表を前提としているのか。選考結果について, 応募者から問合せがあった場合(選ばれなかった応募者への選考結果についてなど)はどのように対応するのか。	—	運用解釈に詳細を記載します。

つくば市大規模事業評価 実施方針

事業所管課	
作成年月日	

【評価の対象】

事業名	
場所	
事業概要	

【評価の時期】

(1) 自己評価調書作成	:	
(2) 内部評価会議	:	
(3) 外部評価委員会	:	
(4) 対応方針の決定	:	
(5) 対応方針等の公表	:	

【評価の視点】

事業の必要性	
事業の妥当性	
事業の優先性	
事業の有効性	
事業の経済性・効率性	
環境及び景観への配慮	
地域社会への影響	

【評価の方法】

--

【その他】

--

つくば市大規模事業自己評価調書

事業所管課	
作成年月日	

【事業概要】

事業名	
場所	
目的	
内容	
位置づけ (関連計画等)	
事業スケジュール	
概算事業費	
その他特記事項	

位置図等

【評価項目】

事業の必要性	(市民ニーズ等) (現状の課題) (市が担う必要性及び市が実施する必要性)
事業の妥当性	(需要予測等による整備手法, 事業規模及び整備場所, 土地等の鑑定評価の妥当性)
事業の優先性	(課題解決のため又は他事業との整合性から見た事業着手時期の適切性)
事業の有効性	(課題解決又は政策目標達成への有用性及び有効性) (事業未実施の場合との比較) (費用便益分析による有効性)
事業の経済性・効率性	(概算事業費の適切性) (維持管理費及び運営費の適切性) (事業採算性) (コスト削減の工夫)
環境及び景観への配慮	(周辺の生活環境への配慮) (環境影響低減の工夫) (周辺景観への調和, 配慮)
地域社会への影響	(経済波及効果) (合意形成の取り組み)